

報年濟經本日

期半四三第 年十和昭

(るよに料資のでま旬上月一十年十)


輯二十二第

330.59
N6856
T

330.59
N6856
T
00001112

編社報新濟經洋東





日本經濟年報

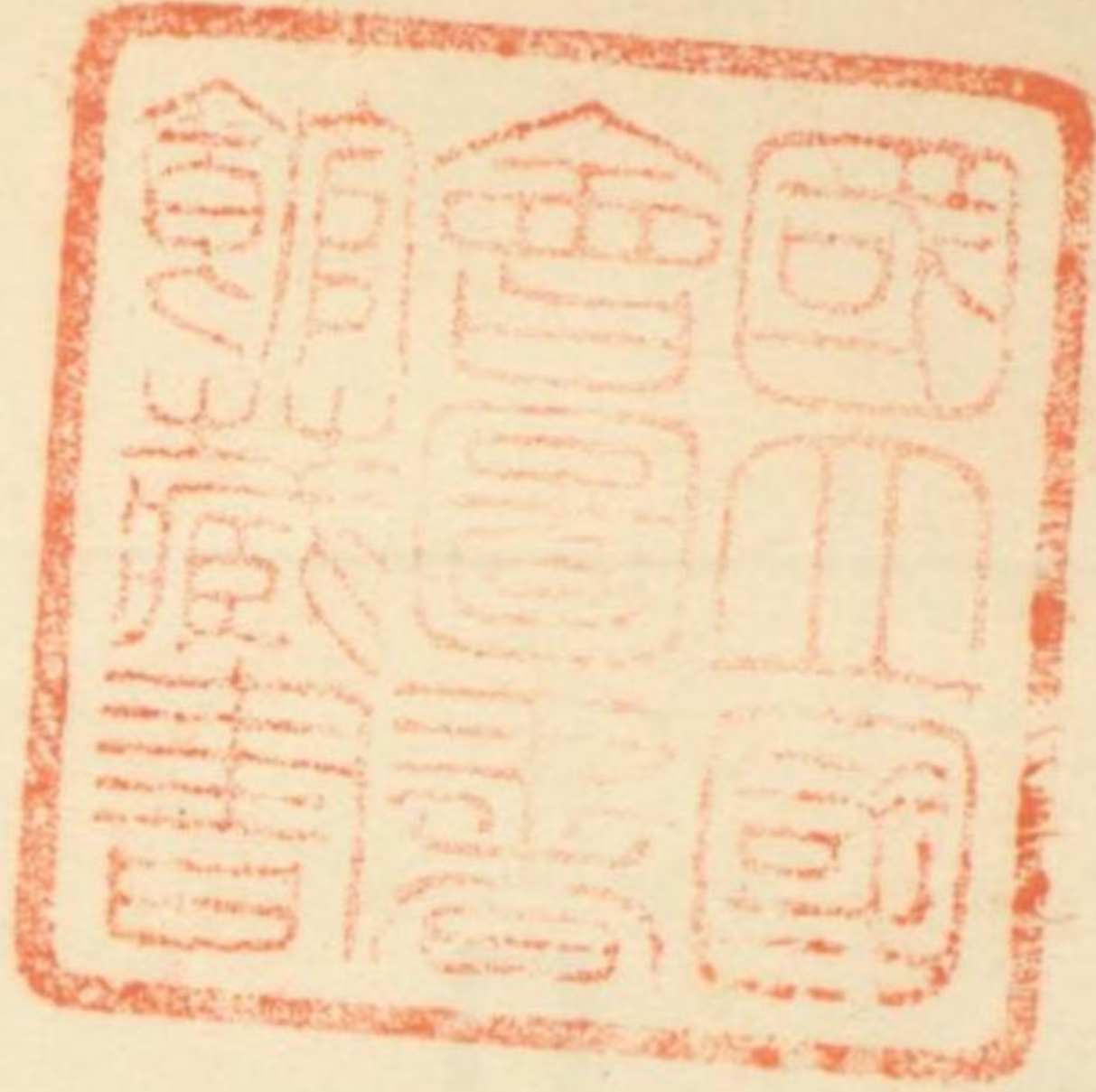
東洋經濟新報社編

日本經濟年報 第二十二輯

— 昭和十年第三四半期 —

東洋經濟新報社

~~330~~
24
330.59
N6856
T



1112

序

一、歐羅巴に於ける政局不安の問題は、既に讀者からの要求もあつたし、吾々も亦これを探り上げて徹底的に究明したいと豫ねてから考へてゐた。が、今まで、此の問題をさし置いても採り上げねばならぬ程の重要問題に迫られたため、つひに延びつゝになつてゐたのである。

伊・エ戦争の勃發は、ヒトラー獨逸の出現以來絶えず動搖し續けて來た歐洲政局に、一層の脅威を與へたことは明白であり、そこに、英・佛・獨の列強、並に聯盟との間の外交交渉を繞つて極めて注目すべき諸事情を曝露した。現在、伊太利の軍事行動の擴大は一應中止されて居り、聯盟の經濟的制裁の發動と、もに、局面は一應小康を維持して居るかに見ゆる。が、問題は尙ほ今後こそ殘されて居るのであり、そこには相次いで起り得る幾多のトラヴルを想像し得る。第一部は現歐羅巴に於ける國際對立の基調を大綱に採り出すことに努めたわけだが、夫れ等を理解する上に一つの有力な手懸りを提供し得たと確信する。

一、日露戦争以後、滿鐵が日本の大陸經營の上に果たした意義と役割に就いては今更云ふ迄もない。滿洲事變以來、其の遂行事業は急激に廣範化した。其の大部分は國策的意味の事業である。單にこの點からだけでも、滿鐵の現状を解剖することは極めて重要な意味を持つ。が、尙ほそこには、其の經營支配權を繞つて、軍部と資本家との微妙な對立が醸されてゐる。國策會社としての滿鐵と營利會社としての滿鐵、こゝにギャップが生ずるは當然であり、現在の滿鐵の悩みはそこにある。第二部は之等の點を究明したわけだが、吾々にしてよく

序

目次

なし得たところと、ひそかにほこりを覚えてゐる。

一、北支問題に就いては、既に前輯第一部で、其の基本的諸事情を纏めて報告して置いた。其の後の政局の進動は、當時、吾々が指摘した方向に向つて居るが、局面は容易に打開されない。既に比較的親日的色彩の濃いと云はれる北支に於てさへ排日的感情は漸次濃化しつゝあるかに見ゆる。十一月三日、突如として發表された幣制改革は、日支關係を更に悪化せしめた。英・米の動きととも、今後深甚の注意を要する。之等の點は第九節で報告して置いた。

一、本輯は懸案の附録統計改革を行つた。改革の要點に就いては附録三頁に述べて置いたから参照されたい。内容は一段と充實したが、尙ほ今後とも諸君の批判・希望を採り入れることに依り、一層の完璧を期して居る。一、本輯の發行がまた遅れてしまつたことを御詫びせねばならない。種々な出版が重なつたためだが、次輯こそ正常な状態に戻りたいと思つて居る。

一、今年も餘すところ一ヶ月そこ〜である。そして發行日の關係から云ふと本輯が今年度の最終編である。御壯健で、よき年を迎へられる様御祈りする。

昭和十年十一月廿八日

東洋經濟新報社

日本經濟年報第廿二輯 目次

第一部 歐洲政局混迷の基底に流るゝもの……………一

序

第一節 伊エ戦争の内包する諸矛盾と其の發展性……………三

- 一、伊エ戦争の展開とその内包する諸矛盾……………三
- 二、今後に於ける發展性……………六

第二節 ヴエルサイユ條約による領土分割—現歐羅巴國際對立の焦點……………一〇

- (一) ヴルサイユ條約改訂論の擡頭……………一〇
- (二) ヴルサイユ條約による領土分割……………一三
- (A) 獨逸の分割……………一三
- (B) 奧太利の分割……………一六

(C) 洪牙利の分割……………一七 (D) ブルガリヤの分割……………一八

第三節 戦後に於ける世界經濟の構成的變化—歐羅巴危機の—
 基底……………二二

(一) ソヴェート聯邦の成立とその發展……………二二

(二) 植民地・半植民地に於ける工業化の進展……………二五

(三) アメリカ資本の歐羅巴への進出……………二六

(四) 所謂歐羅巴の『バルカン化』……………二九

第四節 現歐羅巴國際對立激化の史的前提—相對的安定期に於ける佛蘭西の優越と對英・伊關係……………三〇

(一) 戦後歐羅巴國際對立の均衡を基礎付けた相對的安定期……………三〇

(二) 歐羅巴制變を繞る相對的安定期に於ける英・佛の對立……………三三

(三) バルカン制變を繞る相對的安定期に於ける佛・伊の對立……………三七

(四) ユーゴスラビアと佛蘭西・伊太利……………三九

第五節 尖銳化した恐慌後の歐羅巴國際對立……………四一

(一) 展開された市場爭奪と農業國救済を繞る對立……………四二

(A) 市場爭奪戰の展開……………四二 (B) 農業國救済を繞る對立……………四三

(1) ブリアンの歐羅巴聯合案……………四四 (2) ダニユープ農業プロツク……………四五

(3) 獨逸關稅同盟……………四五 (4) タルヂウ案……………四五

(二) ヴルサイユ條約改訂へのヒトラー獨逸の驀進……………四七

(A) 獨逸ファシズムの外交政策……………四七 (B) 軍備擴張への猛進……………四七

(C) 奧太利ナチスの暴動……………四八 (D) ザールの獨逸歸屬……………四八

(E) 再軍備爆彈宣言……………四八

(三) 對獨政策の支離滅裂……………四九

(A) 複雑化された諸情勢……………四九 (B) 對獨政策の混亂……………四九

(C) 英國の對獨政策……………五〇 (D) 佛蘭西の對獨政策……………五〇

(E) 伊太利の對獨政策……………五二

第六節 今後の見透し……………六六

第二部 大陸政策の進展と滿鐵經營の諸問題……………六九

序 滿鐵經營の新段階……………六九

第一節 遂行事業の廣範化とその意義及影響……………七三

一、滿鐵事業の内容とその重點の變化……………七三

二、直營事業の収益基礎……………七六

三、滿洲國固有鐵道の問題點……………八二

四、關係會社の多樣化と開放問題……………九三

第二節 治外法權の撤廢と附屬地經營の今後……………九八

一、滿洲に於ける治外法權……………一〇〇

二、滿鐵附屬地の特質と經營……………一〇三

第三節 諸積極策と資金問題の重要性……………一〇七

一、所謂資金五ヶ年計畫……………一〇八

二、豫想さるゝ新事業の概貌……………一〇九

(A) 鐵道關係事業……………一〇九

(B) 燃料關係事業……………一一〇

(C) 農業關係事業……………一一三

(D) 新規企業の設定……………一一四

(E) 北支經濟開發關係事業……………一二五

三、資金調達對策の重要性……………一二七

第四節 改組問題と滿鐵の將來……………一三三

- 一、綜合經營の内容變化……………一三三
- 二、改組の方策とその意味……………一三四

第三部 各經濟部面の分析と見透……………一三九

第一節 景氣概觀……………一三九

- 一、景氣は果して立直つて來た……………一三九
- A、主なる景氣指標……………一四〇
- B、後れてゐるものもある……………一四二
- C、全體的に位地はまだ低い……………一四三
- 二、立直りの諸理由……………一四四
- A、農産品價格の騰貴……………一四四
- B、軍需品價格の騰貴……………一三七
- C、米國好景氣の影響……………一三八
- D、輸出増進と貿易尻好化……………一三八
- E、悲觀行過の訂正……………一三九
- 三、金融は基調緩漫に變りなし……………一四三

四、景氣上昇は續くだらう……………一四七

第二節 世界經濟の情勢……………一四七

一、世界景氣の跛行性……………一四七

二、戰爭と景氣……………一四九

三、米國景氣の恢復……………一五三

(A) ウォール街の連續的活氣……………一五三

(B) 活況の諸要因……………一五三

(C) 米國景氣恢復の第二段階……………一五五

(D) 財政インフレの飽和點……………一五六

四、中國に於ける水害……………一五七

(A) 黄河及長江の氾濫……………一五七

(B) 幣制改革令の實施……………一五九

第三節 外國貿易は依然好調を持續……………一六一

一、貿易尻著しく改善……………一六三

二、輸出入市場の變化……………一六四

(A) 對米輸出の激増……………一六四

(B) 問題の對加奈陀・埃及貿易……………一六四

(C) 對滿輸出の減少……………一六五

(D) 對支輸出増の停滯……………一六六

三、商品内容の變化……………一六六

(A) 輸出に於ける生絲の激増……………一六六

(B) 輸入に於ける棉花の減少……………一六九

四、通商擁護法發動後の日加貿易……………一七一

五、日俟通商條約廢棄通告後の状態……………一七三

六、行悩む輸出統制問題……………一七五

(A) 北米向輸出柑橘の纏れ……………一七六

(B) 對比割當決定と綿布輸出統制の將來……………一七七

第四節 安定化せる産業界……………一七九

(一) 安定期に入る……………一七九

(二) 物價の全面的な回復……………一八〇

(三) 商品需給の改善……………一八四

(A) 生産の側から見た状態……………一八四

(B) カルテル活動の效果……………一八六

(四) 最近の決算に現はれた事業會社成績……………一九一

(五) 軍事的産業統制における二つの問題……………一九三

(A) 難關に逢着した石油業法……………一九三

(B) 自動車工業法案の要綱……………一九七

第五節 労働組合運動の展開と労働者の状態……………一九九

一、労働組合陣營の整理……………二〇〇

(A) 労働組合總聯合日本主義へ轉向……………二〇〇

(B) 總同盟と全勞の合同促進……………二〇二

(C) 左翼組合の全的参加論……………二〇五

二、労働争議の一般的傾向……………二〇七

(A) 労働争議の縮小化……………二〇八

(B) 要求事項の積極化……………二〇八

(C) 新興工業に争議増加……………二一〇

三、労働者の就業度と賃銀状況……………二一一

(A) 労働人員減少の意味……………二一二

(B) 定額賃銀は低下止む……………二一四

(C) 實收賃銀は低下……………二一五

第六節 農産物價の騰貴と農村の状态……………二二七

一、數字に表れた十年度農業收入の位置……………二二八

(A) 凶作の本年米作……………二二九

(B) 減作と滿高の養蠶……………二二三

(C) 保護獎勵策に恵まれた小麥……………二二七

(D) 農業收入の増加は果して農民を潤すか……………二三〇

二、依然激増を續ける小作争議……………二三三

第七節 臺灣並に朝鮮の状态……………二三五

一、臺灣……………二三六

(A) 物價は反騰……………二三六

(B) 貿易は順調……………二三七

(C) 臺灣の便利屋貿易本格化する……………二四〇

(D) 重要農産物は概して良好……………二四三

(イ) 農産物價格……………二四三

(ロ) 米收穫高……………二四三

(ハ) 砂糖……………二四四

(E) 鐵産額も増加……………二四四

二、朝鮮……………二四五

(A) 貿易は輸入移入激増……………二四五

(B) 米作は良好……………二四八

(C) 重金政策の反映……………二四八

三、農民並に労働者の状態……………二五〇

(A) 京城労働賃銀指數の停滞……………二五〇

(B) 朝鮮に於ける小作爭議の激増……………二五一

第八節 國幣圓安定と滿洲國國際收支の檢討……………二五三

一、滿日爲替の安定と通貨統一方針の確立……………二五三

(A) 滿日爲替の安定……………二五三

(B) 鮮銀券の流通と通貨統一方針の確立……………二五四

二、滿洲國國際收支の檢討……………二五六

(A) 發表數字の内容と問題の所在……………二五七

(B) 商品貿易收支の檢討……………二六〇

(C) 貿易外收支の檢討……………二六二

(D) 貿易及對滿投資の最近事情……………二六四

三、對滿二大工作の決定……………二六五

(A) 日滿經濟共同委員會の設置……………二六六

(B) 對滿治外法權撤廢帝國方針……………二六八

四、滿洲國產業界の近狀……………二六九

(A) 特産界……………二六九

(B) 工鑛業界……………二七〇

第九節 北支政局の進動と我國政治社會情勢の近狀……………二七三

一、日支關係の再惡化……………二七三

(A) 北支政局の進動……………二七三

(イ) 所謂「多田聲明なるものゝ重要性」……………二七三

(ロ) 聯省自治政權の確立運動……………二七六

(ハ) 北支は暗雲低迷……………二八〇

(B) 幣制改革を繞る日英支の對立……………二八二

二、注目される日蘇關係……………二八三

(A) 其の後の滿洲里會議……………二八四

(B) 蘇聯滿蘇國境問題反駁……………二八四

三、舉國一致内閣時代は續く……………二八五

附 録

一、統計改革要綱……………三

一、重要統計表……………五

一、昭和十年第三四半期日誌……………四五

一、第二十一輯(昭和十年第二四半期)索引……………五〇

一、第二部參考資料(滿鐵關係會社一覽表)……………五七

日本經濟年報

第二十二輯

— 昭和十年第三四半期 —

(昭和十年十一月上旬迄の材料による)

第一部 歐洲政局混迷の基底に流るゝもの

序 反ヴェルサイユ派の擡頭

伊太利軍のエチオピア進撃は、遂に聯盟理事會をして經濟的制裁斷行を決議せしめ、夫れは既に發動されて居る。目まぐるしい許りの歐洲列強の外交々渉、そこに威嚇や懐柔に依る凡ゆる馳引の種々相を吾々は見せつけられたが、夫れも一應鎮まり、局面は小康状態を維持して居るかに見ゆる。

だが、夫れは飽くまでも無氣味な小康状態である。聯盟との間に妥協が生ぜねば、そこに當然伊太利の脱退と云ふことが考へられるし、そうなれば大戦後歐羅巴諸國間の均衡關係を基礎付けて來た集團的平和維持の機構に重大な打撃を與へる。既に、一九三三年、ナチス獨逸の出現以來、その現状打破的態の強化によつて、歐洲政局は動搖せしめられて來たが、更に夫れは複雑化し、廣汎化し、深刻化せしめられるからである。云ふまでもなく、ヒトラー獨逸は、ヴェルサイユ及びサン・ジェルマン條約を改正すること、獨逸民族を統一して大獨逸帝國を造ることを強調することにより、バルカン、中歐への帝國主義的進出を目指すものであり、其準備行動として既に一九三三年十二月には國際聯盟及び

軍縮會議から脱退し、今春三月には再軍備の所謂爆彈宣言を投げつけ、海陸空軍の再組織に狂奔して居る。之に對しては、英佛伊墮洪蘇聯の各國から相次いで軍備擴張計畫が發表され、此處に國際的な大軍備擴張時代が急速に展開されるに至つたが、他面列強の複雑な集合離散の過程を通じて、いくつかの軍事及び準軍事同盟が成立してをる。

今回の伊太利によるエチオピア制覇の目的も、伊太利が國內に重要資源を持たず、しかもその缺を充し得る植民地にも恵まれてゐないといふ帝國主義國としての大きな『弱さ』の解決にある以上、夫れが獨逸の反ヴェルサイユ的勢力に拍車をかけることは明かである。既に伊エ戦争展開中に於いて獨逸は突然メーメル問題の解決意圖を提言し、關係諸國を恐怖せしめた位である。

斯くて、今後の歐洲政局は、絶え間無き各國の軍擴熱を背景として、ヒトラー獨逸の第二段的進出と伊エ戦争を繞る英佛伊間の複雑な對立、更に第二次五ヶ年計畫を成功的に遂行して發展しつゝあるソ聯邦と歐羅巴資本主義國との宿命的な對立等の基礎の上に、益々混迷と動搖を續けて行くだらう。

現在、生起しつゝある種々なる事件の行方を、一つ／＼具體的に豫言することは極めて困難であるし、吾々も夫れを敢へてしようとは思はない。従つて、以下には、具體的に問題の所在を明らかにすると同時に、夫れ等の基底に横はる太い線を、大掴みに採り出すことに努めたわけである。

第一節 伊エ戦争の内包する諸矛盾とその發展性

一、伊エ戦争の展開とその内包する諸矛盾

先づ現在進行中の伊エ戦争が如何なる歐羅巴政治外交上の矛盾を内包してをるか、及びその今後に於ける發展性如何が指適されねばならない。

云ふまでもなく今度の伊太利エチオピア戦争は單純な植民地戦争、小戦争と見るのは誤謬である。何所なら、(一)該戦争は吾々が序文に於て簡單に述べて置いた(詳しくは後に述べる)如きヒトラー獨逸の進出の後に展開されてをる複雑な歐羅巴政治情勢を背景として發展して來てをること、(二)而してエチオピアに於ける英佛伊の對立關係及び該戦争が恐慌後の伊太利經濟の窮乏により拍車付けられてゐること、(三)更に最近では聯盟五十二ヶ國による對伊太利經濟制裁斷行によつて伊太利經濟の窮乏は益々強化される必然にあり、今後伊太利對聯盟即ち其指導國たる英佛との對立は一層深められる事情にあること、(四)且又嘗つて伊エ紛争に對して無氣味な沈黙を續けてゐた獨逸が、紛争が戦争

に發展して、そのため英佛及び聯盟内部の諸關係が困亂し始めた時、突然メーメル問題を持出したこと等を考へると、この戦争の發展は、或は第二次世界戦争への有力な捨石の役目を持つかも知れないのである。我々は此處で該戦争の簡単な經過を見て置かう。

◇伊エ戦争の經過 伊エ戦争の直接の原因は昨年十一月末から十二月初旬にかけてエチオピアと伊領ソマリランドの國境問題に端を發して兩軍の衝突となつたワアル・ワアル事件である。而してその發展の契機となつたものは本年一月に於ける佛伊協定の成立と、三月に於ける獨逸の爆彈宣言後に展開された新事態である。即ち佛伊協定に於て伊太利は佛蘭西から亞弗利加に於ける植民地の一部を割讓された上に、エチオピア遠征を容認され、又再軍備宣言後英國の獨逸に對してとつた態度は更に佛伊の接近を強め、伊太利をしてあえて一九〇六年英佛伊間に結ばれてあつたエチオピア安全保障條約を破る態度に驅立てたのである。即ち再軍備宣言後英佛伊がストレーザに於て獨逸の反ヴェルサイユ的行動を否定し、その發展に對し、共同して阻止しやうとするに一致したにも拘らず、二ヶ月も経ぬ中に英國は單獨に獨逸と海軍協定を締結する態度に出たのである。これは云ふまでもなくヴェルサイユ條約の侵犯に當つてをるばかりでなく、佛蘭西にとつては僅か三ヶ月前の本年二月に英國との間に締結した英佛協定を蹂躪された形となつた。伊太利も英國の態度をストレーザで確立された三國協調の方針を放棄したものとして詰つた位である。此處に佛伊の一層の接近の見られたことは當然だ。そして伊太利はそうした佛伊關係を基礎に對エチオピア攻勢を進めたのである。従つてワアル・ワアル事件當時伊太利の要求は、ワアル・ワアル地方を伊領と認めること、責任者を處罰し、百萬リラの損害賠償に應ずること、伊太利國旗に對する叩頭といふ程度であつたが、其後、エチオピアを完全に自國の政治支配下に置かん

として、宗主權を要求するに至つたのである。此處に英吉利とは勿論、最初伊太利に好意をもつてゐた佛蘭西とも對立するに至つたのである。而してこれら二國に指導されて紛争を平和的に解決しやうといふ聯盟理事會、總會の勸告すら無視して戦端を開いたのである。

◇エチオピアに於ける英佛伊の利害關係 ところで、英佛伊の對エチオピア關係は共に前世紀末に生じてゐる。伊太利は最も早く既に一八八五年の條約に於て排他的優先的地位を確立した。併し伊太利の侵略政策は遂に一八九五年アドワの戦となり、エチオピアは佛國の援助で勝利を占めた。此頃から佛蘭西との接近はじまり、一八九七年佛蘭西はエチオピアと同盟を結び、エチオピアよりジブチ—アジス・アベバ間の鐵道經營權を得、且つ阿弗利加進出の足場を得た。ここに於て埃及スダン經營につとめつゝあつた英國と對待する様になつたのである。其後一九〇〇年には露西亞が關係して來（エ國軍隊を露國將校の指揮下に置く）一九〇四年以降は獨逸が關係して、盛んなる商品輸出を行つたが、共に英國外交の力で退去せしめられ、英佛伊だけの關係となつた。斯くて三國は一九〇六年エ國に關する相互權益尊重條約を結んだ。併し伊太利の植民地欲は強く、それは一九一九年英國に對して一つの提案となつて現はれた。即ち『英國政府が他日ツアナ湖にダムを築き、又ツアナ湖とスーダンとの間に自動車道路を敷設する權利を得んとする時は、伊國は英國を支持すること。その代り伊國がエリトリア國境から伊領ソマリランド國の國境に達する鐵道の敷設權を求むる時は、英國は伊國の要求を支持すること。且つ右の鐵道附屬地帯及び西部エチオピアが伊太利の經濟的勢力範圍たることを英國に於て承認する』と云ふのである。之は一九二四年に英伊協定となつて成立した。併し右の通告に接するやエ國は直ちに國際聯盟に抗議を提出し、佛蘭西の支持を得て右協定を無効にしたのである。英國のエ國の關心は全くツアナ湖にある。之は青ナイルの水源で、その恩恵なくば埃及スーダンに於ける棉花は生育しないのだ。

而て埃及には水量少く、ハミルトン・ライトの調査によれば、毎年凡そ百三十八億立方米の水が不足してをるといはれ、その缺乏を補ふ上にツアナ湖に完全な治水工事が要求されてゐるのである。従つて、その權益獲得は英國が永く希望してゐるところなのだ。これが伊太利の宗主權要求に應じ得ぬ理由だ。その上エチオピアは唯一の黒人帝國で、伊太利が之を相手に争ふことは多くの黒人種に人種戦争といふ感を與へ、ために英帝國の如き人口構成上黒人種の絶體多數である國では統治上伊太利の戦時行動に對して反對せざるを得ないのである。

二、今後に於ける發展性

伊エ戦争の今後の發展性を理解する上に更に必要な二、三の附言をなして置かう。

先づ基本的な點は伊太利がその經濟的發展に必要な重要資源を國內に持たず、又そうした資源を豊富に包藏する植民地に恵まれてゐないと云ふことである。今伊太利の主要輸入品を見れば次頁表の如くだ。國內に資源の貧弱である理由は自然的要因で規定されてをり、人力を以て如何ともなし得ないが、植民地に恵まれなかつた理由は全く歴史的に規定されてをるものだ。即ち英佛獨等が世界分割に活躍してゐた時は、伊太利はまだ國內統一に追はれてゐたため、それに參加し得なかつたからである。従つて帝國主義の段階に入るや強烈に植民地の必要に迫まれ、一八九六年にはエチオピアを完全に保護國化しやうとするための遠征が試みられてをり、又一九一五年には伊太利に亞弗利加の領土分割及

(一) 一九三三年伊太

利主要輸入品

(單位千リラ)

穀類、野菜類	三二、三〇〇
綿花	九三、七〇〇
羊毛	五九、七〇〇
鐵具類	三〇六、〇〇〇
石、鑛石類	三三、八〇〇
木材、コルク	八三三、五〇〇
石油其他油類	三六、五〇〇
皮革類	三九、五〇〇
其他共計	三三、五〇〇
其他共計	八、七二、七〇〇

太利が簡單に手を引くことは考へられないのである。

第二に理解すべきは此戦争が大恐慌後の伊太利經濟の深刻な窮乏化によつて拍車付けられてゐるといふ點だ。我々は此處で伊太利經濟窮乏化の過程を詳細に述べる餘白を持たない。たゞそれを知るに足る簡單な記述をなすにとどめやう。

先づ工業生産指數を見ると一九二八年を一〇〇として三二年は七三に低下してをる。三三年の社會政策的施設の増加で漸く回復し三四、五年は伊エ戦争準備で急回復を示してゐるが、それが國民生活

水準の向上を意味してゐるものでないことは勿論である。又貿易を見ると一九三一年以降の輸出減が目立つてゐる。貿易尻は三一年以降改善されてゐるが、これは輸入の嚴重な管理から來てをる現象で、伊太利經濟界の發展どころか、むしろ沈衰を示すものに外ならない。輸入の減退も著しいが、三四、

五年は増加してゐる。これも軍需品輸入増から來た現象に外ならない。失業者も東亞遠征軍の増加によつて三四年以降減少してゐるが、既に三三年には一九二八、九年頃の三倍にも達してゐた事實からみて伊太利フアッシュヨ政府が常に苦慮せねばならない問題であることも推察するに難くない。

更に伊エ紛争の發展過程に於て、伊太利政府が採用した諸政策を見るならば、讀者は伊太利經濟窮乏化の程度を充分理解出來るであらう。

即ち伊太利では既に一九三一年三月には純經濟的目的から峻嚴な輸入管理の擧に出で、三四年五月からは爲替管理を斷行して來た。併し戰爭準備を強行しはじめた昨年下半年頃から一段とその政策を強めたのである。即ち昨年十二月八日及び本年五月廿日の法

(二) 伊太利經濟の諸指標

工業生産指數	貿易(百萬リラ)			失業者數
	輸入	輸出	差引	
1928	1,826.7	1,213.0	(-) 613.7	324,422
1929	1,805.6	1,269.7	(-) 535.9	300,786
1930	1,445.6	1,009.9	(-) 435.7	425,437
1931	84.7	970.3	(-) 119.5	734,454
1932	73.0	689.0	(-) 121.3	1,006,442
1933	80.5	619.3	(-) 120.1	1,018,955
1934	88.3	638.9	(-) 203.5	963,677
1935	100.5	638.1	(-) 229.2	785,405

(備考) 生産指數は年平均、35年は8月迄の平均、貿易は年平均額、35年は9月迄の平均、失業者年平均、35年は8月迄平均

令で爲替管理を強化し、對外債權の集中化を計つたのである。だが本年七月二日には金本位條項の法定準備四割規定を停止し、更に國內銀貨回收令を公布する一方、外國有價證券の管理や銀塊、棒銀、屑銀及び銀貨の輸出を禁止して戰爭準備の圓滑化を計つた。又八月一日から石炭、コークス、ニッケル、銅の輸入を國有鐵道の代理部を通して行はしめて、投機的輸入を阻止することとなり、更に同廿八日には戰時經濟管理を斷行するに至つた。それによつて在外クレデットの強制譲渡、外國市場で募集された伊國政府證券の強制徵發、及びその五分利付九ヶ年拂の國庫證券への借替等で、外資の集中を計つたのである。又ガソリンが主要輸入品であり、之を軍事用に供するためにガソリン自動車の製造を禁止し、更に軍需品の一般使用を制限する策に出でゐる。これによれば建築材料としての鋼鐵及び自動車の使用を制限し、ガソリンの値上げ、地主への地代課税の一割増が規定されてをる。十月十九日には軍需品その他外國輸入必需品支拂に當る外貨獲得の目的をもつて、「一九三四年生産の生絲は一切國內消費を禁じ、即時輸出を命ず」といふ命令を發布してをり、十月廿九日には十一月五日以降肉類消費に大制限を加へることを決定し、十一月一日からは石油、鑛物の專賣を開始したのである。しかも十一月二日には官報を以て政府調査の經濟財政に關する統計の發表を停止した程である。

以上の記述から伊太利が如何に伊エ戰爭のために犠牲を拂つて來たか理解されやう。しかも一方で内國債は著増し、本年六月末には千五十三億リラに達してをり、それは三一年六月末に比せば百四十億も増加してをり、財政的破綻は全く切迫してをるのである。従つて伊エ戰爭が其結末をつけるための外交交渉に入つた場合には、ムソリーニは種々なる理由の下に利權の要求を提出し、そのため英佛との間に種々なる混亂が繰返されやう。その場合獨逸が如何なる態度を示すか何人も想像を許さな

いが、その出方如何では更に大きな波紋が生ずるかも知れない。黒人國と嘲笑し、軍備、兵力の點にあまりにも差異のあるエチオピアと戦争する過程に、上述した如き多くの國內政策を採用せねばならなかつた伊太利が、今後英佛との外交交渉に於て、果してどれ程の過當な要求を最後まで押し通し得るか否かには充分疑問の餘地がある。が、既に基調が朽棄して、列國の對立が複雑化してをる歐羅巴の現状では其交渉過程に如何なる事態が新生するか想像出來ない。爆發しやうとして其機を待つてをるかの如き問題が獨逸を中心に、中歐に、東歐に、バルカンに數多く散在するからである。

第二節 ヴエルサイユ條約による領土分割

— 現歐羅巴國際對立の一焦點 —

一、ヴェルサイユ條約改訂論の擡頭

さて以上の如き伊エ戦争の今後の發展及びそれが歐羅巴政局に捲起すであらう諸波紋の性質は、直接的にはヒトラー獨逸の進出によつて急激に擡頭した反ヴェルサイユ條約熱と、それ以後錯雜化した

歐羅巴諸國の對立關係との關聯から、理解されねばならない。だがそうした意圖は、當然現在到達してをる歐羅巴列強の諸關係が、歐洲大戰後今日に至る歐羅巴政治外交史上に如何なる位地を持ち、今日以前に於ける諸關係と如何なる特徴に於て對置せしめられてゐるかの研究を必要として來るであらう。

そこで、我々は先づ現在の歐羅巴政局の特有的徵様相に就いて George Blocombe 氏が其著 *“Crisis of Europe”* の卷末に記述してをる要領よき總括を、一應次に摘録して置かう。即ち(一)一九三四年に於ける歐羅巴の現勢は、丁度一九一四年の状態と同様である。(二)大國間の新たな離合集散が進行中であつて挑發的な新協約や軍事問題が二ヶ國乃至數ヶ國の間に締結されてゐる。(三)平和條約改訂の組織的運動及び之に對抗して現條約を維持せんとする運動が漸次的に高潮して戦争にまで及ばんとしてゐる。(四)大戰の勝利者が此條約の改訂を承諾しさうな氣色は少しも見えぬ。従つて結局戦争によつて之を強制する外ないやうである。而も一九一九年の條約を其儘持續することは不可能で若干の改訂は止むを得ない。(五)それを平和的に改訂せんがためには、勝者も敗者も共に同一の地歩に立つて隔意なき協調を遂ぐる平和會議による外はない。(六)勝者の讓歩は、彼等の安全を保障する確な契約か、或は其手放す土地に對して、其損失を償ふべき政治的或は經濟的な満足と與へて之を承諾せしむべきである。(七)斯くの如き交讓妥協と安全保障とは政治的經濟的情勢に新局面を打開するもので結

局政羅巴合衆國とも言ふべきものを實現せしむるであらう。(註一)

以上の如き Slocombe 氏の總括は、量も明瞭に、現歐洲政局の舞臺に浮び上つてをるヴェルサイユ條約を中心とした現状維持派と打破乃至訂正派の抗争を簡明に描いたものある。勿論我々は Slocombe 氏が六、七項に述べてをるが如き協調的方向に事態が簡単に進み得ないと考へるのであるが、さりとして一直線に戦争へと進むものとも断定し得ない。第一次世界戦争の慘劇的結果が、まだ羅巴人の腦裡に深く刻まれてゐる上に、各國の經濟界が長い恐慌にさいなまれて戦争への氣魄を缺いてさるからだ。にも拘らず現實の事態は戦争へ〜と拍車附けられて來てをるので、此現實の矛盾の解決に何等かの平和約方策が提唱され、それが如何なる規模に於ても、兎に角世界が一時採り上にて考慮を拂ふであらうことは充分考へられる。既に去る九月五日付發行の米國週刊雜誌「リバティー」誌上にハウス大佐は「國際ニュー・デールの必要」といふ論文を發表して國際平和を確把するには「英佛露米は世界の現状に適應した條件で伊獨日に接し、之等三國が世界の資源に付、妥當なる配分を受けんとを主張するのを認め」(註二)る以外になきことを強調した。しかも同誌上でこの所説に答へた元英國労働黨内閣の名藏相フィリップ・スノーデン氏も次ぎの様に云ふてゐる。「今日卓拔せる政治家の力によれば十分解決し得る二つの注意すべき問題がある。第一は獨逸に其奪取せられたる植民地を返還

することであり、第二は伊エ紛争を解決することである。而して舊獨領植民地返還は殆んど困難はなすと思ふ……」(註三)云ふまでもなく以上の所説はヴェルサイユ條約の改訂を意味するものに外ならぬが、少くともそれが平和的に遂行されるとは容易に考へられない。だが今後伊エ戦争の解決が問題となり、獨逸の強硬外交が更に進展して來る場合、其改訂問題が國際的規模に於いて論議されて來るものと思はれる。そこで我々は先づ平和條約が結果せる領土分割の跡を見やう。

註一 = George Slocombe :—Crisis in Europe.

註二 = 植民地再分割の提唱、國際ニュー・デール論 エトワード・ハウス記、米國週刊 Liberty 誌上九月五日、

東京朝日新聞九月廿二、廿三日より。

註三 = 「植民地再分割と聯盟主義」ハウス大佐の所論に答へて。フィリップ・スノーデン。米國同誌上掲載、東京朝日新聞九月廿四日より。

二、ヴェルサイユ條約による領土分割

(A) 獨逸の分割 言ふまでもなくヴェルサイユ條約は大戦後の歐羅巴諸勢力關係を戰勝國の一方的意志によつて規定した條約なのである。即ち具體的には戰敗國に國境の改訂、軍備の制限、賠償支拂を強要したもので、これによつて大戦後直ちに歐羅巴には最大の不均衡關係が構成され、且つ戰勝國と戰

敗國との對立の基礎が築かれたのである。しかも一聯の國々は此體制によつて全く經濟的沈滞に陥入るべく運命付けられたので、此條約が結局歐羅巴を破滅に導くであらうといふことは既に其討議中及び成立後に於て各國の識者の強調したところである。我々は此處で、將に調印せられんとする平和條約を前にして一九一九年六月二十四日ジュールナル・ド・ジュネーブ紙が掲げた社説を讀むことによつて、その一端を窺つて置かう。

『此の文書(平和條約)の根本的失錯は、兩立し難き二つの考へ方の妥協であるといふ事情に存する。獨逸を確立的に打倒することに依つて、歐洲の平和を回復することは、實行可能であつた。併し之れを成し遂ぐる爲めには、七千萬の國民を破砕して、再び起つ能はざるに至らしむることを要したであらう。また平和は専ら正義公道の力に依つても確立し得られた。併し此の場合には、獨逸を斟酌して取扱ひ、怨みを抱かれないやうにすることを要したであらう。然るにクレマンソーはウイルソンを妨げて、十分の寛大を發揮して道德的平和(モラル・ピース)を得さしめず、ウイルソン又クレマンソーを妨げて、十分の峻烈を以て物質的平和(マテリアル・ピース)を確立することを爲さしめなかつた。従つて其の結果は、永續の眞の保障を缺くレジームとなつたのである。』(註一)

即ち平和條約の中にはマテリアル・ピースもモラル・ピースも存在してゐないといふのである。此簡單な言辭によつて平和條約が戦後の世界平和にとつて如何に偉大な破壊者であつたか理解されやう。先づ獨逸の喪失した大地を見ると第一、二表の如くだ。

(一) ドイツ割讓地(ザールを含む)の面積と人口

取得國	面積(千ヘクタール)	居住人口
リトヴィア(メーメル地方)	266	141,238
ポーランド	4,614	3,854,971
ボヘミア	191	330,630
チエツコスロバキア	32	48,446
デンマーク	399	166,348
ベルギー	104	60,003
フランド地方	1,452	1,874,014
ザール地方	193	651,984
國際聯盟管	7,058	6,475,650
計		
以上1910年現在	13.05	9.97
ドイツ全國に對する割合%		

(註) 1926年ドイツ統計年鑑より、尙ほザールは1935年1月人民投票により獨逸歸屬に決定す。

(二) 平和條約によるドイツ植民地の分割

委任統治地方	委任統治國	平方哩
獨領東アフリカ	イギリス・ベルギー	384,180
獨領西南アフリカ	南阿聯那	322,200
カメルーン	フランス・イギリス	290,000
トゴランド	フランス・イギリス	33,000
カイゼル、ウイヘルム、ランド	濠洲	20,000
ビスマルク群島	濠洲	20,000
ソロモン群島	濠洲	4,200
マーシャル群島	日本	150
カロリナ群島	日本	560
モリア群島	日本	250
マサ州	ニュ・ジール	10,000
膠州租借地	支那	200

(註) 世界政治經濟年鑑 18頁より

言ふまでもなく、面積は單なる土地の擴がりではなく、其處は農工業原料の母體であり、そして人口は、それ等の資源に能動性を附與する社會力なのである。此意味からして、土地、人口の喪失は生産力

の喪失であり、それだけ獨逸國民經濟の貧困化を意味するのである。我々は失はれたる資源と諸製造工業資産を示す餘白を持たぬが、製鐵、製炭、製鉛、其他諸化學工業等全産業部面に互つて非常なる打撃を受けたことだけを記して置かう。

而して激烈なる領土收奪を受けた國は獨逸だけでなかつた。奥太利は St. Germaine (サン・ジェルマン) 條約により、ブルガリヤは Neuilly (ヌイイ) 條約により、洪牙利は Trianon (トリアノン) 條約により、土耳其は Versailles (セヴール) 條約 (これは締結後間もなく希土戦争で土耳其が希臘を破り一二年間ロンザンヌ會議で改訂さる) により、それぞれ國境を改訂せしめられた。

(三) 戦前、前後に於ける奥太利の面積、人口比較

	一九一〇年	一九一〇年
人口	男 一四、〇三三、〇三三	女 二、九三三、七〇〇
合計	一四、五三七、九三三	三、一五五、七〇〇
一平方哩當	二六、五七、九三四	六、一三一、四四五
面積 (平方哩)	二五、八八八	五〇、七六六

註 = Die Westring Year-Book 1913, 1922 年による。

及び人口の程度を見れば第三表の如し。

(註一) 外交時報十年十月一日號・大戰以來の歐洲難局と英佛 (林毅陸)

(B) 奥太利の分割 = 即ち St. Germaine (サン・ジェルマン) 條約 (一九一九年九月十日調印) によつて奥太利からチエツコスロヴァキアが生れ、ルーマニアが擴大され、ガリシアガポーランド領となり、セルビアがセルブ・クロアイト・スローヴン民族を糾合してユーゴスロビア王國となり、Trentino 州 Trieste 港及び其奥地が伊太利領とされたのである。今奥太利の失つた面積

而して早くも一九一八年十一月の奥太利國民議會は獨逸との合併を可決した位で、其後は反條約的行動は全て獨逸合併への邁進運動となつてをる。

(C) 洪牙利の分割 = 一九二〇年六月四日調印されたトリアノン條約で三分の二の領土を失ふ。即ち一九一〇年の總面積十二萬三千三百九十五平方哩であつたものが、二年には三萬五千六百五十四平方哩となり、人口は同期間に二千八十八萬六千人から七百八十四萬人に減少した。斯る無暴な領土收奪に對し洪牙利人は非常なる不滿を持つてをることは云ふまでもない。

『ハンガリーがトリアノン條約に對して上下擧つて反對したことは、當時ハンガリーの都會に於ても農村に於ても「ネム、ネム、シヨハ」之を日本語に譯しますと「否、否、決して否……」となりませんが、此の標語が普く、貼り出されたのに徴しても明白であります』(註二)と云はれ、又『その國(ハンガリー)の政府は、これら諸條約を攻撃し、機會が至り次第武力をもつて、その條項を改訂する意圖をもつことを再三再四宣言して來』(註三)てをるのである。斯様に條約廢棄の要求の強固なるは、單に領土が著しく收奪されたと云ふ點からばかりでなく、此處にも平和條約の生んだ矛盾の一つである少數民族問題が強く作用してをるからだ。即ち『同國を組成せる Magyar 民族は、少くとも其の三分の一が、チエツコスロバキア、ルーマニア、ユーゴスラヴィア等の治下に屬せしめられたのであつて、是等約三百三十萬のマジヤール民族は、孰れも其の以前の敵國から支配されて、侮蔑、疑惑、敵意等の目を以て取扱はれつゝあるのだ。此の中歐及び東歐の地域に於ては、元來民族的な感情が頗る鬱結してゐたのであるが、平和條約は之を鎮靜せずして却つて、之に對して火に油を注ぐ役目を演じた。而して、曾つて世界大戰が此の地方の少數民族の争ひに端を發したと同様に、將來の大戦争も亦此處から勃發するのではないかと危ぶまれてゐる。』(註四——傍點は筆者)と。

註二 鹿島守之助、赤松祐之、林毅陸著「最近世界外交」四四頁

註三 ジェー・エフ・ホラビン著、小原敬士譯、國際政治情勢地圖三三頁

註四 George Sloombe: Crisis in Europe

(d)ブルガリアの分割 ブルガリアは一九一九年十一月廿七日の調印になるヌイイ條約によつて分割さる。これはブルガリアが西トラキア(Thrace)を希臘に、ストルムニツア(Strumitza)の線及び西北國境の地域をユーゴ・スラヴィアに譲渡すべきであることを規定したものである。ために第二次バルカン戦争に依つて折角獲得したエーゲ海上の根據地を失ふに至り、且又隣接國希臘、ユーゴ・スラヴィア、ルーマニアの諸國にブルガリヤ人が所謂『少數民族』として支配されるに至つたのである。ブルガリアが『バルカンのハンガリー』と呼ばれる所似も前記二問題の解決のために、常に平和條約の改訂を要望してをるからである。その上一九一三年の第二次バルカン戦争で土耳其のバルカン聯合國に敗北した結果が大部分ブルガリヤの隣接國によつて自由にされたため二重の怨恨をいだくに至つてをるのである。

而してブルガリヤ人の日常生活に尤も大きな苦痛を與へてゐることは多島海への出口を失つてをるといふことである。その回収は最も希望してをるのである。尤も『ブルガリアが多島灣への出口を獲ることに關しては Neully 條約の第四十八條に規定されてゐるのであるが、……條約締結以來すでに十五年を経過したに拘らず、ブルガリアはまだエーゲ海の港を使用することを許されてゐないのである。同條約はスレスが何等かの形式で國際管理の下に置かれる、といふ諒解によつて調印されてをるのであるが、今日に於てすらエーゲ海に近付き得ないでをる。これはブルガリア經濟上に重大な關係をもつてをる問題だ。即ち英國とブルガリア間を往復する船舶は現在サロニカ、スミルナ、コンスタンチノーブル・バルナ間の航路によつてゐるのであるが、若

しデデカッチ港を使用するやうになつたならば、其航路は現在に比して千海里の短縮となり、従つて運賃も安くなり、貨物の受渡もより敏速に行れるのである。現在の狀態に於ては、ブルガリアと英國との通商關係が制限されることは避け難いことである。』(註五)と嘗つてのブルガリヤの駐英大使デミトソ・スタンチオフ氏は云つてをる。而して少數民族問題に關して同氏の語つてをる所は、次の如くである。

『友人を作るには單なるお世辭でなく、愛情を以てしなければ駄目だとソクラテスは云つてをるが、此言葉はブルガリアの隣邦によつて記憶されなければならぬ。ブルガリアとの協定を確保することが困難である理由は、他のバルカン諸國に對するブルガリアの立場を検討することによつて、最も善く諒解されるであらう。：ドルブヂヤに於けるブルガリア人の取扱に關する問題は、依然ブルガリア對ルーマニア間の繋争問題として残つてゐる。ドルブヂヤにはブルガリア人とトルコ人とが住んでゐるのであるが、此の地方がルーマニアに割讓されて以來、ルーマニアの官憲は彼等に對していろ／＼の壓迫を加へてゐるのであつて、さうした政策の危険であることは、改めて云ふまでもない。さうした迫害のために、ドルブヂヤに於ける土耳其人の多數は、本國に逃避した。そしておとなしい、ブルガリア人の農民達も亦、ドルブヂヤに於けるルーマニアの官憲に對して、非常な反感を持つてゐる。……ブルガリアと希臘の間にも、希臘の支配下に於けるブルガリア人に關する同様の難問がある。(尙ほ希臘との間には此少數民族問題の外前記したエーゲ海上への出口要求問題あり——筆者)……ブルガリア、ユーゴ・スラヴィアの關係に於ても、少數民族問題は依然大きな障碍となつてをる。ブルガリアはブルガリアの隣邦が平和のため一平方哩の領土をも抛棄することを期待してゐなかつた。しかしブルガリアは彼等の支配下にあるブルガリア人(少數民族)の取扱に關し、公正なる原則の適用を、屢々彼等に要求したのであつた。……少數民族としてのブルガリア人は、教會並びに學校に關する文化的權利を

剝奪されてゐるばかりでなく、言語に關する權利さへも剝奪されてゐるのである。少數民族の住んでゐる土地を持つてゐる國々は、恩恵を與へる代りに、所謂強制的同化の方法を適用してゐるのである。ブルガリアは過去數年間、國際聯盟及びブルガリアの隣邦に對し、少數民族條約の規定を適用することを要求してゐるのであるが、情勢は依然として改善されてゐない。約束された改善を與へられない少數民族は「君達は何時まで我々の忍耐に賦税するつもりであるか」と質問する』(註六)と云つてをる位ひだ。

以上の如き歐羅巴各地に潜在する不満は、何時か爆發せねば治まらぬ危険性をもつてゐるものである。歐羅巴政治の土臺が常に動搖せねばならぬ理由だが、勿論それだけではない。

註五 = Dimitri Stancioff:—The New Atmosphere in the Balkans. The Contemporary Review March 1934

註六 = 同上

第三節 戦後に於ける世界經濟の構成的變化

—歐羅巴危機の一基底—

歐洲國際對立の基本的要因として我々はヴルサイユ體制の性質と、その包藏する領土的諸矛盾の内容をみたが、今一つ我々の見逃し得ない要因は、戦後に展開された世界經濟の構成的變化である。その内容をなすものは(一)ソヴェート・ロシアの發生と、その經濟的發展、(二)後進資本主義國、植民地半植民地に於ける工業技術の進展、從つて戦前之等地方への工業製品供給地としての歐羅巴工業國の世界的位地の低下、(三)アメリカ資本主義の歐羅巴への進出、(四)新興國の簇生による戦後歐羅巴の所謂『バルカン化』等である。之等の四條件は市場問題、資本問題、政治經濟組織の問題、思想問題等を、それぞれ錯雜化することによつて、主として歐羅巴に於ける國際政治の諸矛盾を複雑深化せしめたものである。

(一) ソヴェート聯邦の成立とその發展

ソヴート聯邦の成立は、戦後に於ける資本主義の一般的危機を決定的ならしめた重要な要因であつて、その成立當初に於て國際政治に影響したところは經濟的といふよりも、むしろ政治的、思想的であつた。それは戦後に於ける一般社會政治運動及び其思想に深い影響を與へ、ために成立後一九二二三年頃までには所謂帝國主義十字軍の包圍に苦しめられた。だがも早や其處には私有財産の存在は否定されてをり、生産力と生産關係の資本主義的矛盾は廢除されてゐたため、新經濟政策から第一次、第二次五ヶ年計畫といふ、所謂社會主義社會の建設期を強靱に遂行し得て、今日では既に、政治的にも經濟的にも資本主義諸國にとつて一つの脅威的存在となつてゐる。

勿論、社會主義社會となつて、資本主義國際體系から離脱したとは云ふものゝ、經濟的絶縁は意味されない。『一九二〇年レーニンが我々の現在の目的は先づ英國との通商關係を回復して、國家經濟回復の大計畫に必要な機械の購入を出來得る限り容易ならしめるにある。之が早く實現すればするほど我々は早く資本主義國家への依存から解放されるだらう』(註一)と云つて、社會主義建設に必要な資材の輸入をはかつた。従つて輸出入貿易は次頁表示の如き推移を辿つて増加してをる。

戦前に於けるロシアの輸出は十分の九までは西歐諸國との取引であり、輸入の三分の二までは英、獨、佛國よりのものであつた。従つて今後ソ聯邦の貿易の變化は歐羅巴經濟に影響するところが大き

(一) ソ聯邦外國貿易の推移(百萬留)

年	輸出	輸入	合計
一九一八	八・一	一〇五・二	一一三・三
一九一九	〇・一	三・二	三・三
二〇	一・四	二六・七	二八・一
二一	二〇・二	二二〇・七	二四〇・九
二二	八一・六	二六九・八	三五一・四
二三	二二八・〇	一四三・二	三七一・二
二四	三三七・〇	二六〇・八	五九七・〇
二五	六〇八・三	八二六・七	一、四三五・〇
二六	七四四・六	六八八・七	一、四三三・三
二七	七四五・九	七五八・一	一、五一四・〇
二八	八〇八・四	九五三・一	一、七六一・五
二九	九三三・七	八八〇・六	一、八一四・三
三〇	一、〇三六・四	一、〇五八・八	二、〇九五・二
三一	八二二・二	一、一〇五・〇	一、九二七・二
三二	五三三・八	六九六・七	一、二三〇・五
三三	四九四・九	三四八・二	八四三・一
三四	四八・五	三三三・四	三八一・九

Quatary Review of U. S. S. R. 1932
Fifteen Years of Soviet Foreign Trade 33
34年は露紙抄譯により追加

い。併しソ聯邦の貿易は全き國營で、「他國の如く市場獲得が目的ではなく、産業や工業の建設に必要な原料や機械を輸入するためで、輸出の目的は輸入の支拂をカバーするため」(註二)であるから、天然資源の豊富なソ聯邦に於て其社會主義生産の發展は當然輸入を減退化せしめるとは想像し得る。そして減退の傾向はも早や始まりつゝあるかに思はれる。既に第二次五ヶ年計畫に入るに當つて貿易人民委員長ローゼンゴルツ(A. P. Rosenholz)氏は次の如く述べてをる。即ち『第一次五ヶ年計畫中に於ては、半製品並に機械設備の如きは、ソヴート自身にて必要量を生産し得られなかつたが故に、之を資本主義國から不利な條件、短期信用と屢々人工的に切り上げられたる不當價格による超過支拂に甘んじて購入せねばならなかつた。然し現在情勢が一變した。我々は輸入に對し差し迫つた必要を感じず、

外國市場に依存する必要も少くなつた。我々の手は今や自由である。我々は輸入國の提供する條件と、その政治的通商關係に従つて輸入を増減し得る。従つて第二次五ヶ年計畫に於ける外國貿易に於ては我々は我々の注文に對する信用及び金融條件に於ける根本的變化、即ち長期信用なくして、信用そのものゝ形式の變化即ち商品クレジットより現金クレジットへの變化なくして、又その購入に對し特別の條款のある限りは、輸入を増加したいだらうし、更に又我々は過去の超過支拂に對し公然と又は秘密に與へられる信用より相當率を控除することなしに、輸入をなさないだらう。又輸出に對する各國の條件と正常な貿易關係の有無及び政治的條件を考慮する必要がある。是等の諸條件にして入れられるならば相手國の經濟に重要な要素となる程、大量の輸入をなすに吝かなるものではない。然らざる限り我々の輸入は制限せしむる外ない』(註三)と云つてをる。自己の商品を多量に賣らんとすれば、ソ聯邦からの諸種な影響を政治的に阻害出來ず、今後資本主義諸國とソ聯邦の關係は其デリケートなる複雑さに於いて特徴を示すものと思はれる。去る七月廿五日から八月廿日に亘つて、一九二八年以來久しく中止してゐた、コミンテル大會が開催されたことを、歐羅巴政局に政治的危機が深められつつあるといふことと、且つソ聯邦に於ける社會主義建設の進捗しつゝあるといふこと等に關聯して考へて見るならば、今後の國際政治上の諸關係がソ聯邦との關聯から一層複雑化されることは明かだ。

註一 = J.D. Yanson :—Foreign Trade in the U. S. S. R. p. 69

註二 = 同上 p. 171

註三 = 同上 p. 31—33

二、植民地、半植民地に於ける工業化の進展

日本、印度、支那の如き代表的後進資本主義國、植民地、半植民地に於ける工業の資本主義的發展も歐洲大戰後に展開された重要な現象である。云ふまでもなく帝國主義諸國は自國の工業の優越性を永久化するために、植民地工業の資本主義的發展を阻止する政策に出るのが常であるが、大戰當時歐羅巴諸國は其工業製品を供給する能力を完全に奪はれたため、そうした政策は採り得なかつた。従つ

(一) 各大陸の世界貿易に占むる割合 (%)

	一九一〇	一九一三	一九二〇	一九二五	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三三	一九三三	一九三四
歐羅巴	一九一〇	一九一三	一九二〇	一九二五	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三三	一九三三	一九三四
亞米利加	六・七	六・〇	四・二	五・三	五・八	五・四	五・六	五・二	五・五	五・八
亞細亞	一七・七	二・六	三・一	二・〇	二・七	三・〇	二・八	二・〇	二・〇	一八・八
亞弗利加	八・二	二・五	一・三	一・五	一・〇	一・三	一・五	一・五	一・〇	一・一
大洋洲	三・〇	三・五	三・四	三・五	三・九	四・〇	四・一	四・八	五・二	六・七
合計	一・三	二・四	一・九	三・一	二・六	二・三	二・〇	二・五	二・七	二・八

Viertel Jahreshefte Zur Konjunkturforschung, Hft. I Teil A 1935

(二) 印度に於ける各種木綿工場

期末年次	工場数	紡錘数 (百万)	織機数	一日平均労働者
一九〇三	一九三	五・〇四	四四、〇九二	一八一、三九九
一九一三	二七三	六・五九	九四、一三六	二五、七八六
一九二三	三三三	七・九三	一四四、七九四	三三七、三八〇
一九二七	三三六	八・七〇	一六一、九五三	三八四、六三三
一九二八	三三五	八・七〇	一六六、五三三	三六〇、九二二
一九二九	三四四	八・九〇	一七四、九七三	三四六、九二五
一九三〇	三四八	九・二二	一七九、二五〇	三四四、〇三三
一九三一	三三九	九・三二	一八二、四三九	三五五、四七五
一九三二	三四〇	九・五〇	一八六、四〇七	三四三、七六〇

註=Indian Year-Book 1933-34

(三) 印度工業發展の一側面

年次	一人當りの木綿及雑貨消費額 (磅)	輸入 (百万ヤード)	工場生産額 (百万ヤード)
一九〇七—八年	一〇・三九	二、四七〇	七四〇
一九一三—一四年	一三・二九	三、一四〇	一、〇七〇
一九一八—一九年	一七・六六	三、九三〇	一、三二〇
一九二七—二八年	二二・一一	四、九三〇	二、一三〇
一九二九—三〇年	二二・〇二	四、九一三	二、二九〇

Government Annual Report for India 1930-31

て歐羅巴以外での工業は急速な發展を見るところになつた。これが戦後歐羅巴の國際的地位を低下せしめたことは、第一表の世界貿易上に占める割合の變化から明かだ。次は植民地、半植民地に於ける工業の發展を印度、支那に於いて見て置かう。先づ印度に於ける工業發展を見ると第三、四表の如くだ。(註一)又支那に於ても同様な推移がみられる。元來支那の諸工業は外國資本の侵入によつて擴張せしめられて來たのであるが、大戰はそれに一時的休止状態を與へたため、此處に支那独自の産業資本の進出となつたのである。これは支那土着資本と列強資本との對立抗争を刺戟し、植民地に於ける帝國主義的抗争を複雑化せしめることとなつた。(註二)又「加奈陀の工業も廿世紀になつてから三〇〇%増大した」(註三)と云はれてをる。云ふまでもなく此等「植

(四) 支那紡績業の發展

年次	支那人經營		日本人經營	
	工場数	紡錘数 (千)	工場数	紡錘数 (千)
一九〇〇	—	二五・〇	—	四五・九
一九一九	一九	六五・五	一〇	二五〇・三
一九二四	七三	二、二二三	四一	一、二八五

朱新繁「中國革命與中興社會各階級」上卷一五—一五頁

(五) 支那工業發展

年次	紡織工業		製絲工場	
	工場数	紡錘数	工場数	機減数
一九〇二年	一七	五、五〇〇	一八	五、九〇〇
一九一一年	三三	八三、〇〇〇	四	一三、七三七
一九一八年	四九	一、四七、〇〇〇	七	一九、二〇〇
一九二九年	一七	四、三〇、〇〇〇	一七	三三、五六〇

「日本經濟年報」七輯二五頁

民地及び半植民地諸國に於ける工業の發展に關聯して、これ等諸國にも本來のプロレタリアートが殖えて來た。この事情は資本主義經濟に内在する諸矛盾を尖鋭化させ(註四)資本主義の一般的危機に拍車となつてをること疑ひ得ない。而して上述した傾向が歐羅巴全體に大きな打撃となつてをるとは明かだ、佛蘭西の有名な經濟評論家アンドレー・ジグフリード氏は次の様に云つてをる。

「歐羅巴は何時までも世界の覇者として納まり得るものと心得てゐた。が今や其覇權を脅かさるゝことになつた。それは歐羅巴大陸の運命ばかりでなく、歐羅巴文明にさへかゝはる重大危機だ。その發端は十八世紀の産業革命にあるが、その影響が最も強く感じられるのは、最近二十年間、即ち大戰以來である。……此革命の中核をなすものは工具より機械への推移だが、恐らく新石器時代このかた、人類が遭遇した最大の難問題を持ち出してゐる。而して種々の人類や大陸はそれら等の新事態に對して反應作用を起しつゝあ

るが、その結果として世界指導権の地理的配置の上に一大變動あること免れない。歐羅巴の危機とは、このことを指すのである。……一九二九年以來の危機を見るに、其處に三つの側面がある。第一は大戦後の經濟的整理第二は物價の下落、以上の二つは歐羅巴にとつて、まんだら無經驗のことでないが、第三の側面は未だ經驗しない新しい問題だ。従つて頼るべき指導をもたぬ。即ち歐羅巴は今まで世界に於ける工業上の獨占權を把持して、世界經濟の中心であつたが、今や變動が起つて、世界經濟機構の上に一大變化を見んとしつゝある(註五)

註一 表一、二、三ともジョアン・ポーチヤン著松原宏澤『イギリス帝國主義下の印度』六九、七〇、七三各頁参照

註二 表に就いては唯物論全集堀伸二者、戦争論二一〇—二二五頁参照

註三 コム・アカデミー經濟研究所編、經濟地理研究會譯「世界經濟地理」二六頁

註四 André Siegfried:—La Crise de l'Europe—Europe's crisis 一一—一四頁

三、アメリカ資本の歐羅巴への進出

歐洲大戦の五ヶ年間に、米國が債務國から債權國に飛躍してゐたことは當然のことゝは云へ、世界の注視の的になつた。そして紐育國際金融市場が一般には十九世紀以來金城鐵壁を誇つて來た倫敦市場を壓制するかに思はれた位である。此變化は云ふまでもなく大戦當時歐羅巴諸國が戦費を賄ふため且つ大戦後復興費を賄ふために米國に融資を仰いだためである。これによつてアメリカ資本は歐洲諸國に於いて英佛資本と對立するに至つたことは云ふまでもない。それは歐洲の國際對立を全く複雑化

(一)	米國の對 外投資 (百萬弗)
	對外投資
1914	38
15	1.279
16	1.389
17	652
18	521
19	620
20	579
21	626
22	870
23	400
24	1.195
25	2.206
26	1.747
27	2.072
28	2.096
29	1.466
30	1.550
31	507
32	116
33	160
	Max Winkler.
	The Future of
	International
	Investments. The
	Annals, July,
	1934

させ、ある意味で
深化さへせしめる
結果となつてゐる
のである。此處で

は單に數字上の變化を見て置くにとどめ、後節で必要な説明を附加しやう。尙ほ新資本發行の方向は第二表の如くだ。

四、所謂「歐羅巴のバルカン化」

(二)	アメリカの新資本發行方向(%)			
	1920	1925	1927	1928
ヨーロッパ	56.7	60.1	41.5	47.7
カナダ	29.8	13.8	19.5	14.8
ラテンアメリカ	8.5	12.3	26.2	26.4
極東	—	13.0	10.5	10.5
アメリカ植民地	5.0	0.8	2.3	0.6
計	100.0	100.0	100.0	100.0

Jean Malpas, Les Mouvements Internationaux
ds Capitaux. 1933. p126

既に我々が第一節に見た如くヴルサイユ條約は戰敗國の領土分割を行つたが、この分割が民族自決主義の思想と結び付いて多くの新興國の簇生となつた。それ等はチェッコスロバキア、ユーゴスラビア、ルーマニア、波蘭、ラトビア、エストニア、リシアニア、フィンランド等である。此等の國には獨立の經濟的基礎の至つて薄弱なもの多く、そのためそれ等諸國を繞る帝國主義對立を強化する素地となつてをり、且つ一面一國

(三) 貿易額に占める 關稅の割合(%)	1913	1925
	利キコ	18
太バツ	18	29
埃スア	18	27
洪伊獨	18	22
牙太	13	20
獨佛英	20	21
米白和	0	5
丁瑞瑞	*44	37
波	9	15
ユス	4	6
ラ	14	10
ゴ	20	16
ビ	9	14
ア	?	32
ラ	?	23

* 1914=25

Home University Library :
Some Economic Consequence
of the Great War—By Ar-
thur L. Bowley p.199

家としてまともらうとする凡ゆる
政策が國家主義思想を醸成し、關
稅の如きは上表の如く、戦後數年
にして高く築き上げられ、歐羅巴
の不況と對立激化を尖鋭に特徴付
けることに役立つた。

第四節 現歐羅巴國際對立激化の史的前提

—相對的安定期に於ける佛蘭西の優越と對英・伊關係—

(一) 戦後歐羅巴國際對立の均衡を基礎付けた相對的安定期

現在歐羅巴の國際對立が激化してをる根因は、既に第三節に述べた如き原因によつて、戦後腐朽しつゝあつた歐羅巴全般の地盤が、一九二九年後の大恐慌によつて更に廢頽化し、それを基礎としてヴェルサイユ條約維持派と修正派の對立が激化してをることにある。そして修正派の先頭に立つたもの

はヒトラ獨逸であるが、今一つの原因として見逃し得ない點は、ヒトラ獨逸の進出を中心に英佛伊の對立關係に著しい變化が起つて來てをるといふことだ。即ち具體的には相對的安定期に築かれつゝあつた歐羅巴ヘゲモニー確把に對する佛蘭西の優越的地位がヒトラの進出により動搖し、そのため佛英、佛伊の關係が從來の均衡を失つて動搖し來てをるといふことなのである。従つて我々は先づ相對的安定期に於ける歐羅巴國際對立の主流を見ることにしやう。

云ふまでもなく相對的安定期とは資本主義が世界戰爭直後に陥入つてゐた生産、貿易、金融の沈滯乃至亂脈状態から脱け出で、戦後の經營に邁進するに至つた時代である。而して注意すべきは此時代の工業發展は次の如き方法によつて生産費を低下させることに基いて始められたといふことである。即ち(一)アメリカ合衆國より歐羅巴への資本の輸入(ドーゾ案および他の債務形態) (二) 勞働の強度や勞賃の減少や、勞働日の延長によつて收取率を増大させたこと(英、獨、伊) (三) 技術的合理化を部分的に採用し、同時に收取率を高め、より以上にトラスタ化を促進したこと、(四) 植民地に於ける社會的、經濟的抑壓の強化(支那、エヂプト、インド、モロッコ) (五) 國家豫算によつて資本家の工業に金融を與へ、また特別な免稅的な條件で國家信用を與へたこと(イギリスと伊太利)(註一)であつた。即ち之を一口に云へばその經濟的基礎はアメリカ資本の流入であり、政治的基礎は戦後恐慌と共

に起つた各國に於ける革命的勢力の退潮に續く社會民主主義の勢力擴大を通じての資本の攻勢と云ふことになる。この資本の攻勢は大體一九二〇年の半ばを過ぎる頃よりはじまり、一九二九年の大恐慌勃發するまで次第に國際的な規模に普遍化して行つたのである。(この事情に關して我々は一々説明する紙面を持たないから、詳しくは廣島定吉譯「資本主義安の諸問題」中のローゾフスキー「資本の攻勢と統一運動」といふ論文を参照されたい。)

さて上述の如き經濟的基礎が歐羅巴に於ける國際對立を如何に制約したかを見ると(一)各國内に於ける社會民主主義の政治的勢力の擴大を通じた資本の攻勢が、戰勝國支配者の對外政策―それはヴェルサイユ條約の果實の確把、即ち獨逸に於ける資本の攻勢と結び付いて帝國主義獨逸の再建を何處までも喰止めやうとする戰勝國支配者の攻勢―を規定したこと。(二)而してそれに主要な役割を演じた佛蘭西に對する―その歐羅巴制覇をめぐる―英國、伊太利の反抗であつた。そして他面、對ソヴェートロシヤとの關係を見るに、その政治的經濟的發展乃至安定が危具され、爲にはじめは、やゝ執拗に、後には戰後に於ける内治外交の經營に忙殺されたゝめ、間歇的に反ソ行動は續けられてゐた。

(二) 歐羅巴制覇を繞る相對的安定期に於ける英佛の對立

一般にヴェルサイユ條約は帝國主義獨逸の再建は何處までも喰ひ止めねはならないが、しかもソヴェート同盟への要塞としての資本主義獨逸はこれまた飽くまで存續せしめなければならぬ」といふ戰勝國支配者の意圖から成立したと云はれてをる如く、戰勝國のドイツへの攻勢は先づ何よりも急であつたが、それには自から蘇聯邦の要塞として生存せしめると云ふ限界があつたのだ。だから、その攻撃も獨逸資本家が全ゆる負擔を勞働者へより多く轉嫁することによつて解決されるより方法のなかつたことが窺はれる。而して此間佛蘭西の勢力が獨逸に對すると同時に英國、伊太利に對しても優越してゐたとは最近特にデリケートとなつてをる英佛伊の關係を見る上に特に注意すべき點なのである。

先づ此時代に佛蘭西の勢力が優越的とならねばならなかつた必然性は、種々の點から指適することが出来る。我々は之をペ・ラピンスキー氏に従つて要約して置かう。即ち(一)ヴェルサイユ條約の結果ポーランド、チェッコスロバキア、ユーゴスラビア、ルーマニアを從屬國として自國の軍備體系に入れることになつたゝめ世界最強の陸軍々國主義に發展したこと、(二)一九二五年以後第一位の海軍國の地位を確保するための鬭争を斷乎徹底的に開始したこと。即ち一九三〇年のロンドン會議ではフ

ランスは自國の艦隊のために七十二萬四千四百七十九噸（イギリスまたはアメリカ艦隊の約六〇％に當る）を即ち一九二一—二二年のワシントン會議でフランスに許された比率の二倍を要求した。一九三一年の英佛伊協定案は潜水艦の領域に於いてフランスに一等國即ち最強海軍國の地位を保證した。（三）佛蘭西は重要なアフリカ植民地と地理的に緊密な關係を有し、同時に植民地に對するフランスの保護貿易政策、植民地への資本輸出の強化並びに試鍊を経たフランスの植民地政策技術はイギリスと異つてアフリカ植民地と本國との經濟關係の組織的強化を條件付けた。（四）獨逸より極めて富有的な工業地方を獲得した上に、賠償と國外移民の増加で財力獲得し、これによつて北部地方を近代技術に基いて再建し、第一位の工業國及び工業品輸出國に轉化されたこと。フランスは戰後銑鐵の生産に於てイギリスを凌駕した。（戰前にはフランスはイギリスの四分の一を生産してゐた）、そして一九二八年以後はイギリスの鋼鐵生産を超越した。一九二七年のフランス工業品輸出總額は戰前の平均水準（一九二〇—一九一三）を二倍半も越えてゐる。機械の輸出は約五倍に増加した。（五）一九二六年通貨を安定し、國際金融的に發展した。即ち短期信用によつて外國通貨市場（ドイツ及びイギリスを含む）に於いて大きな勢力を確保し、國際爲替信用市場にも進出し、アメリカ合衆國に次いで第二の金保有國となり、フランスの信用及び債權は（イギリスを除く）すべての歐羅巴諸國を支配したこと（註二）等で

あつた。

以上の如き佛蘭西の政治的地位の向上は、當然歐羅巴大陸制覇の問題を中心に英國との對立を激化する必然性を持つものである。何故なら英國の大陸政策は、大陸に於けるヘゲモニー確立のために、其處に於ける或一國の勢力の他の諸國に對する絶對的な優越を排除する所謂古い傳統的な「勢力均衡」政策であるからだ。斯うした關係から英佛の對立は既に大戰直後からはじまつてをる。そして其形式は直接佛蘭西の要求を拒絶するか、間接に獨逸を援助するか、或は獨佛の協調を成立せしめやうとする努力となつてをる。

即ち大戰直後の講和會議でクレマンソーが將來ドイツの攻撃を絶對的に防止する目的からライン左岸の地を要求した時、ロイド・ジョージは「第二のアルサス・ローレンを作る勿れ」と絶叫して譲らず、遂にウイルソンを誘つてクレマンソーの要求をしりぞけ、其代り獨逸が佛蘭西を不法に攻撃した場合は英米が佛蘭西を援助するといふ趣意をもつた安全保障條約をヴェルサイユ條約と同日に調印せしめてゐる。又賠償金の決定問題で英佛間の意見が對立して、遂に最後の決定までブローニューチエカス、カンヌ、倫敦、バリと幾度か會合が開催されねばならなかつたことは餘りにも有名な事實である。又賠償支拂を強要して一九二三年一月佛白兩軍がルールを占領した時にも英國は多大の同情を獨逸に示して佛蘭西に對抗し、一九二三年聯盟が佛蘭西、白耳義、ポランド、チェッコスロバキア、羅馬尼等の要求に従つて廣範圍な安全保障のための相互援助條約案を提出した時にも英國が反對して不成立に終らせてをる。又之に代つて平和議定書が提出された時にも十四ヶ國が調印

してゐたにも拘らず之によつて受ける英國の負擔は過重と稱して英國は參加を拒否してをる。

斯うした佛英の對立は遂に一九二二年から三年にかけて起つた希土戰爭に於いて英國が希臘を支持し佛蘭西が土耳其を援助した關係から著しく強化され、英佛間の隱然たる戰爭が初まつたと云はれた位であつた。併し英佛間の直接的對抗關係はドウズ案が成立し歐羅巴が或る安定をとりもどした當時より次第に親交的に變つてゐた。而して此親交關係は主として英國の對佛態度の軟化から生れたもので、其理由に就いて我々は再びベ・ラピンスキー氏に聞かう。氏によれば『かゝる原因は何よりも先づフランス軍國主義の巨大な力に對する恐怖であつた。近代的な空軍、化學及び海軍軍事技術の成功を考慮に入れるならば、英國はも早や、嘗つてシエクスピアが『リチャード一世』に於て歌つたやうな以前の『保護された島』ではない。第二の原因はアメリカ合衆國との對立の増大と植民地就中(印度)及びアフリカの領土(エヂプト)に對する英國帝國主義の配慮の増大とであり、かゝる配慮は英國をして實際上の同盟者を求めしめ、あらゆる場合に於て背後の保證に努力させた。第三の原因は英國の金融市場がますます狹隘となつたことからである』(註三)と。そして斯うした基礎に基く英國の對佛態度の軟化は一九二五年のロカルノ條約に、そして一九二八年の英佛海上協定に於て具體的に表はれてをる。ロカルノ條約の核心は云ふまでもなく佛獨白伊英五國間の相互保障條約で、中心内容はヴェルサイユ條約に規定されてをる佛獨、獨白間の國境の現状維持を英伊が保證の立場に立つて確せしめ、且つライン河の東五十キロメートルの非軍事地域の相互不可侵を保障したものである。歐羅巴制覇といふ觀點からすれば云ふまでもなく佛蘭西の勝利を示すものだ。又英佛海上協定は英國が一九二七年ゼネバに開催された日米英の三大海軍會議に於て米國と對抗して破綻させた爲、其對策として英國が佛蘭西との協調を願望した結果生れたものである。併しそのため『英國は一九二七—二八年に陸軍軍備問題に關して大きな讓歩を與へ、豫備軍を制限しないとは反對しない旨聲明し、フランス軍國主義の要求の前に事實上完全に降服』(註四)する結果となつた。これより見れば英佛海上協定は『その背後に事實上戦時の兩國艦隊の共同行爲、竝に歐羅巴大陸に於ける佛蘭西の霸權の承認に關する思想を含んでゐた』(註五)と見られるのである。斯うした英佛間の勢力關係は英國の傳統的な歐洲大陸政策からは許される筈はなく、機を見るに敏な英國外交が機會ある毎に其訂正を策してゐたことは充分明かなことだ。そしてナチスの政權確立と同時に此機會を把握せんと積極的に動き出して來てをるのである。

(三) バルカン制覇を繞る相對的安定期に於ける佛・伊の對立

佛蘭西の歐羅巴制覇の問題と關聯して佛伊關係の推移も現在の歐羅巴政局を理解する上に研討すべ

き問題である。伊太利が佛蘭西と對抗せねばならなかつた理由は既に第一節に述べた如く、所謂倫敦密約が履行されなかつたため、早くよりヴェルサイユ條約の改訂の要求したる點にある。そしてその反佛意圖の基礎工作中歐では奥太利、洪牙利、バルカンではブルガリヤと云ふ、同じヴェルサイユ條約修正派の國々を土臺として發展させやうと努力して來た。

即ち一九二七年にはハンガリと交友條約を結び、テイラナ條約によつてアルバニアを保護國化する一方、一九二八年には土耳其及希臘と修好和解仲裁條約を結んで經濟的發展を策した。二九年には『伊太利の艦隊及び航空隊は、ブ國に對して親善訪問をなし、その途上イタロバルボ提督はヴァルナに於て演説し、曾つてセルヴィア時代ユーゴスラビアに割取されたマセドニア回收の要求を繰返すべきことを德源した。翌年ブルガリヤは伊に對しヴァルナを自由港として解放し、又ブルガリヤ全土内に於ける自動車販賣の獨占權を與へた』(註六) しかも一九三〇年には伊太利皇帝の第三女デヨヴァンな姫はブルガリヤ王に嫁した位である。

又伊太利は地勢上海岸線が長く佛蘭西の一、七六〇哩に比し、實に四、九六八哩に達してをり、しかも石炭、石油、鐵鑛をはじめ主要輸入品は多く海外に仰がねばならぬため、上述した如き帝國主義的發展策は當然海軍力の擴張を伴はねばならなかつた。従つて一九二七年以後は『フランス艦隊との均等原則を斷乎として主張した。そして重要なことは佛蘭西の財政力が全く比較にならぬほど優越してゐるにも拘らず、同じ一九二七年以後、伊太利は佛蘭西と均等の軍艦を斷乎として建造し、同時に軍

艦の技術的素質も完全無缺の水準に引上げた。』(註七)程である。

以上の如き伊太利の行動は陸上海上を通じて佛蘭西との對立關係を激化してをる。即ち陸上ではブルガリヤ、奥太利、洪牙利と親交を結ぶことによつて、小協商國に脅威を與へてをるが、これは其等小協商國を對獨、對伊の包圍政策に利用しやうとする佛蘭西とは當然對立關係に陥らねばならないのである。殊にユーゴ・スラビアは伊太利の脅威を最も強く感ぜねばならぬ立場にあるので、一九二七年には特に佛蘭西と友好條約を結んだ程であつた。佛蘭西はまたバルカンへの伊太利進出を阻止する足場としてユーゴ・スラビアを利用することを絶へず續けてをる。

(四) ユーゴ・スラビアと伊太利・佛蘭西

尙ほ我々は此處で特に伊太利とユーゴスラビアとの對立關係に就いて述べて置かう。云ふまでもなく佛・伊の對立はユーゴ・スラビアに於て最も尖鋭化してをるからだ。ユーゴ・スラビアは一九一九年舊セルビア領に奥洪國の斯拉ヴ地方(クローテニア、斯拉ヴオニアボスニア及びヘルツェゴビナ)及びモンテネグロ王國を加へて形成された國で、人種構成から見るとセルビア人クロアイト人、スローブ人の王國といふ形である。而して舊奥洪領土であつた此國のダルマチア地方は伊太利が戰前

から最も垂涎してゐた處で、所謂倫敦祕密條約にも戦後伊領となることが約束されてゐた。にも拘らず伊太利の豫想に反してユーゴスラビアに合併されてしまつたのである。ために「一九二二年ムツソリーニが政權を掌握するに及んで Pro-Dalmatian League が組織され、學生の一團はダルマチアの團旗を押立て、ローマの街頭を行進し、ユーゴスラビア公使館に暴行し、伊太利新聞紙も盛んに之に聲援してダルマチアの分離運動を奨励した。」(註八)斯様な伊太利のダルマチアに對する愛著は全く軍事的の必要からである。即ちダルマチアの海岸は非常に優秀な港灣に富み、良好な海軍根據地を持たぬ伊太利にとつては必要缺く可からざる地方であるからだ。しかも現在ではその優秀な港灣が常に佛蘭西の伊太利攻撃の根據地に利用される危険が存在するのである。

註一 世界情勢研究會譯、資本主義の一般的危機と經濟恐慌、二八四頁

註二 べ・ラピンスキー、エヌ・テレンチエフ共著宮地健三譯「大戰後の國際對立」七六一七八頁參照

註三 同上 八〇頁—八一頁。註四・五 同上 四六一—四七頁

註六 Foreign Policy Report Vol. VII. NO. 1 世界政治經濟年鑑 七六六頁

註七 べ・ラピンスキー、エム・テレンチエフ共著宮地健三譯「大戰後の國際對立」八六頁

註八 George Slocombe:—Crisis in Europe

第五節 尖銳化した恐慌後の歐羅巴國際對立

一、展開された市場爭奪戰と農業國救済を繞る對立

(A) 市場爭奪戰の展開

歐羅巴制覇をめぐる英伊兩國に對する佛蘭西の優越が特徴となつてゐた相對的安定期に於ける歐羅巴の國際對立は、一九三〇年以降に於て一大動搖を経験せねばならなかつた。云ふまでもなく一九二九年の秋に於ける米國の株式恐慌を契機として、一九二二年以降繼續してゐた所謂相對的安定期が世界恐慌といふ新たな段階に轉入したからである。この恐慌は周知の如く資本主義の一般的危機の地盤の上に展開されたもので、直接には相對的安定期の合理化運動の作り出した諸矛盾の擴大深化と、その期を通じて、特に一九二五年以降より急速に進展しつゝあつた慢性的國際農業恐慌に基いてゐたため、資本主義世界が未だ嘗つて經驗しなかつた程の深刻なものであつた。即ち幅に於ては全資本主義世界を包括的に襲つた程であり、深さに於ては單なる農業、工業恐慌だけにとゞまらず、金融恐慌から信用、本位貨恐慌にまで發展したものである。而して斯る恐慌の展開が此處で我々の問題となる

點は、それが相對的安定期の歐羅巴に於ける國際對立を、如何に其段階から追出し、且つ變化せしめ
たかと云ふ點である。

先づ其『追出し』は當然のこと乍ら恐慌の緩和、乃至それからの脱出を目的とした市場獲得のための
國際鬭争によつて初められた。この市場獲得鬭争のために採用された政策をワーゲマン博士の系統的
研究に従つて見れば次の如き徹底したものとなつてをる。(註一)

一、輸入價格の引上、その手段としては(A)關稅々率及び手数料の引上、(B)關稅政策的操作(例へば個々の
商品を一層稅率の高い稅種中に分類するが如き)、(C)煩瑣なる形式を強制し、又其他官僚主義的諸規定に従は
せること、(一)就中通貨の減價に依る。(二)輸入の量的制限——(A)輸入禁止(B)輸入割當、之に二種あり(イ)
一方的輸入割當、(ロ)相互的輸入割當、(C)外國貿易の政府獨占、或ひは專賣に似た施設、例へば獨逸政府が
國民の食糧自給政策の範圍内で——農業生産物の輸入を統制せるが如きその適例である。この場合輸入者は先
づ政府に對し外國商品の購買を申込み、政府はその申込みの受附を拒絶することが出来るし、或は其商品の利用
場所及び利用方法を指定することが出来る。(三)輸入に對する支拂の制限、之が手段としては、(A)簡單な信
用政策的規定、(B)外國爲替の割當を一定の條件に結付ける爲替管理の方法。

ワーゲマン博士は『勿論右の如きすべての輸入阻止策には輸出を促進せしむべき規定が附隨して居
るのが常である』と云つてをるが、之によつて見ても市場争奪戰が全面的に展開されたことが知れる。
云ふまでもなく斯うした貿易の統制化、保護主義化はそれ自身各國間の對立激化の土壤とながる、殊

に新興國の簇生によつて『所謂バルカン化』された、且つ英佛伊獨の帝國主義的對立の錯雜化してをる
歐羅巴では、其保護化の傾向は強化されねばならない。しかも斯うした保護によつても市場獲得が思

(一) 世界貿易高(量及價額)

單位十 億噸	價額		量	
	獨逸統計局 計算(1)	獨逸統計局 國際聯盟 指數數	獨逸統計局 國際聯盟 指數數	景氣研 究所指 數
一九二九	二六四・一	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
一九三〇	二八・七	八〇・五	九〇・三	九〇・九
一九三一	一八四・一	五七・八	六二・二	八五・三
一九三二	一九九・九	五七・七	六三・六	七三・九
一九三三	一九九・九	三五・二	六四・〇	七〇・一
一九三四	六六・四	三三・九	六五・二	七五・三

(一)九〇ヶ國の總計(2)一九二九年の物價による取引高
Viertel Jahreshefte Zur Konjunkturforschung Hft 1,
Teil. A. 1935

ふ如く遂行され得なかつた場合は、戰爭の危
機がそれだけ濃化する必然にある譯だ。従つ
て上表の如き貿易の萎縮は、それ自身多くの
危機を包藏してゐると見ねばならない。

(B) 農業國救済を繞る對立

貿易の萎縮は同時に各國產業界の沈滯を結
果した。従つて危機を特徴付ける構成的失業
軍は益々量的膨脹を續け、且つそれは就業者
の生活水準を低下せしめる要因となり、各國

とも社會不安に脅やかされた。そしてかゝる不安に最も脅かされた國は植民地を所有せ 獨逸と伊太
利(伊太利はファシヨ政府による壓制で政治不安は表面化しはしなかつたけれども、内分泌的に不安が
濃化してゐたことは最近のエチオピア戰爭から窺はれる) 竝に工産物と農産物の價格發展の不均衡に

よつて特にイタミ付けられた農業國である。就中歐羅巴に於ける農業國は大戦後創設された幾多の新國家の關稅對立で、其沈滞は文字通り言語に絶する状態に達したのである。殊にそれ等の農業國は殆んどヴェルサイユ條約維持派(チエッコスロバキア、ルーマニア、ユーゴスラビア、波蘭)と其修正派(墺太利、洪牙利、ブルガリア)に裁然と分離してゐるため、それ等各國に於ける深刻な農業恐慌から來る政治不安は非常な擴大性を包藏してをる譯なのである。しかも此等の諸國は既に相對的安定期の當時から農業恐慌で苦境にあり、大恐慌の勃發と同時に、それ等の國々の經濟界は既に破局的圈内に入つてをり、その救済策も問題となつてゐた位だつた。従つてそれが國際化すると同時に、從來からの對立關係が新たな性質を帯びて表面化して來たのである。而して國際的に問題とされた救済案とは大體(一)歐羅巴聯盟案、(二)ダニューブ農業ブロック案、(三)獨塊關稅同盟、(四)タルヂェウ案、(五)獨塊關稅同盟案、(六)伊太利、墺太利、洪牙利協商等である。(五)(六)はヒトラー内閣成立後であるから後節にゆずり、此處では(一)―(四)までに就いて簡單に其國際政治的性質を見て置かう。

ブリアンの歐羅巴聯合案 農業諸國の破局的經濟状態から來る政治不安として考へられる方向は(一)ヴェルサイユ條約廢棄に向ふもの(墺太利、洪牙利、ブルガリア)(二)少數民族の支配に對抗するもの(ルーマニア、ユーゴスラビア)の二種類が考へられる。そしてそれを最も憂へねばならぬ國は佛蘭西なのである。何故なら、それはヴェルサイユ條約の維持・現状維持によつてのみ歐羅巴制覇を確しやうとする自己の帝國主義政策に龜

(二) 中歐への投資比較

一九一九年後の長期信用	佛蘭西	英吉利	亞米利加
政治的負債	四八四	一、〇四七	一、三三三
短期信用	四四	四三	六五七
直接投資その他	五七	二六	一七七
合計	二、〇〇〇	一、一〇〇	二、五〇〇
單位 百萬マルク、	二、九七五	一、六一五	二、四〇七

Wagemanns Wochenbericht 25 Mai 1933
單位 百萬マルク、ホーランドを包まず。

裂が生ずることになるからである。そればかりでなくドウズ案實施以後米國資本の歐羅巴への侵入著しく、早くから佛蘭西の憂ふところであつた。今中歐に於ける主要帝國主義國の資本關係を見ると上表の如くだ。

斯うした不安への防禦策として先づ問題化したものはブリアンによつて一九二九年の國際聯盟會議に提出された歐羅巴聯盟案だ。即ち各國が一つの共同社會を作る努力をもつて『各國の國民的防衛の必要を除外した限りに

於て財貨、資本、人間の交通を容易且つ簡單化』(註)しやうとするものだ。之に對して英國は(一)米國に反英空氣を造る惧ること、(二)歐羅巴制覇の問題に關して佛蘭西の立場をより強化する惧あるといふ二點から反對し、伊太利は何よりも現存の諸條約を眞面目に改訂する必要がある旨強調して反對した、め、具體化しなかつた。**ダニューブ農業ブロック** 一九三〇年以降歐羅巴各地に農業會議が開かれたが、其中特筆すべきは洪牙利、羅馬尼、ユーゴスラビア間に於いて、相互條款の下に農産物の交換を意圖した農業會議であつた。併し之はチエッコがハンガリ政治勢力の増大を惧れて、小協商國條約を楯に羅馬尼、ユーゴスラビアに抗議して失敗に終らす。**獨塊關稅同盟** 此れは一九三一年三月廿一日突然獨逸側から發表されたものである。その内容は兩國間の關稅橋壁を撤發し、更に兩國の關稅收入の計算も共同に行ひ、且つ兩國が他國と締結してをる通商條約も關稅に關する限り共通な稅率に變更しやうと云ふのである。これは明かにヴェルサイユ條約に對する一反抗であるのみならず、獨逸が墺太利を足場としてバルカンに進出しやうとする試みであつた、め英佛伊の反對で終る。

タルヂェウ案 獨塊關稅同盟で脅威を感じた佛蘭西は中歐及ダニューブ諸國の財政の建直しに力を注がざるを

得なくなつた。タルヂウ案もその一つの現れで、奥匈兩國と小協商國の五ヶ國間に一つの關稅同盟を結成させやうと云ふ計畫であつた。併しユーゴスラビア、羅馬尼、ハンガリーはその農産物の全部が奥太利、チッコスロバキアの二工業國によつて消化され得る見込なきを知つて反對の意嚮を示した。そのみならず此案が一九三二年四月六日英佛獨伊の四國會議に提出された時、伊獨の強い反對にあつて成立しなかつた。

さて以上の記述から我々は恐慌の勃發と同時に、中歐及びバルカンの農業諸國の經濟狀態が急惡化して、そこから歐羅巴制覇といふ佛蘭西の政策を動搖に導く事態が発生して來たことを理解した。だがこの傾向は三二年六月に於けるローザンヌ會議に於て更に強化されたものと見られる。即ち恐慌の深刻化は遂に獨逸をして賠償支拂の不可能を聲明せしめるとにより、事實上ヴェルサイユ條約に規定されてをる賠償規定を葬らせてしまつた。即ち外資の流入杜絶し、飢餓輸出による支拂も不可能になつた獨逸は遂に賠償問題の再考究を各國に促すことになり、其結果三二年六月のローザンヌ會議となつたのである。この會議に於て獨逸はヴェルサイユ條約の改訂を要求し、それを條件として二十億乃至二十五億マルクの賠償に應ずる態度を示したに反し、佛蘭西はヤング案を放棄し、總額四十二億マルク案を提出して對峙した。併しこれは結局ヤング案による五十八ヶ年七ヶ月拂の總額千百三十九億マルクから一舉に十五ヶ年拂の三十億マルクに消滅されることになつた。勿論これには戰債問題の商議が成功した場合に限り、その規定は効果を持つといふ英佛白伊間の紳士協定が附加されてをる。

(註一) = Viertel Jahreshefte Zur Konjunkturforschung Hft. Teil A, 1935

(註二) = 新明正道著「歐洲の危機」三七二頁

二、ヴェルサイユ條約改訂へのヒトラー獨逸の驀進

(A) 獨逸ファシズムの外交政策

上述の如き過程を通じてヴェルサイユ的均衡の動搖は大恐慌と共に開始されたが、一九三三年一月獨逸に於けるヒトラー内閣の成立は、その動搖に破壊的性質を注入することとなつた。即ちナチスは既に一九二六年の綱領第三條に『吾々は吾が國民の養育にとつて必要な、また過剩人口の植民的移出にとつて必要な領土を要求しやう』と云ふ條項を掲げて平和條約の廢棄を絶叫して來た上に、政權確立後に於ても平和條約の改訂を次の如く強調してをる(註一)。

(註一) = 一九三三年五月十七日の議會外交演說に於てヒトラーは次の如く強調す。『過去十有餘年の歐洲に於ける政治上、經濟上の不安は其因を平和條約に發する。……右平和條約の改訂は今や必至の勢ひとなり舊聯合國の有識者間にも意見を同じうする者が多い。ドイツ側から見れば改訂の要求は條約中に明示的に承認されてゐる權利で、只之を取扱ふ職務を有する聯盟の力足らざるを遺憾とする。……平和手段による國境改訂は平和條約の認むる所で、且つ不自然なる東方國境の是正は我が國民一般の輿論である。如何なる政府と雖も右國民の意志に反して現状確認を承諾し得るものではなからう。』

云ふまでもなくヒトラー獨裁はファシズムの範疇に屬するものであるから、我々は此處で、ファシズムとその外交政策の基本的關係を見て置かう。既に獨逸及び伊太利の支配權力の果して來た、又現に果しつゝある諸政策の客觀的批判と分析から一般に認められてゐることは、『ファシズムとは資本主義の一般的危機の段階に於て勞働者に對する懷柔政策の經濟基礎を喪失したブルジョワジーが必然的に要望するところの政治形態である。』(註二)といふことだ。今バーム・ダット著 “Fascism and Social Revolution” に依つて更に具體的な諸特徴を見れば次の如くだ。(一)生産的技術と階級的アンタゴニズムとの前進が導く××を前に控えて資本主義を維持するといふ目的。(二)その必然的な歸結としての資本家的デクテータシップ。(三)自主的勞働者階級運動の制肘及び制壓と組織的階級協調の一體制の樹立。(四)議會主義的民主主義に對するレヴォルト及び同主義の廢棄の累増。(五)産業及び金融の國家的獨占組織の擴大。(六)各帝國主義ブロックの單一經濟政治單位への從來よりも緊密な集中化。(七)増大する帝國主義的アンタゴニズムの必然的隨物としての××への前進。(註三)

即ち商品生産及び資本蓄積を通じての資本主義的矛盾が極端に激化し、其緩和のため對内的に採用する權力による反對分子の掃蕩政策と對外的に採用する商品及資本市場獲得のための諸政策が常に、戰爭と××の線に沿ひつゝ結び付いてゐる段階の政治形態なのだ。そして獨逸ファシズムは社會民主主

義や共產主義者の國外追放或は投獄・議會制度の實質的解消・勞働進行政策の採用・マルクス主義文獻の燒失・ヒトラー總統制の樹立等を遂行して對内工作を進め、且つ對外政策としてはヴェルサイユ條約廢棄を絶叫して失地の回収を計畫し、更に民族統一の名に於て奧太利合併を畫て、それ等を足場としてバルカン、ウクライナ方面への帝國主義的進出を志してゐるのである。ナチスの外交部長ローゼンベルグは次の如く云つてをる。『獨逸民族は帝國主義を執らねばならぬが、凡そ帝國主義には三種ある。第一は増殖しつゝある國民に必要な土地を獲得する爲めの帝國主義であり。第二は外債によつて他國民を奴隸にする猶太的帝國主義であり、第三は佛蘭西の如き盜賊的帝國主義である。獨逸帝國主義は無論第一のもので、國民が強く健全に生き得るが爲めには、是非とも之に據らざるを得ぬのである』(註三)又ヒトラーはパーペンが首相であつた當時既に同氏に宛てた公文書の中で『先づ完成された事實を創り上げ、現在の勢力關係を事實上變更し、然る後に外交工作に頼らねばならぬ』(註四)と言つてをる。完成された事實とは軍備の充實を意味するもので、今其第一歩は進行の過程にある。そして次の外交々渉がローゼンベルグの云ふ帝國主義の實現である以上、其處に戰爭の勃發する危険は充分に存在する。

(註二) 今中次磨・貝島兼三郎共著「ファシズム論」唯論物全集一一八頁

(註三) 二バーム・ダット著「ファシズム論」松原宏譯

(註四) 二Calvin. B. Hoover ;—Germany Enters the Third Reich 日本讀書協會報一六〇號

(註五) IIペ・スピンスキ、エヌ・テレンチエフ共著宮地健三譯「大戰後の國際對立」一〇一頁

(B) 軍備擴張への猛進

斯くして獨逸の指導者は次の如く唱へつゝ軍備擴張に乗り出した。『ドイツ國民は將來の膨脹の爲めに相當の土地を必要とし、勢ひ戦争は必須の戰闘心である。戦争なくんば世界に男子なきに等しい。婦人の義務は此の祖國を防禦し、祖國の光榮を輝かすべき多數の男子を生んで、之を養育するに有る。

(三) 獨逸の輸入(單位百萬マルク)

動物	一九三二	一九三三	一九三四
飲食料品	三四	三三	三三
原料及半製品	一、四九三	一、〇八一	一、〇六七
建築用材	二、四二二	二、四三〇	二、六〇〇
鐵 鑛	七〇	七〇	一三五
錫	五五	五九	八六
精 製 品	三三	三五	三七
鐵 製 品	七二七	六七〇	七五〇
工場用機械	九四	一一一	一七九
其他機械	一八	一五	八
總 計	四、六六七	四、二〇四	四、四一五

彼女等の産褥の苦痛は實に男子の戰場に於ける艱苦と匹敵すべきものである』と。この馬鹿くしい宣傳を掲げつゝ軍備は擴張された。先づ貿易表を見やう。三二年から三三年に増加された輸入商品は建築用材、鐵鑛、錫、鐵製品、工業用機械が主なるものである。國民の生活水準向上の指標ともなる飲食料品等は非常に減少してをる。

佛蘭西ル・タン紙は獨逸に於ける軍備の擴張の指標として次の如き數字を報道してをる。

(四) 獨逸軍備擴張の一指標

一九三二年	ニッケル鑛	同金屬	クロム鑛	ウオルフラム鑛
一九三三年	九七	四	三三三	八
一九三四年	二六七	一〇	二六四	二〇
單位千マルク、いづれも一年間を八ヶ月として比較。巴里ル・タン紙(註一)	二九八	三〇	四三三	元

(五) 一九三四年獨逸食料品賣上高の對前年減率少

食料品店と美食品店	六%四
酪農品及びバター店	一三%五
珈琲及び茶	八%〇
藥品店	八%六

統計に據れば穀物消費高は前年度より六%乃至十三%の消費減少を呈してゐる。例へば食糧品店に於ける賣上高の如きも前年度に比して次のやうに激減してゐる。

更に同じ研究所の統計によれば一九三四年第一期に於ける全國小賣商店の取引高は前年度の同期に比して一%六の減少を呈してゐる。百貨店販賣指數も一九二八年の百分に對して三二年七月は六一%二、一九三三年七月は四八%、三四年四月四%六に減少してゐる。……一九三三年度の納税高は前年度に比し二〇%減少してゐるのみならず、ドイツ國有鐵道の収入も同期間に於て一九%一の減少を示してをる。(註三)

斯うした軍備擴張は三三年三月一日の國會放火事件を契機とした共產主義者に對するテロ行動やユ

以上の數字を次の引用文と關聯して考へる時、軍備擴張の努力の猛烈であつたことが解る。即ち『一九三三年ドイツの重工業の利益は前年に比し平均八〇%増加した。例へばホエシユ工場營業部報告によれば同社の利益は一九三二年の千二百五十萬マルクより三三年の二千三百七十萬マルクに増加した。クルップ工場でもまたこれと同様の好成績を擧げた。即ち一九三二年度の二千三十萬マルクから三三年は三千五百三十萬マルクの利益を計上した。』(註二)重工業の繁榮を更に次の如き一般的な社會經濟的背景と對照して見る時、軍擴に拍車付けられてゐる姿が想像出来る。『一九三四年四月十四日現在調査された國立産業循環研究所の

ダヤ人排斥運動の白熱化等と共に進展したが、遂に十月の軍縮會議に於て提出した軍備平等權の即時要求を英佛に拒否されるや、直ちに軍縮會議及び國際聯盟からの脱退を行ふに至つたのである。我々は先づ聯盟脱退後に於ける具體化された對外政策の跡を簡單に見て置かう。

(C) 奥太利ナチスの暴動

軍縮會議及び國際聯盟脱退後に先づ具體化された強硬外交の試練は奥太利に於けるナチスの暴動である。即ち一九三四年七月廿五日正規兵の服裝をした百四十四人のオーストリア・ナチスが首相官邸を襲撃し、ドルフス首相を銃殺した事件である。

奥太利ナチスはヒトラーが政權獲得する前から Theodor Habicht, Alfred and Heinrich Frauenfeld 等に統率されて發展してをり、獨逸との合併を目的としてゐたほどで、奥太利人の多數の希望を代表してゐたものと云はれてをる。ヒットラーは此黨に六〇〇萬ドルの資金を提供したと傳へられてをる。奥太利には此外ムッソリーニからの資金と軍需品の供給を受けて七萬五千人(この數字は奥太利正規兵の約三倍)の兵力を有するファシスト的軍事團體、一名護國團(Heimwehr)や、スターレンベルグ公の統率になるものがある。その外社會民主黨が存在してゐる。この黨は全人口の三分の一にあたる人口二〇〇萬のウイン市に強固な政治的基礎を築いて、全國を通じて一五〇萬の投票數の半以上を占めてゐたと云はれる。

ドルフスが首相となつたのは一九三三年三月で、獨逸にヒトラーが首相として現れた直後である。彼は直ちに憲法を停止し、九月には國家革新綱領を發表し、奥太利の獨立を擁護するといふ國民運

動を起したのである。これはシタール・ヘンベルグ公の勢力と結び付くことによつて獨裁政治を遂行しやうとする運動であつた。三四年二月社會民主黨はこのファシ化に對し勇敢な闘争を行使したが、大規模な市街戰を通じて遂に敗退せしめられた。オースタリア・ナチスはこの事件を一つの足場として、一舉伊太利ファシの勢力下にあるドルフスを斃して奥太利を獨逸勢力下に置かうとして、ドルフス暗殺の態度に出たのである。併しこれも結局敗退し、其結果奥太利には益々伊太利勢力が侵入することとなつた。しかもこの暴動によつて佛伊の接近が新たに生ずるに至つた。

(D) ザールの獨逸歸屬

獨逸の強硬政策に最も脅威を感じたフランスは既に三四年二月よりバルツ行脚外交に代表された獨逸包圍政策を以て局面の繕ひに乗出してゐたが、前記の奥太利ナチス暴動は佛伊の關係を深め、その結果三五年一月には佛伊協定成立(十九輯一六四頁參照)し、奥國の獨立が脅かされる場合相互に協力することを決定した。更に二月には英佛協定の成立を見た。(本年朝十九輯一六八頁參照)この協定も獨逸の進出に對して英國と協同して其阻止に當らうとする意圖をもつたものであつた。だが斯うした佛蘭西の努力に新たな重壓となつたものは本年一月十五日に行はれたザール一般投票の結果である。ゲーリングやゲッペルが乗り込んでガムシヤラな宣傳の力も手傳つて、ザールは絶體多數をもつて獨逸に歸屬し、ヒトラー總統をして「十五年間の不正は、ここに終焉した」とウツブかせた。この結果獨逸の軍擴は大きな力を新たに獲得するに至つたことは争はれない事實だ。(本年朝十九輯一六九頁參照)

(E) 再軍備爆彈宣言

二月の英佛協定に於てヴェルサイユ條約第五編軍事條項は獨逸が一方的に改編することを得ずと規定した矢先き、獨逸は三月十六日に至り軍事條項の一方的廢棄を聲明し、四月一日から義務徵兵制度の斷行を宣言した。しかも之に四日先立つ十二日には既に空軍の整備を發表してゐるのである。空軍も平和條約第五編で禁止されてゐるから、完全に平和條約の軍事規定は葬られてしまつたのである。しかもこれに對する對策に於て英佛の足並一致せず、一方に英獨海軍協定が生れれば、他方に佛ソ相互援助條約が生れる如くに混亂は全く盡きるところがなかつた。しかもその上に最近には伊太利・エチオピア紛争が戦争へ發展するに至つて歐洲政局は完全に破局性を示すに至つたのである。

(註一) 雑誌經濟詳論十年八月號坂文夫『ドイツ再軍備宣言から東歐相互援助條約』參照

(註二) Johannes Steel; "The Second World War" 松澤寛譯第二次世界戦争來・八一頁

(註三) 同上八四・八六頁

三、對獨政策の支離減裂

(A) 複雑化された諸情勢

ヒトラーの對外強硬政策の叫びは直接佛蘭西及び小協商國に脅威を與へたことは云ふまでもない。大恐慌以來佛蘭西の歐羅巴制覇の力は我々が上述した如く次第に迫力を失ひかけてゐた矢先であつたため、佛蘭西とか協商國では『豫防的戦争』といふことさへ眞面目に考慮された程であつた。だが既に錯雜した歐羅巴の諸關係ではこの豫防的戦争といふ解決法は採用され得なかつた。それに就いてヴァルガーは次の如き説明を與へてゐる。『……それは、すべての國々のブルジョワがお互同志にも、ソヴェート同盟に對しても、自分の力を弱めることを恐れて帝國主義間の新しい戦争を避けようとしてゐたからであり、英吉利と伊太利とが大陸に於ける佛蘭西のヘゲモニーを、それによつて餘りに強めすぎることを恐れて、それに反對したからであり、また期待される獨逸の敗北がプロレタリア××に終るかも知れなかつたからであつた。』と。(註一)

此處に我々は獨逸に於けるヒトラー政權の確立が、恐慌後の歐羅巴國際對立に偉大なる混亂のモメントを投じたことを知るのである。云ふまでもなく恐慌の勃發した一九二九年以降に於て最も目立つた現象は、資本主義諸國に於ける生産、貿易の怖るべき沈降とソヴェート聯邦に於ける五ヶ年計畫の勝利と云ふことである。この現象は二つの體制——資本主義的經濟體制と社會主義的經濟體制——の對立を基礎付けるモメントたるは云ふまでもなく、恐慌と同時に前面に押出された對立關係であつ

た。然るにヒトラー獨逸の進出は對立の一翼に混亂を與へる結果となつた。即ちそれは相對的安定期を通じて強化されて來た佛蘭西の歐羅巴ヘゲモニーに對する英伊の反擊に餘地を與へつゝ、自己の平和條約改訂方針を遂行しやうとするところから來る混亂である。それは相對的に對立の一翼である社會主義體制の力の強化を意味するものに外ならない。だがソヴェート聯邦は極東關係の考慮と第二次五ヶ年計畫の支障なき遂行のために完全な平和主義を標榜して、國際聯盟へ新に加入して來てをため、更に前記歐羅巴帝國主義間の對立を複雑化させ、思惑性を與へてゐるのである。

(註一) ヲヴァルガ世界經濟年報二十八輯六一頁

(B) 對獨政策の混亂

以上の如くヒトラー強硬外交の發展は歐羅巴諸國に大きな動搖を與へたが、それは列國の對獨政策の混亂を通じて益々擴大し行くであらう。それに就いて我々は先づ Vern Michels Dean 氏の *Euro-pes Struggle for Security* (安全保障に向つての歐羅巴の苦悶) に於ける簡明な記述に聞かう。即ち氏によれば列國の對獨政策はヒトラー政權確立後一見兩立不可能に思はれる二つの方向に集中して來てをると云ふ。その『一つの方向は政策としてこれまで軍備縮少を行つて來なかつたのみならず、更に獨逸の再軍備組織が強行されれば、それを理由として一層軍備擴張を行ひ、而して世界大戰勃發の

條件とすらなつた過去の軍事同盟と殆んど相違ない不可侵條約又は相互援助協定を複雑に締結して對獨包圍を試みんとするものであり、第二の方向は、國際聯盟の如き集團的完全保障機構の作用及び範圍を擴大し、諸多の相互同盟規約を聯盟機構内に置き、侵略者に對する相互同盟の效力發生を聯盟の自由裁量に從屬せしめんとするものである。而して第一の方向はソヴェート聯邦、伊太利、三協小國、バルカン・ブロック、バルチック諸國の採用せる對獨政策で、第二の方向はイデーデン及びラバールの支持するところのものである。尤も英佛兩國は共に軍備擴張を強行して來てゐるし、佛蘭西の如きは種々の相互援助協定を各國と締結してゐるから、第一の方向を全然排除してゐる譯ではないが、しかし侵略者に對する制裁は總べて國際聯盟機構を通じて行はなければならぬとするのである』と。(註二) 問題はベラ・ミチエル・デアン氏も認める如く、これ等二つの方向への力の結成が英佛伊の帝國主義政策によつて破壊されるといふ點に對獨政策の支離滅裂があり、しかも其處から獨逸の強硬外交が伸展しやうとしてゐるのである。従つて我々は此處で主要國の對獨政策に目を向けねばならない。

(C) 英國の對獨政策

歐羅巴に關する英國の外交政策は大陸に對するヘゲモニーの確把乃至其維持を中心に變遷・回轉してをる。其處に所謂勢力均衡政策が存在するのである。従つて大戰後は當然佛蘭西の歐羅巴制覇の力

を制限し、弱めるためにのみ努力が集中されて來た。だが相對的安定期に於ては既に述べた如く、大體その對歐羅巴政策は迫力がなかつた。ヒトラー政權確立と同時に其均衡回復のための好條件が發生して來たため、英國の對歐ヘゲモニー確把政策には新たななる工作が行はれることになつた。即ち獨逸の軍縮會議脱退後は先づマクドナルド案となつて佛蘭西の對獨硬化を靜め、再軍備宣言に對する對獨行動には佛蘭西と不一致を示し、海軍協定を獨逸と單獨で結んでゐるのである。

だが、その親獨政策も強力に遂行し得ない理由がある。それは獨逸の軍備擴張、就中空軍、海軍力の發展は英國も佛蘭西と共に脅威である上に、獨逸資本主義經濟力の復活は、英國工業には絶大の脅威となるからだ。しかも合衆國及び日本とは不斷の對立關係にあり、そのために佛蘭西の力は英國にとつて可成に重要視せねばならない諸事情にあるからだ。斯様な基礎に立つ英國の對獨政策を更に複雑せしめねばならぬ今一つの條件がある。即ち英國は國內諸情勢の上からも且つ印度に於ける反帝運動の諸動向からも、獨逸ファシズムの階級政策並びにそのソヴェート聯邦に對する威嚇を常に一つの力として利用し得る準備をしてをらねばならないことがそれである。

而して上述した如き事情を背景にしてをる現實の英國の對獨政策は英國内に於ても次の如く分裂してをる。即ち「第一は佛、伊、露その他ステータス・クオ維持希望の諸國と軍事同盟を締結して公然

と對獨共同戦線に加はるか、或は又獨逸の聯盟復歸を條件として集團的平和機構の強化を計るか、何れかである。とするもの(之には自由黨、労働黨反對)に……第二はヒトラー主義はヴェルサイユ體制の産物であるが、舊聯合國はナチス排撃に先立つて寧ろ各自の現勢を反省する必要がある。例へば英國の軍備擴張は歐洲政局悪化を累加してゐるのみならず、將來戦を誘發する一つの原因でもある。英國は獨逸の平等權回復要求を阻止すべきではない。寧ろ聯盟復歸を計らねばならない(註二)と。だが第二の主張も押しめて行くと聯盟規約第十九條に獨逸の領土回復要求の問題及び獨逸の墺太利及び東部歐羅巴への進出政策の問題の解決をどうするかの具體的問題となるのであつて若し十九條の廢棄を提唱すれば南亞聯邦の亞弗利加委任統治を返還せねばならぬし、墺太利への侵出を許せば中歐、バルカンの市場を壓迫されねばならないのである。これは英國が簡單に放棄し得ない權利であらう。斯くて英國の對獨政策は常に浮動せざるを得ないのである。

(D) 佛蘭西の對獨政策

佛蘭西の對ヒトラー政策は先づバルツィの行脚外交によつてはじめられた。今バルツィ外交の基調となつてをる思想を見るに、次の如く云はれてをる。「彼のプランは、軍縮を以て安全保證の次に置くこと、また獨逸及び其他の國々に對して平和を保障し、且つそれ等の國々の間に、相互援助條約を締

結し、さうした歐羅巴の共同組織によつて安全保障を求めるといふことにあつた。……しかし彼は歐羅巴を二つの陣營に區分して紛争の機會を作る同盟の成立を好まなかつた、彼は國際聯盟がヴェルサイユ條約の所産である以上、この條約を保障するものは聯盟でなければならぬことを知つてゐた。……そして彼は聯盟といふ機構の中に於て新しい歐羅巴組織を發達せしめ、それによつて佛蘭西の安全保障を求めた」と(註三)斯うしたバルツの外交政策は獨逸の反ヴェルサイユ條約的行動によつて影響される奧太利、洪牙利、ブルガリア更に伊太利が存在する以上當然な政策であつた。而してそのために彼が試みやうとした具體策は東部ロカルノ案と、地中海協約及びロシヤの聯盟加入であつた。即ち東部ロカルノに於ては獨逸、波蘭、リヌアニア、ラトビア、エストニア、ロシヤ、チッコスロバキアを加入させて領土保全と相互援助條約を結ばせて、佛蘭西がそれを保障しやうとし、ソ聯邦を聯盟に加入せしめて現在の西歐ロカルノを強力に組織しやうとし、更に地中海協約では希臘、土耳其、伊太利、ユーゴスラビア、及び佛蘭西間に東部ロカルノ同様領土保全、相互援助條約を結ばせやうとしたにある。そして以上の如き大望をもつて彼の行脚は三四年四月二十二日ワルソー訪問から初められたのである。廿六日はブラーグを、六月廿日にはブカレストを、同廿四日にはベルグラードを、そして七月八日は倫敦といふ具合に十月九日マルセイユの兇變に倒れるまで續けられた。その結果ソヴェート露

西亞の聯盟加入は實現し、英國に、伊太利には東歐ロカルノを支持せしめることに成功したのである。だが獨波兩國は其參加を拒否する態度を示したので最後のな成果を得ることは出来なかつた。斯様にしてバルツは自己の外交を其緒に着けたばかりで倒れて、佛蘭西の對獨政策も一應挫折するに至つたが、併し間もなくラヴールによつて佛伊佛英協定は締結され、更に佛ソ相互援助條約(本年報廿一輯一六二頁参照)の締結は成功して今日に至つてをる。だが佛蘭西の對獨政策は歐羅巴の現状を基準としても、まだそれに適應し得るだけの安全保障を得てをるとは云ひ得ない。従つて今後の動向には多大の興味が引かれる譯だが、その場合英國の浮動的態度が常に大きな意味を持つて來るであらう。そこで佛蘭西外交の將來を知る一つの参考として我々は此處でヒトラー政權確立して間もなく佛蘭西に發生した對獨政策に關する二つの方向に就いて見て置かう。

『その一は急進社會主義黨首エリオ氏並びに極右翼軍閥を以て組織され、獨逸は早晚戰爭行爲に訴へるが、その第一撃を東部歐洲或は奧太利に加へるだらう。その結果必然的に佛蘭西はその渦中に投ぜざるを得なくなる。だから獨逸との戰鬪開始と同時に自動的に發動する如き軍事同盟をソヴェート並びに伊太利と締結して置かねばならない。之に對してラヴールを代表として新聞紙の溫健派が此れに参加せる反對陣營では次の如く云つてをる。即ち戰爭は不可避と云ふことはない、獨逸を對外協調

政策に轉向せしめる可能性は充分に残されてゐる、ソビエト同盟と自働的軍事同盟を締結する事は、英國を佛蘭西より疎隔せしめると同時に、ヒットラーの意思が英國を動かす可能性を深め、更に佛ソ同盟は獨逸の軍備再建を事實上確認した事になる、英國と歩調をそろへる事は、平時に於ても戦時に於ても佛蘭西の最大の防禦保證となる事は明白であるから、對英協調を弱める如き協定或は聯盟規約やロカルノ協定の制裁規定に抵觸するが如き協定を今新に締結する事は極力回避しなければならぬ』といふのである。佛蘭西に於ても對ソビエト工作として獨逸の役割に關しての評価を没却し得ず、そのために獨逸との協調を強調するものもあるが、作しヴェルサイユ條約の維持といふ點に關する態度は明白に確立されてゐるので、その點對獨政策はそれ自身としては決して浮動的なものではない。たゞそうした態度を強行するためには英國との協力が絶対必要となるのであつて、それ故にこそ佛ソ相互援助同盟を結成するに際しても英國の反感を氣にして該同盟をあくまで聯盟機構内のものにしやうと努力したのである。そして同じ傾向は伊エ紛争に對する英佛態度の推移からも窺はれる。

(E) 伊太利の對獨政策

伊太利の對獨政策はヴェルサイユ條約に對する不滿を基調とし、歐羅巴にヘゲモニーを確立しやうと

する佛蘭西の勢力に對抗するためにブルガリヤ、奧太利、匈牙利の反ヴェルサイユ、ブロックを動員し、中歐及びバルカンの市場を獲得しやうとする意圖から生まれてゐるものである。従つてヒットラー政權確立前は英國の支持を受けつゝ佛蘭西の對歐ベゲモイ勢力の確立を阻止するために親獨政策をとつてゐた。即ち佛蘭西に對抗する意味で獨逸を何等危険でない強國として支持してゐたのである。然るにヒットラー獨逸の擴張政策が中歐及びバルカンに對する伊太利の政策と衝突する必然にあることを知つてからは、一面獨逸勢力の進出を阻止すると共に他面其行動を利用して、其間に自己の領土擴張、乃至市場獲得の欲望を貫徹しやうとする態度をとるに至つた。即ちヒットラー内閣成立してからヴェルサイユ條約を繞つて現状維持派の對立が激化する情勢を見てとつたムソリーニは、之を自己に有利に調和せんとして、一九三三年二月に(一)獨逸の軍備平等權承認(二)奧太利、洪牙利、ブルガリヤは平和條約其他の軍事條項から解放されること。(三)國際聯盟規約の規定に準據して平和條約を改訂すること(四)植民地問題に關しては伊英獨佛は協力するといふ案を提出した。これは佛蘭西及び小協商國の反對のため、著るしく内容が變化されて三四年七月十五日四國條約となつて成立した。其中心内容は單に、條約調印國は維持のため平和聯盟機構内に於て有效なる協力を招來すべき政策の遂行に努力すること、及び聯盟規約十條(領土並政治的獨立の保障)十六條(制裁規定)第十九條(條約の再認識)の諸規

定適用に關しては意見を交換すること及び軍縮の成功に努力すること等で、伊太利の最初の意圖は空氣化されたのである。其後三三年六月ダニューブ地方に對する獨逸の危險を防せぐ目的から埃洪二國の關稅同盟を自己の援助の下に成立させやうとしたが、之も亦小協商國はそれをハブスブルグ家復辟の前提として佛蘭西の力に於て反對し、且つ獨逸も埃太利に對する計畫の顛覆されるを懼れて反對したゝめ成立せず終つた。だが其後獨逸の聯盟及び軍縮會議からの脱退は佛伊の接近を早やめたので、その情勢を利用してムソリーニは三四年三月は羅馬にドルフス、ゲンペス兩首相を招き、三國間に友好同盟を締結するに成功した。即ち伊太利は埃洪二國の獨立を尊重し、經濟的に協力を約す一方、伊太利のトリエスト港を埃洪二國と解放し、且つ伊政府及び銀行は兩國に農工業資金を融通する。而して其代償として埃洪二國には伊太利商品の優遇が決定されたのである。だが七月に於ける埃太利ナチスの暴動は更に佛伊の接近を強め、遂に十二月には佛伊協定の成立を見るまでになつた。此條約は佛蘭西が伊太利を自己の反獨聯盟に入れんとして多くの犠牲を忍んで成立させたものであることは我々が既に十九輯一六六頁に詳述して置いたが、就中北アフリカ植民地に關しては佛蘭西は自己の植民地の一部を伊太利に與へ、更にエチオピアに於けるデブチー—アヂスアベバ間の鐵道經營に參與權を與へた程である。しかも祕密條約として伊太利のエチオピア遠征こそ何等干渉しないことを約束した

と云はれてをる。いづれにせよ伊エ紛争は佛蘭西の諒解を基礎として發展したことを疑ひ得ないのである。上述の如き推移を見ると伊太利の外交の地位はヒトラ一獨逸の進出によつて非常に好轉したことが解かる。そして今後は必ず佛獨といふ融合し得ない二大勢力の間にあつて英國の浮動外交を利用しつゝ自己の外交的進出を劃てゝ行くことは疑ひ得ない。

既に我々はその一端を今回の伊エ紛争の過程から窺ひ得た。即ち伊エ紛争が英國の對伊態度の硬化を伴つて戦争にまで擴大したために、それまでの佛伊の親交關係は佛蘭西の英國接近によつて岐路に立たされた時、伊太利の獨逸接近が屢報導されてゐたのである。此處で我々はペラピンスキー氏に従つて次の如く伊太利外交の現段階的特徴を抽出して置かう。「要するに、この段階に於ける伊太利の政策は、極めて複雑な駆引に於て現はされてゐる。即ち伊太利ファシズムは、種々な駆引の下で、或場合には、自己の「舊來の」欲望及び要求を佛蘭西に知らせたいために公然とヒットラーの軍備「均等」編領を支持し、或場合には佛蘭西の参加の下に獨逸の南方進出を妨げてゐる。しかも伊太利は如何なる場合でも最後の關係を結ばないで、絶えずあらゆる方面に互つて自己の支持の價値を高めることに努め、將來何物をも放棄することなく、また一時的な屈從や妥協を避けないで、全歐羅巴政策に強奪、貿易上の屈從、その欲望に於ける非妥協性、手段の選擇に於ける「妥協性」と非選擇性、の最も公然た

る要素及び様式を移入してゐる。』(註五) (傍點筆者) 斯くして伊太利外交は益歐羅巴の國際對立に絶えることなき混亂と思惑性を注入しやうとしてゐる。

(註一) = Europe's Struggle for Security by Vern Michelas Dean. Foreign Policy Reports June 19, 1935

(註二) = 同上

(註三) = Frederic Salatier. M. Balbthon The French Foreign Policy. The Nineteenth Century and After November 1934.

(註四) = (一) 及び (二) に等し

(註五) = P. ラビンスキー、エヌ・テレンチエフ共著宮地健三譯「大戰後の國際對立」一二二頁

第六節 今後の見透し

以上に於て我々は歐羅巴の國際對立關係に於ける對立地點と其基調、及びその現在到達してをる段階に就いて見た。問題はそうした對立關係が、今後如何なる變質をなすかである。之を具體的に云へば、も早や一般的に不可避と豫想されてをる戰爭勃發に關する見透である。併し、それには單に歐羅巴内部の對立諸關係の認識だけでは充分でない。伊エ戰爭の發展乃至ヒトラー獨逸の進撃から來る

と豫想される次の戰爭は、廣い國際政治的關聯と深い國民心理との關係に於て理解されねばならないであらう。少くとも次の諸條件は深慮を要する事項である。即ち(一)第一次世界大戰の慘酷な結果に就いての恐怖が存在すること、(二)最近に於ける軍事科學の進歩が來るべき戰爭には更に恐るべき結果を残すであらうといふことに關して爲政治家、一般民衆の認識が深まりつゝあること、(三)歐羅巴内部の對立が未だに非常に複雑してをり、如何なる國も戰爭を積極的に開始しやうとする程に見透しが立て得ないこと、(四)しかも各國々内に社會不安が醸されつゝあること、(五)ソビエト聯邦に於ける社會主義建設の成功的發展が展開されてゐること、(六)來るべき第二次歐洲大戰に大きな意義を持つ米國の態度及び支那を中心とした極東の政治情勢が如何なる變異を來すかに關する見透が困難である等である。

斯くして吾々の言ひ得ることは(一)以上の諸條件に制約されて、今後の歐羅巴政局は、動搖、不安の波の起伏を高めて行くこと、(二)戰爭誘發の諸條件が今後益々内攻的な且つ腐蝕的な傾向を強化して行くであらうといふことである。

第二部 大陸政策の進展と滿鐵經營の諸問題

序 滿鐵經營の新段階

資本金八億圓、其の半額は政府の出資にかゝり、總裁以下重役の大部分が政府の任命に基づく滿鐵は、過去約卅年來、日本の大陸政策の根幹となつて、極めて重要な役割を果して來た。従つてそれが、滿洲事變を契機として飛躍的な發展をなしたことは當然であるが、同時にそこには種々面倒な問題が惹起された。一昨年來、喧しく論議されて來た滿鐵改組問題は其の一の現はれである。問題は、一時落ちついた様に見えたが、北支事件の勃發、續いて北支政局の進動とともに、日支經濟提携—北支經濟の開發—が前面に押し出されるや、それは再び表面化して來た。斯くて滿鐵今後の經營上には幾多の問題が提起され、その歸趨は去る八月二日新總裁に任命された松岡洋右氏の手腕如何と相俟つて、各方面の視聽を集めてゐる。

一體、滿鐵が内藏して居る經營上の諸問題—悩み—と云ふのは何か。そして、これが如何なる方針

で解決されんとしてをり、結局、滿鐵は何處へ行くのか。先づ、松岡新總裁の次の如き言を注意深く聞くことにしやう。

「滿鐵が過去に於ても堅實に社業の運営に任じ來りたることは勿論であるが、昭和十一年度豫算の査定に當つては益々華を去り實に就かんことを期し、會社資金繰りの現況に即して最も健全安固なる財政基礎を確保し以て社業の合理的經營をなさんとするものである。私は新任當時既に右の方針に基き經理部より各部に折衝し豫算原案取纏め方を命じた。即ち斯くして一應取纏め得たものを原案として熟議するとした。併し乍ら右は徒らに緊縮政策に終始せんとするものに非ず、寧ろ反對に實質的には積極的に國家的使命に邁進せんとするものである。即ち節約整理せられたる資金は勿論、必要な場合には新規財源に基き不可缺の國家的重要事業及滿洲國經濟開發の促進並に日滿支經濟の融合提携に必要な事業に積極的活動をなさんとするものにして、要するに内に會社經費の節約をなし利益の増進を圖り、又事業の緩急を考へ、不急と認むるものはこれを繰延べ、これより生じたる餘力を急を要する事業の迅速實施に充てんとするものに外ならない」(傍點筆者註)

右は去る十月廿一日、新總裁が昭和十一年度(昭和十一年四月—十二年三月)豫算審議方針に就き談話の形式を以て發表したものである。此處に示された方針によれば、滿鐵は先づ可及的に緊縮政策を

採るが、併しその緊縮政策は「實質的には寧ろ積極政策」への手段だとしてある。即ち緊縮方針によつて財政の強固と社業の合理化を達成し、以て今後の資金調達に遺漏なからしめ、その基調の下に他方積極方針によつて各種不可缺の國策的重要事業を遂行せんとする計畫なのだ。換言すれば、消極策のための緊縮でなく、積極策を前提とする消極策こそ現段階に於ける滿鐵經營の根本方針と見られるのである。

ところで、滿鐵の業務は、滿洲事變以來、飛躍的に擴大され、現に進行中の大部分の事業は事變後新規に齎らされたものだ。而も滿鐵の事業はこれからも尙擴大される事情にある。元來が國策遂行の役割を持つ特殊會社である滿鐵としては、事變後其の意味の事業開拓に乗出すは當然の事ながら、一面營利會社としての使命を没却し得ない。其處に双方宜しきを得る經營策が採られねばならない。然るに事變後は餘りに國策的經營に偏した結果、營利的な方面に行詰りを生ずるに至つてゐる。今回の新經營策はこのギャップを是正し、進んで更に新たなる「國家的使命に邁進せんとするものである」と同時に、此處に看過してならないのは滿洲國の國家體系の整備進行も亦この方針の確立に拍車を加へてゐると云ふことだ。何となれば、滿洲國にとつても滿鐵にとつても政治上、經濟上、其他各般の統治乃至經營の重複してゐる點は可及的速かに單一化せられ、合理化せられる事を理想とするからで

ある。例へば滿鐵が包含する事業の中で地方經營の如きは滿洲國の治外法權乃至附屬地還付問題の整備上、必然整理されねばならないが、それは去る八月公表せられた日本政府の根本方針のもとに準備中で、所謂事項別漸進主義に則つて撤廢乃至還付を見る筈だ。また鐵道事業に於ける一元的經營の徹底の如き、傍系會社株式開放問題の如き、即ち行く／＼は結局滿鐵改組へ進むべき傾向を強める様に、今や滿鐵の經營が進んで來たのだ。詰り、滿鐵は一方に於て依然積極的な建設事業を續行しつゝ、他方に於て從來の事業に一應の締め括りをなすべき必然と必要を生ずるに至つた譯である。

× × ×

以下の調査は、斯様な新情勢の展開に適應すべく滿鐵は如何なる經營上の諸問題を藏するかを見んが爲めである。前述の如く北支經濟開發が漸く具體化の域に達せんとしつゝある現在、滿鐵經營の動向は、我が大陸政策の進展上重要な關心事でなければならぬし、その影響は我が産業、經濟、金融或ひは政治の各方面へ鋭敏に反映するものだからだ。

第一節 遂行事業の廣範化と其の意義及影響

一、滿鐵事業の内容とその重點の變化

滿洲事變後、滿鐵の事業が地域的にまた内容的に如何に廣範なものになつたかを見る前に、順序として滿鐵がどんな事業を經營してゐるかを知つて置く必要がある。いまこれを大別すると直接的なものと同接的なものになし得よう。前者は事業費なる項目によつて示される直營諸事業、後者は有價證券、假拂金及貸金なる項目に包含される關係會社への投資及滿洲國國有鐵道借款を指す。収益上からは、後者は配當收入及利息收入を齎らすこと言ふ迄もない。

處が滿洲國鐵道關係のものは、一應右の如く間接的な性質を帯びるのだが、實際は全く直營事業にも比すべき意義を持つことに注意すべきである。これは事變後に於ける極めて重大な變化であつて、滿鐵の遂行事業の廣範化の意義の大半を形成するものである。と云ふのは、事變前迄は支那鐵道に對する關係は普通の借款の範圍を出なかつたが、事變後これが滿洲國へ引繼がれ、更に進んでその經營までも擧げて滿鐵の傘下に屬するに至つたからだ。所謂委託經營であるが、假令所有者が滿洲國にあ

るとは言へ經營を擧げて滿鐵に委託するに至つたことは、滿洲交通に於ける滿鐵の勢力の絶對化を裏書するものでなくて何であらう。全滿に於ける鐵道經營の一元化が斯くして一應形式を備へた譯である。が、この事は他面、滿鐵全體から見て、収益的にも資金問題からも重大な意味を持つものである。て、假令外貌上如何に膨脹するとも、内面的な經營の實質に横たはる困難さを伴ふものなのである。その點は行を進めて明瞭にするつもりだが、兎も角、事變後の滿鐵は、間接事業に斯様な意味のものを含む點を念頭に置くべきである。

さて右の各事業は事變前と現在とで、然らばどう云ふ變化を示してゐるか、之を端的に知る捷徑はその投資額を比較するにあるが、上表は之を示したものだ。

(一) 滿鐵資産比較表(千圓)

	5年度末	9年度末	比較増
費券	742,069	777,944	35,875
業證	93,391	159,950	66,559
假拂	69,185	218,026	148,841
未收入	18,607	240,324	221,717
小計	65,796	95,040	29,244
其他計	997,841	1,491,283	493,442
株金	64,964	68,137	3,173
未拂込	1,062,805	1,559,410	496,615
總計	52,844	251,792	198,948
	1,115,649	1,811,202	695,553

之によると、滿鐵の總資産は未拂込株金を除き、事變前即ち昭和五年度末(六年三月末)の十億六千三百萬圓から九年度末(十年三月末)には十五億五千九百萬圓へと四億九千七百萬圓の増加に當る。而してその殆んど大部分四億九千三百萬圓は、實に事業費以下五勘定科目の増加によるものである。而もこの内純粹の直接經營事業た

る事業費の増加は三千六百萬圓、割合にして九%そこゝだが、間接事業たる有價證券は六千六百萬圓、七一%を、貸金、假拂金、未収入金の三者は約四億圓、即ち二六〇%近い激増を示してゐるのだ。貸金は所謂鐵道借款であるが、假拂金も滿洲國々有鐵道補修及新建設のための融通金が大部分を占めるから貸金と同性質の勘定だ。未収入金は鐵道運賃後拂分が大部分を占めるから、普通の投資ではないけれども、滿洲國鐵の營業料増及滿鐵線との輸送量の増加に伴ふもので、その増加及回收の遅れることは矢張り収益上問題となる。假にこの勘定を除いても資金と假拂金で三億七千萬圓の増加だから如何に滿鐵は自己本來の事業への投資より以上に、事變後に於て間接投資に力を注いでゐるか、判るであらう。殊に、前述の如くこの貸金關係のものは實際には直營事業とも云ふべき性質を備へるに至つてゐるのだから、滿洲國々有鐵道の業績如何が滿鐵の収益力を決する重要な要素と見られるのである。と同時にこゝに事變後に於ける滿鐵經營の中心點を見出し得るわけだ。それは多分に政治的意味を持つものである。建國勿々の滿洲國が多額の對日借款を以てかの舊北滿鐵道を買収し、而も之亦他の國鐵と同じく、滿鐵の委託經營に移されたのも、要するに滿鐵の經營が間接的な事業へヨリ多くの犠牲を拂ふ時代に這入つてゐたことを實證するものである。

更に北支の産業經濟開發問題に就ても事情は同様で、之には滿鐵を足場とした進出—滿鐵及滿鐵を

通じて資本的進出が先づその先驅的役割を持たねばならぬと云はれ、實際上にも既に準備を進めつゝあるのは、新たに此の方面に於ての滿鐵の間接的事業經營の重要さを意味するものである。

以上の如き、事變後の事業經營の重心の移動は、滿鐵の將來に色々な問題を提起せしめるものであるが、就中資金問題を最も重要な點とする。遂行事業の廣範化に伴れて資金の必要なと云ふ迄もないが、其の主なる事業の内容如何により、資本の窮極の目標たる利潤に異なる影響を及ぼす。換言すれば資本にヨリ高い、而も確實な利潤を保證するものでなければ、どんな計畫を立て、どんな事業を行はんとしても、假令暫時順調に運ぶとも、大局的な事業經營に失敗か行詰りを生ぜざるを得ない。事變後四ヶ年、そして將來の更に廣範且困難な事業を持つ滿鐵は、今丁度そうした時期に到達してゐるのだ。此處で經營上の整理を斷行してをくことは伸びる前に屈する意味に解してよい。序文に述べた松岡新總裁の意圖する經營根本策も先づ其處から出發したものであつて、今後は恐らく機會ある毎に營利會社としての滿鐵の經營を特に金融資本家方面に強調することを忘れないであらう。斯くて滿鐵の新たなる建設事業は、消極政策を加味した積極政策の下に遂行されてゆくのである。

二、直營事業の収益基礎

さて斯様な經營方針を今後の根本指導政策とする以上、滿鐵の事業組織乃至機構にある種の變化の招來されることを豫想せねばならぬ譯だ。所謂「改組」への準備は漸次進行しつゝある譯だが、恐らく一舉に改組を斷行する様とはなく、部分的な改革、改善を主眼として滿鐵の營業的基礎を固めてゆくものと思はれる。そしてそれは後述の如く進行しつゝある。改組問題に就ては節を改めて記述するつもりであるが、兎も角、現在に於ける直營事業なり間接事業なりが、滿鐵全體の投資上並びに収益上ヨリ、効果的な整備を必要とするとは叙上によつて明らかだ。其處で問題は其の内部的な補強工作の必要はどうして齎らされたかの實證的な検討と、それに關聯して外部的な新情勢の變化への適應對策如何の點である。この項では前者に於ける直營事業の収益的地位を見る。

(一) 滿鐵事業費の事業別分布
(昭和十年三月末)

事業別	金額(円)	%
道館灣礦	289,776,537	37.3
油工場施設	5,283,620	0.7
鐵旅港炭製地雜計	97,282,462	12.5
油工場施設	117,657,661	15.1
油工場施設	11,025,394	1.4
油工場施設	188,623,292	24.2
油工場施設	68,295,776	8.8
油工場施設	777,944,343	100.0

在上表に示す如く七種の事業に分れてをり、鐵道が二億八千九百萬圓、即ち全體の三七%三を占めて最多額、次は地方施設の一億八千八百萬圓

一二%五、雜施設の六千八百萬圓—八%八、残る旅館及製油工場は合せて一千六百萬圓—二%一に

過ぎない。即ち鐵道、炭礦、港灣の三者は、収益を目的とする事業の内中心的な投資を形成する點と、地方施設や雜施設は収益を目的としない乍らも、それに比較的多額の資本が投下されてゐる點に注目すべきである。雜施設は事務所社宅等に關する設備、地方施設は滿鐵沿線—附屬地に於ける産業並に土木、衛生、教育其他の文化的諸設備費で、これは後述の治外法權撤廢問題と最も關係深いものだ。次に收支計算上から各事業の位地を見るに次表の如く、(昭和九年度をとる)その輕重は略々右の投資額と對應した状態を示してゐるが、たゞ純益の上では鐵道に最大の重心のあることは明瞭だ。

(二) 滿鐵九年度事業及科目別收支内容表

計	收入		支出		純益
	金額	割合	金額	割合	
鐵道	1,265,550	46.7%	532,282	23.3%	733,268
港灣	1,573,000	55.8%	1,150,000	51.3%	423,000
鑛業	855,526	31.6%	75,134	3.5%	780,392
製油	3,884,000	14.4%	3,433,000	15.5%	451,000
地方	7,274,000	27.7%	2,000,000	9.2%	5,274,000
總務	2,740,000	10.1%	2,205,000	10.3%	535,000
利息	26,093	0.9%	31,100	1.3%	(5,007)
計	2,706,690	100.0%	2,341,101	100.0%	365,589

先づ收入に於ては鐵道が一億二千六百萬圓—全體の四六%七を、鑛業(炭礦)が八千五百萬圓—三一%六を、即ち兩者を合して既に七八%三を占める。從つて其他の科目の總收入への寄與性は可成り低い譯だ。殊に地方施設、總務、利息の三科目は缺損尻とな

つてゐるだけに、他の科目でその缺損の尻拭ひをせねばならない。言ふ迄もなく其等の科目は支出超過に終つてゐるからであるが、その缺損は結局、最大の純益を計上する鐵道事業の負擔となつてゐる譯だ。鐵道事業の重要性ある所以だ。

元來、滿鐵は所謂綜合經營の一典型と言はれてゐる。それは、不引合な事業乃至収益率の低い事業而も其等に少なからざる投資を有しながらも、鐵道が儲かるが故に、相當の利益を收め相當の配當を

(三) 滿鐵創業以來の累年業績表

年度	平均拂込 千円	利益金 (償却金控除後) 千円	利益率	配當率	
				民間	政府
明40	102,000	2,017	0.20	6.0	—
41	102,000	2,114	0.21	6.0	—
42	102,000	5,772	0.57	6.0	2.5
43	102,000	3,708	0.36	6.0	1.5
44	102,000	3,667	0.36	6.0	1.8
大元	109,000	4,926	0.45	6.0	2.5
2	117,643	7,167	0.61	7.0	2.5
3	123,662	7,541	0.61	8.0	2.5
4	126,000	8,080	0.64	8.0	2.5
5	130,000	10,108	0.78	8.6	2.5
6	139,662	14,926	1.07	8.0	3.5
7	152,000	22,193	1.46	10.0	3.5
8	166,170	24,375	1.45	10.0	2.5
9	227,604	27,392	1.20	10.0	3.5
10	309,156	31,386	1.02	10.0	4.3
11	319,156	35,080	1.10	10.0	4.3
12	321,156	34,796	1.08	10.0	4.3
13	321,156	34,553	1.07	10.0	4.3
14	323,826	34,865	1.08	10.0	4.3
昭元	337,156	34,158	1.01	10.0	4.3
2	346,156	36,274	1.05	10.0	4.3
3	353,519	42,553	1.20	11.0	5.3
4	372,909	45,506	1.18	11.0	5.3
5	387,156	21,673	0.56	8.0	4.3
6	387,156	12,599	0.33	6.0	2.0
7	403,822	61,288	1.51	8.0	4.3
8	478,784	42,921	0.89	8.0	4.30
9	530,208	46,467	0.88	8.0	4.43

備考 × 印九年十二月以前は三分五厘其以降四分三厘、* 印八年七月十五日以前は四分三厘其以降四分四厘三毛の割。

なし得る點にある。試みに前掲創業以來の業績を一瞥すれば、民間配當最低六分最高一割一分を、政府配當同じく一分五厘乃至五分三厘を行つてゐることを知るであらう。

半官半民の、而して植民地開拓的性質を帯びる滿鐵が、斯様に企業會社として一般に比べ餘り見劣りのしない成績を収め得てゐるのも、鐵道の獨占的な強味に依存するが爲なのである。従つてそれが投資の増大に比例して確實な収益を生む限り、更に之に加へて鑛業其他の諸事業も伴れて向上するならば、假令、缺損勘定がそう改まらなくとも、滿鐵營業の根幹にいさゝかの動搖もない筈だ。

然しながら、反對にこうも言へる。即ち幾ら鐵道が儲かると云つても収益率の低い——即ち不採算的な事業をそう無暗に擴張する事は許されないのである。何となれば其等の事業の収益率が相對的に向上しなければ、鐵道の負擔は増す外ないからだ。斯様な點に就て、然らば滿鐵經營はスムーズにいつてゐるであらうか、それを知るために各事業の収益率の傾向に就て少しく検討して見よう。第四表は各事業及其等總體の各事業費に對する利益の割合を示したものであるが、この投下資本利廻は何れも流石に滿洲事變を轉期として好調を見せてゐる。事變によつて、行詰つた業態が打開された譯である。旅館事業も九年度には黒字に轉換したし、炭礦、製油の兩事業はそれ自體としては顯著な好利廻を示すに至つた。鐵道も六年度の一七%から、八、九年には二九%臺に回復し、地方施設の依然たる赤字

に拘はらず、結局總體の利廻はこの間一%六から、五、六%臺へ復歸してゐる。

(四) 事業費に對する利益の割合 (%)

年度	鐵道	旅館	港灣	炭礦	製油	地方	總體
昭和元年	28.5	122	3.1	5.6	—	14.3	5.8
昭和2年	27.5	—	1.5	9.5	—	7.9	5.6
昭和3年	28.9	—	3.5	10.9	—	7.9	6.3
昭和4年	27.9	—	4.6	10.9	—	7.9	6.4
昭和5年	21.2	—	2.2	1.5	0.4	6.1	2.9
昭和6年	17.3	2.1	2.0	..	3.3	5.9	1.6
昭和7年	23.8	1.8	3.5	0.1	7.8	6.5	8.1
昭和8年	27.6	0.3	3.6	4.6	11.0	5.7	5.8
昭和9年	27.6	0.5	3.7	8.7	4.2	7.3	6.0

然し果してこれで實質的に利廻はよくなつたと言へるかどうか。事業費への投資額は前項で見た様に、他の間接的な事業投資に比べるとさして殖へてゐない。だから収益の向上は確かに直接事業に對しては好利廻を生ずる要因となつてゐる。だが、試みにこれを事變前—殊に昭和三、四年度に比較すると、右の程度の利廻向上では、甚だしい物足りなさを感じしめる。それといふのも、事變後に於ては此の直營事業の業績に依存すべき間接的の投資額が急増してをり、而もその經營が可成り問題だからである。換言すれば間接的の事業が滿鐵全體の營業良化を阻止する事情にあるからである。

斯くて、事變後に於ける滿鐵の綜合經營は、内容的に事變迄とは著しく異つてをり、而もそれには建設初歩時代の不採算的な龐大な事業を包含するのである。こゝに資金問題、改組問題、配當問題等々の重要性が存在するのだ。其處で次に間接事業の中心たる滿洲國有鐵道及舊北滿鐵道に就て述べることにしよう。

三、滿洲國國有鐵道の問題點

『王道は鐵道より』と云ふことは滿洲國の鐵道普及政策上の一標語である。それだけに鐵道建設事業は他の凡ゆる經濟建設に比べ非常な努力が拂はれ、事實また實際の料程は事變後急増してゐる。然し乍らその成果は實は滿鐵の後援に負ふものであつて、經營の實際も亦滿鐵の手にある。滿鐵あつての滿洲國鐵の建設であり經營であるのだ。滿鐵は新投資の大部分を之に注ぎ込み、所謂鐵道一元化の理想の達成に努めつゝある。従つて其の業態如何は直ちに滿鐵のそれに反映する。

斯様な國鐵との關係は昭和八年二月滿洲國との間に締結された『國有鐵道委託契約』によつて生じたものであるが、其後同様な契約が朝鮮鐵道局所管の北鮮鐵道(昭和八年十月一日實施)の一部及去る三月滿洲國がソ聯邦より買収した舊北滿鐵道に對しても締結せられた。其の結果、滿鐵の鐵道事業の勢力範圍は南滿から北滿へ―即ち全滿へ、而して更に北鮮へも擴大され、その經營路線料程は、今や實に七千料を越へるに至つたのである。その内自己のそれは僅々千百餘料にとどまるのだ。

短時日の間に斯様な業務の擴大が行はれた事は、滿洲事變後の國策の然らしめた結果とは云へ、一事業會社としては恐らくは未曾有の事柄と云つてよからう。それだけに滿鐵の經營全體が根幹的な影

響を受けたこと勿論で、今後と雖もその運營に萬全を期せねば業礎の安定を保ち得ない譯である。運輸の上からも、投下資本の上からも、之程滿鐵全體の經營上にふりかゝる重責はないといふのも過言ではない。尙ほ國鐵及舊北滿鐵道の『委託契約』の内容の要點を示すと次の如くである。

◆國有鐵道委託契約内容 (昭和八年三月一日實施)

- (一) 滿洲國政府は吉長吉敦、吉海、四洮、洮昂、洮索、齊克、呼海(松花江水運事業の一部包含)、瀋海、奉山(打通線及附屬港灣を含む)の既成鐵道に對し負擔する債務合計約一億三千萬圓を借款總額とし、此等諸鐵道に屬する一切の財産及収入を以て本借款の擔保とし、此等諸鐵道の經營を滿鐵に委託す。
- (二) 滿洲國政府と滿鐵以外の第三者との間に存する鐵道の債權債務に關しては、政府と滿鐵に於て協議の上、滿鐵に於て之を處理し、其の支拂を要するもの及奉山線中英公司に對する借款の償還資金は、鐵道の委託經營による収入金より支出す。奉山線中英公司借款に關係するものは同借款問題解決する迄は本借款擔保より除外す。(註||奉山鐵路獨立―昭和七年一月―後の滿洲國は、對英借款の一九三二年度の償還額六五、八五〇磅八片―この内には北寧鐵路の分をも含む―を同年九月に中英公司代表に支拂ひ、爾後規定額の支拂をなす)
- (三) 滿洲國政府は別に滿鐵に敦化―圖們江線、泰東―海倫線、拉法―哈爾濱線の建設を請負はしめたり。右建設費は約一億圓とす。(註||本三線は昭和八年九月、同十二月、及九年九月何れも正式營業開始)
- (四) 尙前記敦化―圖們江線建設に關聯し滿洲國に於て、天圖輕便鐵道を買収する要あるに付、滿洲國は之が資金として約六百萬圓を滿鐵より借入れ同輕鐵改築を滿鐵に委託せり。

◆北滿鐵道委託契約内容 (昭和十年三月廿三日實施)

第一節 遂行事業の廣範化と其の意義及影響

(一) 滿洲國政府は北滿鐵道の經營を滿鐵に委託することを定む。
(二) 滿洲國北滿鐵道公債元利金並に北滿鐵道に關し滿鐵より滿洲國に貸付するとあるべき借款元利金の支拂は委託經營の利益金を以てこれを行ふことを定む。
(三) 北滿鐵道の財産及収入は前記(二)の滿鐵よりの借款元利金の擔保となす。滿洲政府に於て前記(二)北滿鐵道公債の爲に北滿鐵道の財産及収入を擔保となす時は同公債の擔保權は右滿鐵よりの借款元利金に對する擔保權に優先すること及滿鐵の同意ある場合を除き北滿鐵道の財産及収入は本項以外の擔保となすことを得ざることを定む。

(四) 北滿鐵道の從來の債權債務等に關しては滿鐵をしてその取立及支拂事務を處理せしむる爲左の事項を定む
(イ) 北滿鐵道の從來の債權債務にして蘇滿間協定第四條第一項(註||北滿鐵道を一九三三年十二月末現在|讓渡迄の期間の補足を考慮す|の資産負債を繼承するとの規定を指す)により滿洲國政府に於て繼承したるもの(但し、同協定調印の日以後退職する蘇聯邦側従業員に對する各種退職金は別扱とす)は滿洲國政府と協議の上滿洲國政府に代り滿鐵に於て之を處理することとし、その結果支拂を要すべきもの、支拂は委託經營に依る収入金を以て之を爲すこと。

(ロ) 北滿鐵道の從來の經營に關する諸請求にして前項の債務に屬せざるものに就ては蘇滿間協定により滿洲國政府に於て滿鐵と協議の上之を處理し、その結果支拂を要すべきもの、支拂は委託經營に依る収入金を以て滿鐵に於て滿洲國政府に代り之をなすこと。

(註||北滿鐵道買収公債は總額一億八千萬金圓で十年四月第一回、同八月第二回をそれ〴〵三千萬(利率四分)宛發行済|据置滿期十三年四月及八月、共に毎半年十五萬圓以上償還、償還終期廿年四月及八月)

即ち右委託契約の趣旨によると、治安の維持、産業の開發のためには鐵道の整備發達を急務とし、全國鐵の統一的な合理的經營の必要上多年滿洲に於て鐵道經營に習熟し、技術の優秀を誇る滿鐵をしてその衝に當らしめるを最適當としてある。特に從來の國鐵に關しては滿鐵に對する債務を處理する上に便宜な事も亦重要な一點とされてゐるが、それは將來の融資に就ても同様なこと勿論だ。その爲に斯様な借款には兩鐵道の一切の財産及収入が擔保となつてゐる譯である。

かくて滿鐵は昭和八年三月一日、鐵路總局を奉天に、鐵道建設局を大連本社に設置して、滿洲國鐵及舊北滿鐵道に關し鐵道、港灣、水路、自動車、其等に附帶する事業の經營に當り、所謂「日滿兩國の共同防衛、滿洲建設に對する協力合作」(日滿議定書)に任じつゝある。滿洲事變そのもの、補佐や滿洲國の出現を以て國策會社として滿鐵の任務は終つたのではなく、寧ろ事實は鐵道經營一元化の理想に立つて益々それが強化されつゝある事を窺ひ得よう。

さて以上の如くにして滿鐵の經營下にある國鐵は如何なる經營的地位にあるのであらうか。先づ九年度末現在の國鐵の開業線を示せば次頁掲出の表に見る通りで、その總幹程五千七百餘幹に及ぶ。此の内、事變後新設された幹程は約千二百七十八幹で、二割八分餘の増加に當る。若し北滿鐵道を除くと三割二分の増加だ。僅々三ヶ年半に斯くの如き急激な新線建設を遂行した事は、建國匆々の際



資料十年六月號)によると、滿鐵が國鐵の委託經營を開始した當時に於ける九線—其の總營業料二千九百卅三料五分の建設費總額は一億九千四百四十七萬六千餘圓で、一料當り平均六萬六千圓となつてゐる。が其後完成した、例へば敦圖線(敦化—圖們間、表中の京圖線の一部)百八十九料九分は三千百八十五萬三千圓、即ち一料當り十六萬八千圓の建設費を要し、また海克、泰克及拉訥線二百卅料八分は二千四百九十九萬四千圓、即ち一料當り十萬八千圓餘の建設費を要してゐると。兩者平均一料當り約十

(一) 國有鐵道營業路線
(十年三月末現在)

線路名	區間	料	開業年月
奉天	奉天—山海關	419.6	明32.—
大鄭	大虎山—鄭家屯	367.1	大11.1
河北	溝帮子—河北	91.1	明32.—
○北票	金嶺寺—北票	17.9	昭9.12
壺島	連山—壺盧島	11.9	昭9.0
奉吉	奉天—吉林	447.6	昭3.10
西安	沙河—西安	67.3	昭2.—
○京圖	新京—圖們	528.0	大元.10
奶子	蚊河—奶子山	10.5	昭4.1
○朝開	朝陽川—上三奉	60.6	昭9.4
○濱北	三棵樹—北安	326.1	昭3.12
馬船	馬船口—新松浦	11.6	同上
○齊北	齊々哈爾—北安	230.4	昭7.12
○訥河	寧年—訥河	86.8	昭8.10
平齊	四平街—齊々哈爾	571.4	昭元.7
洮索	白城子—王翁廟	82.9	昭6.2
榆樹	榆樹屯—東昂々溪	5.0	昭4.8
○拉濱	拉法—哈爾濱	272.0	昭9.1
○小新	小姑家—新站	9.0	同上
○三碼	三棵樹—碼頭	3.5	同上
○錦承	錦承—凌源	251.5	昭8.5
○北黑	北安—辰清	136.7	昭9.12
北滿	滿洲里—綏芬河	1,726.6	明35.1
計		5,734.6	

「備考」 ○印滿洲事變後、一部乃至全線新建設。

東軍交通監督部)の調査(鐵道軌道經營
林原憲貞氏(關
外視する譯には行
かない。
經濟的な半面を度
い。と同時に其の
寔に驚くべき努力
と言はねばならな
八六

三萬五千圓となる譯だ。地理的條件其他で一様には斷ぜられぬが、假に之を單位として前記新線總料程に乗ずるとその建設費總額約一億七千二百五十三萬圓を投じた勘定だ。

尙ほ此の外に例へば圖們線の如き私鐵の買収(委任經約によると六百萬圓)及改修、其他九線の修繕・整備費を要する。鐵路總局長宇佐美氏は『鐵道の諸設備は東北政權が鐵道當局をして大切な補修改良と従業員教育とを等閑に附せしめた結果として、本來頗る不完全なものがひどく傷んでゐる。勿論此事は引繼前から想像も覺悟もしてゐたが、さて引繼を受け實地調査をして見ると全く想像以上で、鐵道省から來た従業員など之で汽車が通つてゐたから不思議だと驚いてゐる始末である。云々……』(同氏「滿洲國の交通に就て」による)と述べてゐる事により、如何に從來の國鐵が保線改修其他の施設を蔑にし、腐朽状態にあつたかと察せられる。従つて、既設線の建設費割安は強味にはならない。寧ろ林原氏の云ふ如く、毎年『今後二千萬圓乃至四千萬圓程度の改良費を必要とする』事により、充分な運輸力を發揮する迄には、毎年多額の費用を投ぜねばならないから、新線既設線總體の一軒當り建設費は、前記の數字より遙かに多いものとなるためだ。

それでも収益は之に伴へばよいが、その點に亦疑問がある。成程事變後の貨客運賃収入の傾向を見ると次表の如く何れも増加し、その合計では、昭和八年が七年に比し四〇%、九年上半年が八年同期

に比し三三%の増加を示してゐる。

昭和	旅客運賃	貨物運賃	計
七年	10,716	34,997	35,713
八年	14,711	36,080	50,791
九年上半年	5,681	13,882	19,563
九年上半年	6,595	19,298	25,893

鐵路總局事業概要による。四鐵の合計。天、新、哈、賓、洮、南、奉、道、局、の、計。

然し新線建設費が既設線の倍以上を要してゐること、國鐵線全體の收支比率が七、八割にも達してゐることの二點を考へても實質的な収益状態は良好とは斷じて云へぬ。所謂建設費の壓迫に悩まされてゐるのだ。それと云ふのも要するに非經濟線が多くて經濟線が尠ないからである。換言して採算を無視した國防線乃至開拓線の意味で、擴張が強行されてゐるからだ。滿鐵線の西方地域を南北に位ひする大鄭、洮索、北票、錦承、齊北、北黒の各線がその範疇に屬すると思ふ。之等の線の多くは事變前に、東北政權が滿鐵線包圍政策を具體化せしめるべく建設しつゝあつたもので、元來が採算を度外視されてゐたのだ。それを滿洲國が引續いだ處で、假令或程度迄滿鐵線の培養線に轉化したとは言へ、それ自體未だ經濟線とは見做し難い道理である。其點では、事變後滿洲國が北鐵打倒の目的で建設した拉濱線、濱北線等が、北鐵の買収で同様な結果となつてゐる事に注意すべきだ。無論、永い眼で見ると日本内地に於ける種々の省線にも明らかな様に、建設當時の不經濟線も追々は改善されてゆくであらうが、少くとも現状及今後相當期間、斯様な線を包含する國鐵の經營

容易ならずと見る外あるまい。國鐵經營が滿鐵經營に重大な暗影を投ずる所以だ。

國鐵兼營業の内、自動車に就ても鐵道との競争が將來充分問題となるが、今は之に觸れない。ただ昨年十二月末現在の自動車經營線は、開業程程三千五百五十二軒、(本年十月末現在三千九百十九軒)あり當時の開設豫定廿九線程程五千三百十三軒で、漸次擴張する方針の様だが、惡道路、交通量並運賃負擔力の缺乏、人件費の割高、物件費殊にガソリンの高價(日本内地の約二倍)等のため、自動車の營業成績は僅かに直接經營を償ひ得る程度で、當分原價償却の如きはなし得ない見込であることを指摘するにとどめる。(此等の缺點は鐵路總局さへ既に認めてゐる處だ—『鐵路總局事業概要』轉じて北鐵に就ても之亦問題とすべき點は多々あるが、矢張り右國鐵の場合と同様な結論となる。

北鐵讓渡蘇滿協定の基本項目に兩國は『北鐵問題を解決し以て極東に於ける平和の擁護に貢献せんことを希望し云々』とある。滿洲國成立後、北鐵が從來の經營體系で存在することは平和維持に障害ありとの意味だとすれば、その讓渡の成立は、北鐵の經濟的機能發揮を促進せしめるものと言はねばならぬ。從來の邪魔物、競争線が一轉して、滿洲全體—特に北滿の經濟開發に不可欠のものとなつた譯だが、然らば北鐵は如何にして其の經濟的機能を常態に引戻す事が出来るか、國鐵の一部を形成する以上、綜合經營の實を擧げねばならぬこと言ふ迄もない。既に運賃の金留建は國幣圓に改められ、

同じく他の國鐵並への引下げ、それとの運輸連絡、南部線(新京哈爾濱間—京濱線と改稱)のゲージ變更等行はれたし、漸次經營上の面目を改めつゝあることは事實である。

然しこゝにも充分な運輸力發揮の爲めには多額の改良費を必要とする。現に去る八月末施行された京濱線二百四十軒のゲージ變更に一千七百萬圓の經費を投じた。假にこの計算を基準にすれば、殘る滿洲里綏芬河間千四百八十六軒六分のゲージ變更には約一億四、五百萬圓の經費を要する。更に、久しく保線其他不充分で腐朽甚だしく、又事變の影響もあるから、復舊費を要する事、他の國鐵線と同様と見てよいから、漸進主義でゆくとしても、事業費の増嵩は避けられぬ。

(三) 北滿鐵道營業成績(金額單位千金留) 滿洲交通統計集成による

昭和	運輸數量			收入			支出			差引
	旅客 人員	貨物 噸數	旅客 收入	貨物 收入	其他共 收入計	線路 課費	汽車 課費	其他 共計		
一年	三、三六四	四、二六一	九、九一六	四〇、三三五	五七、三四七	五、九四二	八、七九	二七、三〇	三〇、一二七	
二年	四、五三三	四、九二〇	一一、五九八	四四、九九三	六〇、〇四三	七、六二五	一〇、五七七	三五、二三〇	二四、八三	
三年	五、一四七	五、四七四	一四、〇八九	四七、二五三	六四、七一一	九、〇九六	一一、八〇八	四〇、三三九	二四、四七二	
四年	四、九九三	五、七五〇	一四、九七五	五二、六八〇	七〇、一一二	六、二四三	一〇、一六四	三五、七三〇	三五、三三	
五年	三、五三九	四、三三〇	一〇、四六〇	三七、二八八	四九、九二二	五、四七七	八、四六一	二六、六三九	二二、二九三	
六年	一、九六二	三、九三〇	五、七六七	三、八五九	四〇、五四一	三、八七	五、九四	二二、四一六	一八、二二六	
七年	二、〇一四	三、〇一七	六、三六二	三九、三五五	四六、八二六	三、二二六	四、四三	二〇、六五	二六、一三九	

昭和七年末現在の北鐵總投資額

(附帶事業を含み)は四億二千二百一十一萬金留と報告(北滿鐵路年報)されてゐる。而し

て同年中の益金は第三表に示す如く二千六百十三萬九千金留で、五年及六年より増加してゐる。然しそれは貨物輸送減に拘らず運賃の割高による収入増と、非常な支出減の結果たることに注目すべきだ。前者は運賃引下の必然を、後者は鐵道の保持が不十分なことを暗示する。

尤も第三表では事變後に於ける數字殊に八年九年の状態を示し得ないから右を以て北鐵の價值を判斷するのは早計である。が、併し、北鐵の經濟的な實質は、竝行線の出現、尨大な建設費の増嵩等の結果、北滿貨客の移動、産業開發乃至は所謂滿洲景氣の持續等に制約されるから、假令、今後買收費及改良諸投資の金利とトン／＼な利潤を見込み得るとしても相當遣繰決算を餘儀なくされようと思ふ。

四、關係會社の多種化と開放問題

前述、有價證券勘定の増加によつて知らるゝ通り、事變後可成り多くの會社が滿鐵の資本的參加により設立せられてゐる。勿論事變前迄でも滿鐵は各種の事業に關係を有してをり、今後も亦同様な立場にある。斯様に多くの他の企業と資本的な或は人的な接觸を保つことそれ自體が、滿鐵の偉大な存在價值を明らかにするものであるが、いま其等の會社に對する主なる出資事由（卷末附録「滿鐵關係會社一覽表」參照）を擧げて見ると、（一）産業乃至企業の後援、助成、指導（二）新企業の確立、開發、發展（三）

都市乃至農村の發展、（三）滿鐵自身の直營各事業との接觸、相互依存の便宜、（四）國家的な政策遂行、（五）滿洲各般事業の紹介並宣傳、（六）我國既得權益の維持・擁護・進展、（七）特に滿洲國獨立後の日滿經濟提携、産業統制、建國事業達成援助等々にある様だ。

出資目的の異なるに従つて各會社の内容も多種多様であり、また經營上から見ても収益上の優劣があるが、概して云へば親會社の援助があるだけに、他の獨立會社に比較すれば割合業績はよい。殊に事業後環境が一變したために甦生の緒についたものが尠なくない。たゞ創立乃至操業の新らしい會社にあつては業礎の確立時代の比較的永いことはあり得る。

さて以上の諸會社を今後どうするかといふところが豫ねて問題となつてゐたが、原則としては既に開放するとに決定してゐる。一部は今年度（十一年三月末締切）に於て實行される段取だ。昨年春以來殊に同七月組織された『關係會社持株開放委員會』によつて、持株處分の方法と範圍等が調査、立案されたり其の實行の時期の如何のみ問題となつてゐたが、其の後の株界不振に崇られて具體化されなかつたのである。松岡總裁新任後もこの方針に變りはなく、他面滿鐵全體の資金問題にも密接な關係があるので愈々實行する模様だ。

資金上の問題とは、既設會社への負擔を成るべく輕めて（事實獨立經營の可能な企業へ從來通りの

關係を維持する必要はない)、新規に設立さるゝ會社へヨリ、多くの努力を拂ふ意味だが、滿鐵はこの以外に遂行すべき廣範な事業を擁するので、既設會社持株の開放によつて得たる資金をその方面へも充當する意嚮のあるが爲めだ。即ちこの持株開放は、新總裁の抱懷する滿鐵の事業經營上の一整理を意味するものに外ならない。

無論從來とても漸進的な事業整理は行はないでなかつたが、併し今回の場合とは趣を異にしてゐる。例へば窯業(大正十三年度)瓦斯(同上)電氣(同十四年度)肥料工場(昭和七年度)製鐵所(同上)等の直營事業からの分離による獨立化の如き、又製油工場(昭和三年度)旅館(同六年度)鐵道工場(同七年度)等の直營事業への編入の如きはそれだが、之等の整理は直營事業に限られてをり、意味も内面的な、消極的な、單に滿鐵独自の立場からのものに過ぎなかつた。然るに今度の整理は間接的經營事業に於けるもので、滿鐵全體は無論の事、外部的な、積極的意味を藏する。謂はゞ改組への準備としての意味もあるのであつて、目的はけつして單純ではないのだ。

然らば開放の方法及順序をどうするか。單に開放と云ふも市場賣出しか、特定者への讓渡とか、或は開放の銘柄別、株數如何等々の問題があるから一概には論ぜられないが、詳細な技術的問題は暫く措き、開放の根本方針として傳へられた點を掲げると次の通りである。

- 一、財界の推移に従ひ投資價値の擴大確實化したものから先にすること。
- 二、統制部門に屬する産業は原則として五%以上の株式を残し、殘餘を公開すること。

- 三、増資見込の統制部門會社は増資新株を公募すること。
- 四、一部參加の會社株式は原則として、全部賣却することとし、當該各社に希望する讓渡先を物色せしむること。
- 五、滿鐵が傍系會社の生産品を販賣或は統制するため投資してゐる株式は當該會社に讓渡すること。

斯様な方針に従ひ、何れの事業乃至會社から開放されるか、實際問題として市場の關心を持たれるのだが、大體公益事業を先にし(目下南滿瓦斯が第一候補に上つてゐる)其他約三十社が豫定されてゐる模様だ。然し乍ら特に市場賣出しものは株界の狀勢と關係あるので年度割りによつて行はれるらしい。其他實際上に問題もあるが、此處では以下主として卷末附録の一覽表に就ての説明を試み公開の意義をヨリ瞭りさせよう。上掲第一表は右一覽表に於ける去三月末現在の關係會社七十一社に就き資本關係を總括したものである。國幣建及磅建のものを『備考』によつ

(一) 滿鐵關係會社總括表

	社數	資本金		滿鐵出資	
		公稱	拂込	引受金額	拂込額
		千圓	千圓	千圓	千圓
金圓建のもの	63	552,845	376,991	310,894	235,350
國幣圓建のもの	8	38,650	30,613	14,900	9,375
磅建のもの	1	2,000	1,960	49	49
計	71	625,781	441,203	326,635	245,567

『備考』 計の金額は、國幣を金圓と同額のパー、磅を10年3月31日の爲替相場1志2片にて換算し合計したもの。昭和10年3月末現在一滿鐵調査。

て金圓に換算すると、總資本金は公稱六億二千六百萬圓、拂込四億四千一百萬圓で、滿鐵は前者に於て三億二千六百萬圓即ち六二%を引受け、後者に於て二億四千五百萬圓即ち五六%を拂込んでをる。

詰り滿鐵の資本的支配は全體に對し過半に及ぶ譯だ。

次に之を事業別に就て見ると第二表の通りで、銀行業を除き殆んど重要事業に及んでをるが、滿鐵の資本的援助は引受額によると工業が最も多く、電氣・瓦斯業之に次ぎ、運輸・通信・倉庫業と農林業以外はづつと尠ない。然し資本金の少額な旅館、新聞、雜業などでは、引受額としては尠なくとも矢張り滿鐵の援助が決定的な重要性を持つてゐる。其處で會社別の資本關係の濃薄が問題になるが、滿鐵の分類では經營資本の全額を投下するか、又は之に準ずるものを直系といひ、投下資本の半額以上又は之に準ずるもので關係會社として統制をなし得るものを傍系と稱してゐる。いまこれに従ひ、五割未滿を其他

(二) 關係會社事業別資本(千圓)

社數	資本金		滿鐵出資	
	公稱	拂込	引受額	拂込額
20	188,450	138,033	128,700	99,404
6	5,550	2,375	2,230	1,089
6	26,300	12,900	24,122	11,047
8	68,786	57,876	16,891	11,823
10	156,620	75,095	46,189	23,547
4	127,000	123,300	95,460	91,760
6	19,150	8,400	9,037	4,354
6	30,500	20,650	1,789	760
2	2,000	1,150	1,056	621
4	1,400	1,400	1,148	1,148
1	25	25	15	15

關係會社として、分類すると次の如く直系傍系合せて過半數の四十一社、其他卅社となる。

(一) 直系會社 (滿鐵が全株式乃至九割以上を所有するもの) 昭製鋼所、撫順セメント、日本精礦、大連窯業、大連農事、東亞勸業、滿鮮坑木、大連汽船、日滿倉庫、國際運輸、福昌華工、南滿洲電氣、南滿洲瓦斯、哈爾濱土地建物、滿洲日報の十五社。

(二) 傍系會社 (同上五割以上九割未滿) 滿洲化學工業、日滿マゲネシウム、滿洲大豆工業、大連油脂工業、撫順炭販賣、滿洲市場、新京市場、札免公司、滿洲炭礦、南滿鐵業、溪城鐵路、營口水道電氣、滿洲電業公司、東亞土木企業、元山海水浴、奉天工業土地公司、新京取引所信託、奉天取引所信託、遼東ホテル、湯崗子温泉、盛京新報、哈爾濱日々、登瀛閣、其他二社(大滿探金、老頭溝礦山)の二十六社。

(三) 其他の關係會社 (イ) 同一一割以上五割未滿 滿洲石油、東洋窒素工業、昌光硝子、滿洲紡績、南滿洲硝子、銑鐵共同販賣、撫順市場、滿洲探金、山東鐵業、復州鐵業、同和自動車、滿洲航空、阪神築港、鞍山不動産信託、哈爾濱交易所、大連火災海上保險、マンチュリア・デリー・ニュースの十七社。(ロ) 同一一割未滿 南滿洲製糖、東亞煙草、滿洲製粉、大連製油、滿蒙毛織、日滿燐寸、滿蒙冷蔵、開平鐵務、朝鮮鐵道、滿洲電信、電話、金福鐵路、東亞興業、中日實業の十三社。

轉じて此等の會社の成績はどうか。之を端的に配當の有無に就て見るに、配當を行ふものゝ直系傍系會社に二十社、其他に十社ある。この事は滿鐵とヨリ密接な資本的關係を有するものゝ方がヨリ成績良好であることを物語るが、而も事變後逸早く立直ることの出來たものゝ多いのを想像し得る。然るに此處に注目すべきは事變後設立された十七會社は直系傍系に九社、其他に八社あるが、配當を行ひ

得てゐる三社は何れも其他關係會社に屬するといふ點だ。之は資本關係から云へば前記の事情と寧ろ反對な現象であつて、資本的に多くの援助なくとも、それ以外の方法による滿鐵との提携か、或はそうした關係を殆んど脱して獨立經營の可能を示すものではあるまいか。況んや既設會社にあつては、歴史も古いし、滿鐵の資本的バック薄くとも漸次獨立經營に進み得ると言へる。果して然らば、滿鐵の關係會社開放は其等の會社の經營を不安に陥れないばかりでなく、順調にゆけば滿鐵としては資金調達の目的を達し得るといふ、一石二鳥の對案だ。

斯様に多種多様な關係會社を一應整理するとは根據極めて明白且つ賢明と思ふが、新たな分野を開拓する今後の懸念は、新事業だけに採算上滿鐵の業績を壓迫しはせぬかと云ふことだ。現に本調査後本十年度に入つてからも滿鐵關係會社は更に殖へつゝある。例へば後述の如く滿洲林業(資本金五百萬圓滿鐵百萬圓引受)滿洲鑛業開發(五百萬圓—半額引受)興中公司(一千萬圓—全額引受)滿洲産業開發(一千五百萬圓—五百萬圓引受)滿洲鹽業(五百萬圓—百萬圓引受)尤も之は滿洲曹達工業設立後同社に肩代りの筈の如きがそれで、殊に興中公司是設立後滿支貿易業務の外に北支開發てう廣大な事業目的を有し、數次の増資が豫想せられてゐる。滿鐵が増資額をも全部引受けるかどうか判らないが、老大な資金を要するとだけは推測出来る。とすれば、從來の關係會社の整理は早い程よいのである。

第二節 治外法權撤廢と附屬地經營の今後

去る八月九日、日本政府は閣議に於て決定した『滿洲國の治外法權撤廢』に關する根本方針並にそれによつての『外務省當局談』の聲明書を發表した。其の要點は第三部第八節『滿洲國の諸問題』(二六八)頁に掲出した通りだが、これは滿鐵から見ると、その附屬地——即ち『地方施設』經營と密接な關係にあるものだ。といふのは、元來滿鐵は警察及軍事に關する權限を除き、附屬地行政權一般を政府から委託されてゐるが、右『根本方針』によれば、『滿洲國治外法權の漸進的撤廢、之に伴ふ滿鐵附屬地行政權の調整乃至移讓』が行はれるからに外ならない。無論『附屬地そのものは依然我方に保有せられる……』と斷つてあるから、たゞ行政權に就てのみ調整乃至移讓さるゝ事云ふ迄もないが、『地方施設』經營は滿鐵の直營事業中、投資額に於て鐵道につぐに拘はらず、收支上は一千萬圓以上の持出しになつてゐるから、その歸趨は注目されねばならぬ。其處でこゝでの問題は附屬地に對する滿鐵の事業とは如何なるものかといふ點又その調整乃至移讓の影響如何と云ふことであるが、その前に先づ治外法權及附屬地の意味に就て若干の説明をしてをく必要がある。

一、滿洲に於ける治外法權

滿洲國に於ける我國の治外法權は、從來我が國が支那に對して持つてゐた諸條約、協定、其他の權利と同様、日滿議定書により確認尊重を約束せられたものである。ところで支那に於ける治外法權はその由來する所頗る遠く、勿論我が國以外の諸外國も之を享有し、相互に於ける多數の條約、慣行等に基き永年に亘つて累積されたものである。外務省の國際事情(四四五號)によると、この治外法權の意味は次の如く要約されてゐる。

『抽象的に云へば一八四三年以來、支那が各國と締結した各種の條約及慣行に依り外國人及其財産に付定められた特典、免除及制限を綜合したものであると謂ふことが出来る。故にこの意味に於ての治外法權の内容は狭義の治外法權即ち領事裁判權のみならず、行政的方面にも及び警察課税に關する問題も總て含まれたものであつて、換言すれば、治外法權を享有する外國人は民事刑事に關し原告たる場合の外は支那の裁判權に服さずして自國の裁判權に服し、又一般に支那の警察權の干渉を受けず、納税の義務も有しないと謂ふことになつて居るのである。尤も此の如き治外法權の存在する反面に於て治外法權國人は開港場(開市場)に於てのみ居住營業し得るといふ重大なる制限を受けて居ることは(此の制限は他の一般外國人に對しても同様である)常に忘るべからざる所である。』

斯様に、我が對支——對滿治外法權には制限もあるが、多くの自由を有する。その各種條約其他に

關聯する具體的な説明は煩雜になるので暫く措くも、そうした制度、慣行の存することが、少くとも建國途上の滿洲國にとつて重大な桎梏たるは言ふ迄もない所だ。即ちその建設事業の進展——即ち政治、經濟、制度、其他の施設の整備につれて、司法、行政、課税等の自主權の獲得を伴はねば、獨立國として『健全』とは言へないのである。滿洲國政府が『治外法權撤廢等の準備のために範を日本に執り、司法制度はもとより警察、課税等に關し各般の制度の改善充實を期し、現に康徳元年度豫算に於ては右目的のため總額八百萬圓餘を計上してゐる』所以だ。また日本政府に設置された治外法權撤廢委員會、並びに同委員會に併行して新京に設けられた現地委員會では之が調査研究を遂げつゝある。それは原則的に異議ない問題とはいへ、事項別漸進主義——滿洲國の現状及影響から見て、易より難へ、附屬的部分から本質へ、簡單なものから複雑なものへの方便による外ないからである。

『目下のところ、來年度より撤廢實施を見るものは、課税權ならびに産業行政權に内定してゐる。換言すれば、從來滿洲國政府の課税權に服しなかつた在滿外國居留民は、一樣に滿洲國政府の規定する營業税其他消費税の賦課權に服し、納税の義務を有することとなり、また滿洲國領土内において産業的企業を行つてゐたものは、その統制に服し、規定される義務を負はねばならないこととなる譯である』(外交時報十年八月十五日號——引田哲一郎氏論文)。

二、滿鐵附屬地の特質と經營

さて、以上の様な一般的治外法權撤廢の原則に照し、滿鐵附屬地に對する關係如何が次の問題となる。附屬地は鐵道と共に、日露戰後、ポーツマス條約により、支那の承諾を経て日本に讓渡せられ、次で滿洲國成立後日滿議定書により滿洲國が確認したものである。(大正四年の日支條約によれば紀元二〇〇二年がその還付期限となつてゐる)而して附屬地に於ける行政權は、前述の如く警察及軍事に關する權限を除き、一般に滿鐵が委託されてゐる。之は明治卅九年八月一日、遞信、大藏、外務三大臣の名に於ける『命令書』を受けた結果によるが、いま、その命令書の第五條及第六條を摘記すると次の通りである。

〔第五條〕 會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ鐵道及附帶事業ノ用地内ニ於ケル土木教育衛生等ニ關シ必要ナル施設ヲ爲スベシ

〔第六條〕 前條ノ經費ヲ支辨スル爲會社ハ政府ノ認可ヲ受ケ鐵道及附帶事業ノ用地内ノ住民ニ對シ手数料ヲ徵收シ其ノ他必要ナル費用ノ分賦ヲ爲スコトヲ得

尙滿鐵は明治四十年九月『附屬地居住者規約』を制定し、國籍の如何を問はず附屬地居住者をして遵守せしめ、公共費用の負擔を分擔する義務あることを明らかにした。即ち附屬地に於ける居住に關

する諸設備の事業費(固定資産に相當するもの)は滿鐵の負擔とし、その維持修繕並其他必要な經常費のみを公費(税金)として地方居住者に分擔せしめ、不足する處は滿鐵が補給する主義を採つた譯である。が、附屬地の地域により公費制度の實施に差異があるので、附屬地を分つて公費賦課區及中間區の二とし、人口稀薄な中間區には公費を賦課せず滿鐵が所要費用を負擔することとした。

斯くして附屬地經營、即ち滿鐵の『地方施設』經營の根本原則が定められ、過去約卅年間これが經營に多大の努力と犠牲が拂はれた。その總面積は僅かに二百八十四平方杆(昭和九年三月末現在)に過ぎないけれども、關東州と共に政治、經濟、文化等凡ゆる方面に於て滿洲の中樞地帯を形成してゐる理由である。その附屬地が整理の俎上に上つてゐるのだから、滿鐵經營全體上問題たらざるを得ぬ。

然らば滿鐵の附屬地經營の實相如何。問題の理解に近づくため、これに一通り觸れておきたい。『地方施設』經營に含まれる事業は頗る多種、廣範で、主要な項目に就ても次の如く、警察、軍事を除く行政一般に亘ることを如實に示してゐる。

(イ)土木……都市計畫、道路及橋梁、堤防及護岸、上水道及下水道、公園。

(ロ)衛生……醫院、衛生研究所、細菌検査所。

(ハ)教育……幼稚園、學校(初等、中等、補習、職業、高等)、圖書館。

(ニ)産業……農事施設(水稻採種田及原種圃、種羊場、種豚場、種鶏場、種苗圃、試作農場、煙草及棉花試作

第二部 大陸政策の進展と滿鐵經營の諸問題

場) 農事試驗場、獸疫研究所、商工施設(企業振興の保護助長、産業紹介、鑛山獲得權助成) 産業助成、中央試驗所、地質調査所、滿洲資源館。
 (ホ) 警備: 消防所、市街照明、時報。
 (ヘ) 土地及建物: 土地及建物貸付。
 (ト) 社會施設: 公會所、俱樂部、市場、兒童遊園、家事講習所、海水及河水浴場、人事相談所、映畫巡映、副業、音樂會。
 (二) 滿鐵地方經營事業費内容(千円)

用途	千円	用途	千円
用地	一三、八八〇	橋梁	四、四
學校	一三、八三三	墓地火葬場	一、九二
圖書館	六、三六	水道	七、四六
俱樂部	一、四八三	市場	一、四〇
公會所	五、七二	屠殺場	二、四三
體育設備	四、六一	消防所	三、六一
醫院	一四、七四三	貸付家屋	九、三九二
衛生研究所	三、九二	農事試驗場	七、〇〇
衛生所	六、九六	獸疫研究所	三、九
市街設備	一六、二七	種苗圃	五、六
内道路	七、二六三	山林	五、六
下水道	六、九二	雜鑛區	一一、一
公園	八、七三	其他共計	一八三、二四三
堤防	九、〇三		

(九年三月末現在)
 而してその投資額(十年三月末現在)は一億八千八百六十二萬圓で、前述の如く鐵道に次ぐ多額さだ。事業別の内容を示すと上表の通りで(この數字は九年三月末のもので、九年度の詳細不明のため八年度『地方經營統計年報』による。)各項目に含まれる用地費を除き、建物、機械、工作物其他のみの計によれば學校、醫院、市街設備、水道、貸付家屋等に對し比較的多額に投資されてゐることが判る。
 斯様に事業内容が廣範に亘るが元來が収益を目的にした行政上の事業であるため、收支の均衡とれず毎年度一千

(二) 地方經營總收支累年表(千圓)

年度	總收入	總支出	損失
昭和元年	5,241	17,808	12,567
二年	6,098	19,104	13,006
三年	6,230	19,425	13,195
四年	4,690	18,288	13,599
五年	4,586	15,305	10,719
六年	4,489	15,366	10,877
七年	4,824	16,511	11,687
八年	6,185	16,856	10,670
九年	7,274	20,950	13,676

各方面に重要な影響を及ぼしてゐることは自明の理だ。

それにしても『地方施設』事業が、滿鐵の純然たる負擔部面となつてゐる裏面を考へると、附屬地居住者の負擔すべき課金、手数料等は非常に尠ない(換言すればそれだけ居住的恩惠の深い)ことを窺ひ得る譯で、この地域の行政の滿洲國返還によつて齎らされる課税其他經濟的負擔増を特に邦人居住者(及法人)が懸念する所以だ。例へば『地方施設』事

(三) 附屬地現住人口比較表(人)

	昭和五年度	昭和八年度	比較増減
内地人	99,411	139,973	40,562
朝鮮人	15,901	27,781	11,880
滿洲人	235,016	235,234	218
外國人計	1,769	1,328	減441
關東州	352,097	404,316	52,219
關東州	939,114	1,004,439	65,325

「備考」關東廳統計要覽による。

萬圓以上の缺損に終り、この缺損は他の利益尻の事業—特に鐵道—の負擔になつてゐる。いま昭和元年度以降の總收支を示すと第二表の如く、總支出は總收入の三倍乃至四倍に及ぶ。殊に事變以來收支の増大を見てゐるが、特に九年度に於ける支出の膨脹が著しい。人口の増加と、企業の勃興に伴なふ都市其他沿線施設の擴大、各種補助・補給費助成金等に要する經費増嵩の結果である。試みに附屬地に於ける昭和

業の公費會計を見ても判る通り、課金（税金—戸數割及雜種税）及手数料は昭和八年度總歲入の六三%だが、課金のみでは三%餘を占めるに過ぎない。而も、課税に就ては邦人は滿洲國に於ける領事裁判權の存在と

(四) 公費會計歲入科目別及歲出 (千圓)

年 度	歲 入			歲 出		
	課 金	手 数 料	補 給 金	經 常 費	臨 時 費	合 計
昭和元年	五、六	二、四七	八、三四	九、三	二、八四三	三、九八〇
二年	六、八	二、五〇	八、六九	一一	二、七四二	三、九四二
三年	六、三	三、〇七	九、三九	一三	三、〇五一	二、八三一
四年	六、七四	三、三六	一、〇〇一	一四〇	三、三三六	四、三三三
五年	六、五〇	二、七	九、六	一四三	二、〇九八	四、七七七
六年	六、〇〇	二、五	八、五四	一三三	一、九五五	三、四〇九
七年	六、〇〇	三、四	九、二四	一六	一、九九二	三、三三三
八年	七、〇六	四、一	一、二六七	一、九	二、一五〇	三、八八

の國內税の賦課を免れてゐるのだ。滿洲國全體に於ける治外法權の存在が、如何に從來邦人に有利なものであり、特に附屬地では、滿鐵の存在が大きい役割を持つかを想察し得よう。

附屬地の戸數割は一戸當り廿圓内外（内、鮮、滿、外各人計平均）で、雜種税は十二圓内外でかつして重い負擔とは見られてゐない。治外法權撤廢で、滿洲國の內國税を負擔する様になれば勿論右よ

り増加するであらう。此の反面附屬地に對する滿鐵の行政權の整理から、當然從來よりも滿鐵の所業事業費の経費が減する筈である。其等がどれ位の減少を見るか遽かに逆睹し難いが、現在一千萬圓内外の持ち出しになつてゐる點からすれば、餘程樂になる筋合にある譯だ。

斯くして附屬地「地方施設」事業は現在の滿鐵が採らんとする緊縮方針にも合致する譯であるが、之亦他の直營事業と同様、滿鐵經營全體の後退乃至縮小を意味するものではなくて、寧ろ全滿に及ぶであらう今後の我が大陸行政政策の一段階に過ぎないのである。（追記Ⅱ其の後の報導によると、地方施設は有償で滿洲國へ讓渡される方針に決し、昭和十二年末を以て全部の完了を見る筈だといふ。）

第三節 諸積極策と資金問題の重要性

松岡新總裁の企圖する經營方針に従へば、滿鐵は伸んが爲めに先づ屈すると云ふことがその最初の焦點となつてゐる。既に述べた所によつて明らかな様に、内面的な補強工作は漸次進む筈だが、同時に外面的な新情勢への準備も整へられつゝある。之等二方面を整備することによつて、滿鐵は營利會社としてまた國策遂行會社としての本來の使命を圓滑に遂行し得る譯であるが、こゝにその根幹的な

重要性を伴ふものは資金問題である。換言すれば資金問題こそは滿鐵今後の經營如何を活殺すべき中心的な重要性を持ち、前記、新總裁の經營方針の焦點を明確にし、牢固にする絶對的なものだ。されば、緊縮政策といひ積極的政策といひ、歸する所は要するに、資金問題の重要性に關聯するものである。此處では主なる積極的な事業計畫とそれに附隨する資金問題に就て検討したい。

一、所謂資金五ヶ年計畫

將來の滿鐵の新規事業及其の資金計畫に就ては當局者から正式な發表がないので、確定的な事は勿論明らかでない。が明十一年度以降五ヶ年の資金計畫なるものが、佐々木理事によつて立案された様である。例へば去る十月廿四日の滿洲日々の報道する所によれば――

『さきに滿鐵佐々木理事が上京し大藏省及び財界各方面と折衝の上立案した滿鐵資金五ヶ年計畫については去る廿一、二兩日の重役會議の結果、大體異議なく、佐々木案によつて資金計畫の實施を進めることとし、社債限度の擴張の方法によつて資金を調達する結論に到達し社議を決した。即ち十一年度以降五ヶ年間の滿鐵資金需要額は線路其の他の改良費一億五千萬圓、新線建設費一億三千万圓のほか、北支投資、新企業に對する投資を含め、充分の餘裕を求めて五億圓の資金調達を目的とす……』

とある。將來の情勢如何でこれがどう變るか素より推測すべくもないけれども、右の限り尠くとも十一年度（昭和十一年四月―十二年三月）から十五年度までに五億圓―一ヶ年平均一億圓の新資金が必

要とされてゐること、而してその資金の大部分を「社債發行限度の擴張」によつて調達することが窺はれる。而して事業の内容を大きく分け、鐵道の改修及新線建設、新企業への投資、それに北支經濟開發の三としてある。以下其等諸事業の概貌を點檢し、資金調達問題に及ぶであらう。

二、豫想される新事業の概貌

(A) 鐵道關係事業

先づ鐵道關係事業であるが、その主力は云ふ迄もなく滿洲國々有鐵道に關するもので、既設線の改修及新線建設は、既述の如く事變後の繼續的事业となつてゐる。滿鐵は自己の鐵道所要費を或程度犠牲にしてまで、これが達成に努めつゝあるのだ。去る八年一月滿洲國が發表した「經濟建設要綱」には「(イ)鐵道建設は經濟開發を主眼とし併せて國防の安固及治安維持を期するを以て方針とす。(ロ)將來鐵道の總延長は二萬五千軒を目途とし、今後十ヶ年間に先づ四千軒の新線を敷設し既設のものと共に總延長一萬軒に達せしむ。(ハ)主要鐵道は國有とし統一經營す」とある。この經濟と國防の任務を持つ鐵道網普及の重責は擧げて滿鐵の肩に掛つてゐる。既述の如き「委託經營契約」あるが爲である。事變後現在まで假營業中の線路をも合すれば建設せられた新線の總軒程は約二千軒には達してゐる。

よう。豫定（十ヶ年）の中ばは既に完成した勘定だが、尙熱河、黒河、興安、濱江、三江の各省に於ける新線が残つてゐるから、今後は其等の建設が續行されてゆく譯だ。

更に舊北滿鐵道の改修、及附帶事業たる自動車線路（十年十月末現在約四千料を有す）の擴張、黒龍江、松花江、鴨綠江、及遼河等に於ける河川交通の充實、並びに營口、安東兩港改修及壺盧島築港の繼續等の諸事業がある。何れも滿洲國鐵路總局の管轄乍ら、それは滿鐵の經營下にあるのだから、資金上も滿鐵に依存せねばならないのである。

十一年度以降五ヶ年間に二億八千萬圓の資金計畫が樹立されたのは、實に斯様な滿洲國關係の鐵道、河川、灣港に莫大な資金を要するからに外ならない。假に十一年度だけに限つて見ても滿鐵社内一般事業費は約三千五、六百萬圓と、要求額八千九百萬圓を半分以上に削減して平年化を目指したのに、特別事業費は約一億一千萬圓に及んでゐる。此の特別事業費中には羅津築港繼續費、撫順發電所、製油工場擴張費等も含まれてゐるが、大部分は滿洲國鐵關係のものとして見てよいのである。

(B) 燃料關係事業

右の特別事業費中に撫順發電所費及製油工場擴張費が含まれてゐるが、勿論之等は燃料事業に關係するものである。こゝで云ふ燃料事業とは石炭液化とオイル・シエールの二事業を指すが、前者は近き

將來に於ける企業化を目標とし、後者は現在の製油事業を擴張するものである。

元來燃料問題は國策的な意味に於て重要視され、現に商工省でも(一)國內資源の開發(二)石炭液化(三)代用燃料の普及發達(四)海外資源の獲得等に就き調査を進め、石油に就ては石油資源調査協會の設立が傳へられてゐる程だ。

滿鐵の石炭液化計畫は、既に山本松岡正副總裁時代に着手され、大連滿鐵工業試験所の研究は企業化の可能性を立證してゐる。松岡總裁が『不可缺の國家的重要事業』の一つとして此の事業化に乗出すのは當然だ。尤も本格的な事業化迄には將來相當の歳月を要する様だが、去る十月廿二、三兩日大連に於て開催された、海・陸軍、滿鐵共同の「燃料液化委員會」の結論によれば、滿鐵は十一年度に一千三百萬圓の建設費、年産二萬噸（撫順炭高壓液化）の試験工場を撫順に設置すると云ふ。徳山の燃料研究所と異なり、滿鐵の計畫は將來の大企業化を目指すものだ。即ち行く／＼は十萬噸、四、五千萬圓の事業費が豫定されてゐる。本格的な企業化の域に達すれば會社組織にでもすると思はれるが、新規な大事業だけに資金も亦増大するであらう。

一方オイル・シエール事業だが、之は大正十四年熱瓦斯循環内熱式乾餾法が日本政府の特許を得、翌十五年滿鐵は本企業の採算的數字基礎を確定した。撫順炭田の炭層上盤に厚さ約百四十米の油母頁岩

昭和 五 六 七 八 九 年 度	頁岩 乾餾 量 千 噸	粗 油 生 產 量 千 噸	採 油 率 %	同 年 度 上 高	
				重 油 生 產 千 噸	發 同 年 度 一 千 噸
五年度	1,144	58	5.1	29	27
六年度	1,334	63	4.7	40	40
七年度	1,418	72	5.1	43	43
八年度	1,590	91	5.7	55	53
九年度	1,268	58	4.6	37	39
~~~~~					
昭和 六 七 八 九 年 度	粗 生 產 量 千 噸	蠟 生 產 量 千 噸	硫 酸 同 年 度 一 千 噸	同 年 度 上 高	
				揮 發 油 同 年 度 一 千 噸	發 同 年 度 一 千 噸
六年度	12,640	3,445	15,802		942
七年度	13,897	3,597	16,415		942
八年度	12,640	4,670	19,863		1,653
九年度	12,048	3,354	12,428		1,347

層伏在し、その埋藏量約五十四億噸と推定され、露天掘にて剥すべきもの三億二千萬噸あり、その上層は含油量多く（平均六%）、之が主として本工業の原料となつてゐる。

斯くて昭和三年四月工場（撫順）建設に着手し、同五年六月の試験期を経た後直營事業として營業を開始したのである。操業開始後餘り時日を経てゐないので著しい収益を擧げる迄に至らないが、年々順調な營業狀態にあること上掲の工場操業狀態及製品販賣表に示す如くである。

ので、九年度にその倍加改裝計畫を立て、改造に着手し、今や部分的に漸次完成をつゞけつゝある。

九年度は右裝備改造中のため頁岩乾餾量は豫定より十八萬二千噸を減じてをり、従つて重油其他の生産高も減退してゐるが、其等の年々の販賣高は生産品全部を販賣し切つてゐる。重油は海軍で全部買上げられる關係によるものだ。

製油事業の收支狀態は次頁表の如く、之亦九年度は販賣量減退でよくなかつた。併し、利益の事業

(二) 製油事業收支表

昭和 五 六 七 八 九 年 度	重油 千 円	其他 共 計 千 円	總 支 出 千 円	利 益 千 円	業 務 合 計
					%
五年度	887	2,615	2,582	33	0.4
六年度	1,287	3,361	3,071	290	3.3
七年度	1,384	4,192	3,654	538	7.8
八年度	1,563	5,277	4,452	825	11.0
九年度	1,036	3,884	3,413	471	4.2

費に對する割合は八年度に一一%に達したことは本工業の有望性を物語つてゐる。その九年度に於ける四%への低下も、設備の増大完成と共に、回復するは疑ひない處だ。利益はまだ百萬圓にも達せず、海軍の後援に依存すると大なりとは言へ、企業價值のあることが立派に證明されてゐる。新總裁がもつと積極的に此の事業の擴大を計る意圖も充分了解される。

(c) 農業關係事業

滿洲人口の九割以上が農民であり、大豆其他特産品が石炭と共に滿鐵々道収入の大宗であることを考へると、農村は問題を離れて滿洲國の發展、滿鐵の隆盛はないと云つて過言でない。また日本が棉花、小麥、羊毛等の原料資源を確保する上にも農業關係事業の重要性が窺はれる。新總裁が農業の機械化、科學化、農産物の工業化に努力し、農業本位の滿鐵經營を意企する所以だ。此の爲めに滿鐵として實際上幾何の新資金を要するかは、滿洲國の農業政策との關聯もあつて逆踏出來ぬが、消極的對策としては運賃の引下げ（長距離遞減法の採用）が實施される様だし、また次に述べる新企業の設立もあり、もつと積極的な方法を探るならば—今後具體的計畫によつて見る外ないが—之亦莫大な資金を必要としよう。



(D) 新規企業の設立

既設會社の特株を開放する重要な二理由は、それによる資金の獲得と、新規企業設立へ進むにあること既述の通りだ。事變後各種の日滿合辦及至滿鐵出資會社が設立されたが、今後と雖も必要に應じて新會社の設立が見られよう。最近の新設濟乃至計畫會社の重要なものは左表の如くで、それらの目的に従つて、滿洲の産業開發、日滿經濟提携に貢献せんとしてゐる。而して之等六社の總資本金四

最近新設乃至設立準備中の滿鐵出資會社

會社名	公稱	滿鐵	其他資本關係	設立年月	目的
大豆精製	200	100	日産と折半	昭和六	大豆の食料化及工業製品化。
滿洲鑛業開發	5,000	2,500	滿洲國と折半	準備中	滿洲國鑛業法により、鑛業權の取得 及租權の設定、製鍊、鑛業及製鍊 事業への投資及金融。
滿洲林業	5,000	1,000	滿洲國、東拓 王子紙、大倉	・	額、敦化、樺甸、安寧方面の林業統制。
滿洲産業開發 (滿洲移民)	15,000	5,000	内地、民間	・	三江省地方の商租地の管理及日本政 府助成の移民に對する金融。
滿洲鹽業	5,000	1,000	滿洲國、東拓、 大日本、鹽業、 旭硝子	・	滿洲國鹽業制度に則り工業鹽、其他 の生産販賣。
興中公司	10,000	10,000	滿鐵 全額	・	對支貿易、北支經濟開發。

來るにしても、今後共新設立會社への滿鐵出資は尠ないものではない。而も新設會社が増殖をも行へば尙更だ。殊にこゝに問題は興中公司の設立である。それは北支經濟開發關係會社だからである。

(E) 北支經濟開發關係事業

今夏始めの北支事件勃發以來、北支の政治情勢は現在も、未だに安定を見ないことは新聞紙上で讀者の知らるゝ通りである。斯様な政治不安から産業經濟開發も具體的には餘り進捗してゐない。従つて此處でも餘り具體的な點に觸れ得ぬが、何分にも滿洲、そして北支と所謂我が大陸政策が促進されてゐるだけに、將來の問題を提起する意味に於て、矢張り看過出來ないのである。殊に滿鐵から見れば、或る意味で「新局面」の展開を齎らしつゝあるのは北支問題だと云つてよいのだ。

去る六、七月頃傳へられた處によれば、鐵道、港灣、河川、電氣、航空、自動車運輸等を綜合した一つの産業開發會社を北支に設け、第一次的には一億二、三千萬圓の資本規模とし、滿鐵がその支配的地位に立つてあらうといふ事が報道された。無論、これは最後案でもまた決定案でもないが、一つの「會社」を組織することは確實の様だ。興中公司がその一つである。

興中公司は、去る十一月一日大連に於て同社に就き關東軍及滿鐵が協議した處によると、北支事件以前立案、我が政府へ申請され、單に上海を中心に中南支方面に於ける日滿支貿易―特に滿洲特産物の販賣―の振興に關する商事機關とする方針であつたが、北支事件後の情勢變化により、滿鐵の積極的な經濟工作を援助促進する有力な機關の存在を必要とするに至つた結果、今回、その經營方針が次の



様に變更されるに至つたのだと傳へられる。

一、滿鐵直接の進出を助長する意味に於て、可及的地域並に事業範圍の拘束を緩和し、滿鐵總裁の指令に基き調査立案並に渉外などの事項を管掌す。

二、右事業の發展と共に適宜一定限度の増資も認容す。

公司の資本金は始め一千萬圓であるが、適宜増資を行ひ、地域的にも、事業的にも、北支への「滿鐵直接の進出を助長」せしめる役割を持つ譯だ。従つて之は滿鐵の純然たる直系別働隊と見られるが、他面に於て將來北支に對する我が民間資本誘導の任務をも帯びるから、その動向は極めて注目される。既に我が政府の認可を得てをり、前滿鐵理事十河信二氏の手で創立準備が進められてゐる。

斯くて興中公司が先驅となり中心となつて、換言すれば滿鐵が中心となつて北支經濟開發へ乗出すことは殆んど確定的だが、傳へられる鐵道（滄石線、彰濟線）の新設、港灣の開設と擴張（太沽港、塘沽港、天津）、鐵礦（チャハル省龍煙）及石炭（山西省）採掘、棉花栽培（山東省）等の如き漸次具體的な問題として（日支合辦にてか何かの形で）乗場するに至るであらう。勿論本年報前輯「北支政治の新局面と日支經濟提携の見透」にも述べた通り、一口に北支開發と云つてもその困難は一通りや二通りの事ではないから早急などは一殊に企業的に容易でない。が、尠くとも「國策」的使命に立脚してこれが遂行に進むならば、滿鐵の必要資金はこれのみでも三億や四億で事足るとは云えぬであらう。

### 三、資金調達對策の重要性

滿鐵の遂行すべき事業は其他多々あるであらうが、主なものを持つて見ても凡そ右の如く廣範で而も資金多々益々便ずる状態にある。其處でこの資金を如何にして調達するかが將來の重要問題となる。消極的には既設關係會社持株の解放や直營事業費を削減する方法の採られると既述の通りだが、もつと積極的な對策樹立の必要なこと云ふ迄もあるまい。

元來株式會社の資金は株主資本と外部負債とにより調達されるを原則とする。滿鐵も亦その通りであるが、拂込金以外の株主資本の多い會社詰り内部に積立金その他の蓄積の豊富な會社ではこれを擴張其他資金に使用し得る。然るに滿鐵では之が極めて貧弱だ。昭和八年五月の三億六千萬

(一) 滿鐵資産負債總括變化表

	昭和5年度末		同9年度末		金額 増加 千円
	金額 千円	比率 %	金額 千円	比率 %	
固定資産	831,355	78.2	1,236,294	79.4	404,939
内、事業費	724,069	—	777,944	—	53,875
流動資産	231,450	21.8	323,116	20.6	91,666
内、有價証券	93,391	—	159,950	—	66,559
預金	27,466	—	31,009	—	3,543
資産計	1,062,805	100.0	1,559,410	100.0	496,606
株主資本	607,999	57.2	823,718	52.8	215,719
内、拂込金	378,156	—	548,208	—	161,052
外部負債	454,806	42.8	735,692	47.2	280,886
内、社債	296,577	—	537,625	—	241,048
負債計	1,062,805	100.0	1,559,410	100.0	496,605

圓増資、及事變後の社債の増加が専らこゝ三、四年來の二大資金調達手段となつたのも、一つには斯



(三) 滿鐵大株主名 (1萬2千萬以上) (10年6月1日現在)

總持株		内、新株		總持株		内、新株		
株	株	株	株	株	株	株	株	
大 臣(東 京)	8,000,000	3,600,000	東京府農工(東 京)	18,750	6,250	清 水 榮 藏( " )	18,000	6,000
大 朝 鮮 銀 行(朝 鮮)	200,791	100	高 松 百 四 銀 行(香 川)	17,950	10,000	高 岡 銀 行(富 山)	17,725	6,515
安 田 銀 行(東 京)	170,255	53,475	高 岡 銀 行(富 山)	17,725	6,515	高 岡 次 平( " )	17,500	7,500
第 一 徵 兵( " )	150,851	123,550	高 岡 次 平( " )	17,500	7,500	岡 山 縣 農 工(岡 山)	16,750	12,250
第 一 生 命( " )	112,280	45,580	岡 山 縣 農 工(岡 山)	16,750	12,250	諸 戶 精 文(三 重)	16,560	5,520
第 三 井 物 産( " )	65,000	15,000	諸 戶 精 文(三 重)	16,560	5,520	住 友 合 資(大 阪)	16,380	15,660
日 本 信 託 銀 行(大 阪)	64,545	9,315	住 友 合 資(大 阪)	16,380	15,660	大 連 取 引 所 信 託(滿 洲)	16,260	4,490
遠 山 信 成 會 社(東 京)	60,000	60,000	大 連 取 引 所 信 託(滿 洲)	16,260	4,490	龜 田 候 吉(東 京)	15,750	5,250
富 國 徵 兵( " )	57,976	31,599	龜 田 候 吉(東 京)	15,750	5,250	朝 鮮 商 銀(朝 鮮)	15,449	2,383
富 國 徵 兵( " )	40,000	15,000	朝 鮮 商 銀(朝 鮮)	15,449	2,383	森 田 貯 蓄(福 井)	15,321	5,167
帝 國 生 命( " )	39,700	14,502	森 田 貯 蓄(福 井)	15,321	5,167	太 平 生 命(東 京)	15,066	6,995
帝 國 生 命( " )	39,286	13,095	太 平 生 命(東 京)	15,066	6,995	日 本 晝 夜 銀 行(東 京)	15,000	5,000
內 藤 生 命( " )	37,500	12,500	日 本 晝 夜 銀 行(東 京)	15,000	5,000	根 津 合 名( " )	15,000	5,000
太 陽 生 命( " )	34,300	11,050	根 津 合 名( " )	15,000	5,000	九 十 八 銀 行(千 葉)	15,000	5,000
友 友 銀 行(大 阪)	36,350	13,500	九 十 八 銀 行(千 葉)	15,000	5,000	大 阪 農 工(大 阪)	15,000	14,000
安 田 貯 蓄(東 京)	33,810	11,270	大 阪 農 工(大 阪)	15,000	14,000	藝 備 銀 行(廣 島)	14,750	8,250
安 田 貯 蓄(東 京)	33,060	29,870	藝 備 銀 行(廣 島)	14,750	8,250	四 國 銀 行(高 知)	14,750	1,650
野 村 銀 行(東 京)	31,200	10,400	四 國 銀 行(高 知)	14,750	1,650	恩 賜 財 團 濟 生 會(東 京)	14,610	-
愛 國 生 命( " )	29,600	13,274	恩 賜 財 團 濟 生 會(東 京)	14,610	-	橫 濱 興 信 銀 行(神 奈 川)	14,500	14,500
福 井 生 行 銀 行(福 井)	27,914	8,798	橫 濱 興 信 銀 行(神 奈 川)	14,500	14,500	正 隆 銀 行(滿 洲)	14,220	13,220
仁 壽 生 命(東 京)	27,385	27,385	正 隆 銀 行(滿 洲)	14,220	13,220	安 田 生 命(東 京)	14,078	6,159
大 同 九 銀 行(新 瀋)	25,600	15,200	安 田 生 命(東 京)	14,078	6,159	山 一 證 券(東 京)	13,566	11,823
大 同 九 銀 行(新 瀋)	24,441	11,000	山 一 證 券(東 京)	13,566	11,823	辰 馬 吉 左 衛 門(兵 庫)	13,110	4,370
大 同 一 銀 行(東 京)	24,000	8,000	辰 馬 吉 左 衛 門(兵 庫)	13,110	4,370	三 十 九 銀 行(新 瀋)	13,000	10,000
大 阪 貯 蓄(大 阪)	22,500	7,500	三 十 九 銀 行(新 瀋)	13,000	10,000	三 重 縣 農 工(三 重)	13,000	3,000
安 宅 彌 吉( " )	22,150	3,950	三 重 縣 農 工(三 重)	13,000	3,000	阪 口 祐 三 郎(大 阪)	12,710	10,710
兵 庫 縣 農 工(兵 庫)	21,720	21,000	阪 口 祐 三 郎(大 阪)	12,710	10,710	岐 阜 貯 蓄(岐 阜)	12,594	8,301
梅 田 合 名(東 京)	21,150	9,750	岐 阜 貯 蓄(岐 阜)	12,594	8,301	昭 和 生 命(東 京)	12,350	6,000
三 和 銀 行(大 阪)	20,940	6,980	昭 和 生 命(東 京)	12,350	6,000	日 本 生 命(大 阪)	12,136	2,045
滋 賀 縣 農 工(滋 賀)	20,700	14,700	日 本 生 命(大 阪)	12,136	2,045	堀 越 角 次 郎(東 京)	12,000	4,000
千 代 田 生 命(東 京)	19,628	10,209	堀 越 角 次 郎(東 京)	12,000	4,000	鍋 島 直 映( " )	12,060	4,020
臺 灣 貯 蓄(臺 灣)	18,915	6,305	鍋 島 直 映( " )	12,060	4,020			

〔備考〕 新株は増資新株(第二新)のこと。次頁第四表亦同じ。

資産内容の悪化は暫く置いて然らば、今後の必要資金をどうして賄ふのか。前記の如く滿鐵は昭和八年五月の増資で、増資新株の舊株主割當て及社員分與の外に、株式市場空前の事と云はれる百廿萬株公募(而もプレミアム付)を實行し、その株式の一層の國民化のもとに、全國

(二) 滿鐵民間持株の府縣別分布状態 (10年6月1日現在)

府縣名	株 數	株主數	府縣名	株 數	株主數
北海道	53,786	369	福 井	100,197	592
東 京	10,331,265	5,944	石 川	49,503	524
東 京	238,997	2,364	富 山	208,942	1,386
大 阪	936,110	4,373	鳥 取	11,828	135
神 奈 川	211,049	1,028	岡 山	127,261	1,446
兵 庫	432,352	3,345	廣 島	111,086	1,529
長 崎	365,502	357	山 口	87,876	1,211
新 潟	177,397	961	和 歌 山	90,594	894
埼 玉	72,879	658	德 島	32,136	507
群 馬	42,983	284	香 川	92,297	985
千 葉	63,552	416	愛 媛	59,627	572
茨 城	36,669	246	高 知	26,168	131
栃 木	42,001	285	福 岡	181,893	1,364
奈 良	46,769	574	大 分	28,248	250
三 重	127,445	1,482	佐 賀	30,578	265
愛 知	389,916	4,622	熊 本	37,739	341
靜 岡	142,488	1,086	宮 崎	10,430	105
山 梨	43,258	244	鹿 兒 島	34,067	200
滋 賀	133,333	1,124	沖 繩	394	5
岐 阜	143,451	1,409	臺 灣	30,221	94
長 野	49,884	562	樺 太	478	14
宮 城	76,737	189	朝 鮮	305,570	621
福 島	31,932	218	關 東 州	323,470	8,988
岩 手	7,449	56	滿 洲 國	82,415	1,038
青 森	11,135	101	其 他	25,603	121
山 形	36,393	254	合 計	16,000,000	56,171
秋 田	14,208	90	内 舊 株	8,800,000	36,167

〔備考〕 合計株數は新舊合計。×印8年6月1日現在株主。

百萬元の八五%を占める)の重要性を充分認識出來よう。其處まで云へば資産負債構成の不均衡も自ら了解出來る。例へば事變前は固定資産の八一%を株主資本に依つてゐたのが、最近は六七%を賄ふに過ぎないから、それだけ外部負債への依存性を高めたのだ。而も今後積極經營に應ずるため資金が随分要る。



的に株式分布(第二表参照)を計つたのであつた。同時に、右増資により、政府持株へも民間株と同様の株數(四百四十萬株宛)を割當てたので、株數全體から見た株主としては政府は依然最大株主だが、其他の民間株大株主も其の持株を増加した(第三表参照)——此の表では舊新を合し一萬二千株以上の持株者を掲出したものであるが、一見して銀行、保險方面に大株主の多いことが看取せられるし、滿鐵株が地方の都市農村に深い關係のあることを認め得る。

(四) 滿鐵資本金一公稱、拂込、未拂込内譯 (10年11月末現在)

資本金總額	800,000,000
政府間	400,000,000
民間	400,000,000
拂込金	584,208,000
政府間	256,208,000
内、財產出資	100,000,000
舊株	117,156,000
新株	38,844,000
民間	328,000,000
内、舊株	220,000,000
新株	108,000,000
未拂込金	215,792,000
政府(新株)	143,792,000
民間(●)	72,000,000

斯くて増資後、民間増資新株に對し今日迄既に十圓宛三回—總額一億八百萬圓の拂込が徴收され、未拂込金は七千二百萬圓を餘すに過ぎない。然るに政府増資新株に對しては英貨債六百萬磅が肩代りされたに過ぎず、未拂込金は尙一億四千三百七十九萬二千圓を残す。其處で最近この政府未拂込金の徴收が問題視され、松岡總裁も「政府、民間拂込のバランスを平衡せしめる」意味から、政府に對し折衝を開始するやうに傳へられる。赤字財政の現状から、或は現物出資—滿鐵が現在委託經營を行ふ北鮮鐵道(建設費約四千五百萬圓)を拂込に振替へるのではないかと

(五) 滿鐵社債現在額内譯表

同次	現在額	發行利率	据置期限	償還満期
六	二,九二五	六.〇	二〇	二〇
七	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
八	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
九	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
一〇	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
一一	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
一二	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
一三	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
一四	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
一五	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
一六	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
一七	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
一八	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
一九	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
二〇	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
二一	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
二二	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
二三	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
二四	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
二五	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
二六	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
二七	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
二八	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
二九	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
三〇	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
三一	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
三二	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
三三	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
三四	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
三五	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
三六	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
三七	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
三八	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
三九	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
四〇	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
四一	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
四二	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
四三	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
四四	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
四五	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
四六	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
四七	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
四八	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
四九	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇
五〇	二,〇〇〇	五.〇	二〇	二〇

昭大 昭和六年三月末現在

も見られてゐる。(この事は、後述の如き「鐵道一元化經營」の立前からも實現性が多い) 何れにしても今後の莫大な資金は斯くて一部未拂込徴收で賄はれるが、然し矢張り社債による分が過半を占めるであらう。八分配當付の株金より四分三厘程度の社債に依るとが、有利なこと云ふ迄もなからだ。而して滿鐵は先づその準備工作として社債發行限度の擴張を決定してゐるが、社債問題には外に舊債償還問題も含まれてゐるので、今後の資金操作は益々重要性を帯びたものとなるであらう。

滿鐵の社債は九年度末には五億三千七百六十二萬五千圓であつたのが、十年度に入り現在迄七千五百萬圓が調達されたから、合計六億一千二百六十二萬五千圓となつてゐる。定款には社債發行限度は「拂込

第三節 諸積極策と資金問題の重要性



額の二倍に至ることを得るも資本總額を越ゆるを得ず』と規定されてゐるから、現在では資本總額八億圓迄の社債發行餘力は一億八千七百卅七萬五千圓に過ぎないのである。これでは十年度末迄の今後四ヶ月は兎も角として、十一年度からは到底多額の新規社債の發行は出來ぬ。『拂込株金の二倍迄、但し資産總額を越ゆるを得ず』と改めて社債發行限度の緩和を決定（但しこれは議會の承認を要す）した所以である。さうすれば、資金五ヶ年計畫に企圖される所要資金は賄ひ得る譯だ。

然し乍ら、第五表にも知られる通り、來年から舊社債の償還が追々迫るので、圓滑な社債操作を行ふ上からは、今後の金融市場の動向が最も重大なポイントをなす點を特に留意すべきである。

#### 第四節 改組問題と滿鐵經營の將來

以上に於て、滿洲事變後滿鐵の事業内容が如何に變化し、その經營が如何に複雑化し、而して新總裁はこれを如何に指導せんとしつゝあるかの大様を述べたが、本節では所謂『改組』問題に關聯して、然らば滿鐵經營の將來性如何の點を考察し、この調査の結びとしたらう。

##### 一、綜合經營の内容變化

既に述べた通り、滿鐵の經營は獨占的な、収益力の高い滿鐵自體の鐵道事業を樞軸とし、其の負擔に於て其の直接、間接の諸事業が根を下し翼を擴げてゐる。最高一割一分、最低六分の株主配當を持續し得たのも、不引合な事業を漸次採算點へ引上げ得たのも、全く斯様な綜合經營の強味の然らしめたものである。此の點、普通の拓殖會社と著しく異なる處だ。換言すれば、此の強味の故に、滿鐵は我が大陸政策の犠牲を負ひ乍らも、從來よく信用を保持し得たのである。

然し乍ら事變後は此の綜合經營に根幹的な刷新を加ふべき情勢が展開されるに至つた。從來の儘では最早や業礎の安定が期せられなくなつた。經營上の矛盾が激成されたからである。即ち餘りにも急激なる外貌的遂行事業の廣範化―特に國策的意味の事業の老大化の結果、國策遂行會社としての滿鐵と營利會社としての滿鐵とのバランスを不均衡なものとしたのだ。勿論この情勢が二年や三年で解消するのならば、さう問題にするにも當るまいが、事變後並びに將來の事業スケールから見ると、しかく簡單には片付けられないのである。滿鐵の現行八分配當がともすれば懸念されるのも、資金調達に問題が起るのも、詰り純企業經營から見て不安定とされる根據が其處にあるからだ。



然し、さればと言つて滿鐵を度外視して我が所謂大陸政策の足場は求められない。綜合經營の内容が著しく非企業的色彩の諸事業を含むからとて、今更之等を其の儘分離させる譯にはゆかない。殊に滿洲國の建設過渡期の現在、滿鐵は滿鐵のみの立場から、事變前に舊東北政權に拮抗した様な、對蹠的政策の採れない以上、また北支方面へも支脚を延ばさうとしてゐる以上は、如何にしても、滿洲全體、日滿全體(或ひは日滿支全體)の綜合的立場に於て、すべてを處理してゆかねばならぬ。

其處でどうすれば二つの異なる經營方策のギャップを調整してゆくかと重大な問題となる。滿鐵はどうなるかは、結局その問題の圓滑化を期して始めて發見されるのである。而して『改組』問題の歸趨如何がその發見に役立つ一つの手掛りとなるのではなからうかと思ふ。

## 二、改組の方策とその意味

滿鐵の改組問題は往年田中内閣時代にも論ぜられたとがあるが、それと略同様なプランで唱へられた昭和八年秋の所謂軍部案程天下の耳目を聳動せしめたものはなかつた。それに就ては本年報第十五輯(滿鐵改組問題の展望)に於て、また第十八輯(滿洲國建設の進展と日本經濟)に於ても取扱つたのでこゝに詳述を避けるが、その指導權を關東軍—軍部—が把握せんとした所に重要點があつた。即ち軍部案

の要點は(一)滿鐵を持株會社とし、現在の直營事業を獨立せしめ、その下に置く(二)附屬地行政權の滿洲國返還及治外法權撤廢(三)滿鐵經濟調查會と特務部との合作による『經濟參謀本部』の設置(四)關東軍司令官(全權大使兼任)が滿鐵に對する一元的監督權を持つといふこと等であつた。

然るに此の案が一度び放送されるや、臆病な内地の資本の驚怖を惹起し、轉じて株價の低落、社債(第卅七回號五千萬圓)の賣行不振となつて現れ、關東軍の意圖は水泡に歸したのであつた。尤も其後關東軍は九年九月、在滿政治、監督機構改革に成功し、二位一體の霸權を握るに至り、目ざす滿鐵改組へ一步を進めた貌ではあるが、尙ほ蜀を得ずして現在に至つてゐる。

斯くして外部から動きかけた改組方策も一應解消してゐるが、滿鐵の機構が、何等かの手段方法で合理化され強化されねばならぬ必要は益々強まりつゝある。それは内部から起る必然的なものであり、滿洲國建設過程に附隨するものだから之を回避するとは經營上許されぬ。勿論そう云つても、一舉にこゝに新形態の滿鐵が生れるのでなく、矢張り漸を追ふて『改善』されてゆく外あるまい。現に既述の關係會社持株の開放や、附屬地問題等にその一端が見られる譯だが、現在やゝ纏つた方針として傳へられる機構改革の要點は凡そ次の如きものである。

- 一、國鐵、北鮮鐵道及其等附屬事業の委託經營を行ふところの鐵道關係部門の統制による職制改正



- 二、附屬地行政權の移譲により課稅權は來春移譲されるが、滿鐵が行つてゐた附屬地々方施設は昭和十二年度より滿洲國に移譲されることに内定してゐるので、之に伴ふ地方部の解體的職制改正
- 三、滿鐵の支那進出に伴ふ總務部東亞課、經濟調査會及右支那現地機關を包含した職制改革

右の内、一は所謂鐵道一元化を意味するもの、第二は第二節に述べたもの、第三は北支經濟開發に關聯あるので、此等の三大方針を以て滿鐵は今後の發展的經營の實を擧げんとする譯だ。而して先づ第一の點に當面主力を注ぎ、漸次第二、第三の點に及ぼす計畫だと言はれる。本年報が讀者の手に渡る頃には、恐らく、斯様な機構改革問題が、久しく現地にあり調査計畫して上京した松岡總裁と當局との間に論議さるゝであらうと思ふ。

尤も既に鐵路總局(國有鐵道及舊北鐵經營機關で滿鐵の支配下にある)では、昨年四月の第一次職制改正に次いで去る十一月十日から第二次職制改正が實施された。それによれば、創業期の中央集權制を撤廢し、現場—地方中心主義を採る方針から、地方鐵路局の權限をヨリ擴大し、業務運營の廣汎な責任を持たせ、その間の連絡調査を圖る必要上監察制度を設けてゐる。この改正は既述の如く滿洲國鐵が間接的事前であり乍ら滿鐵の直營事業の意味を持つことを裏書きするもので、聽て滿鐵と總局とは名實共に身一つになる前提と云つてよい。更に北鮮鐵道が朝鮮總督府から離れ、政府の現物出資拂

込の形で滿鐵の純直營となり、舊北滿鐵道の經營が國鐵と同様な變化を經過すれば、こゝに全く全滿重要幹線を含む鐵道事業の一元化が完成する譯だ。

勿論、以上の諸改革を以て所謂滿鐵機構の全面的改組を意味する譯ではない。要は斯様な段階を経て始めて、所期の「改組」へ到達するの謂ひだ。然し斯くて鐵道の一元に成功すれば、撫順炭礦の分離や商事部の獨立等の問題も自ら目鼻がついて來るし、北支方面への積極的進出の可能性も強められることになるであらう。何となれば鐵道一元化の下に於ける經營は鐵道の經濟化を第一の目標とするものと見られるからであり、巨大なる投下資本の収益力を増す所以だからだ。従つて、改組された新しい滿鐵の形態やその支配權の歸趨等は大乘的には寧ろ第二の問題で、當面の重要點は何を先にするかに掛つてゐる。と同時に看過出來ないのは滿洲景氣の實質的好調如何だ。結局滿鐵經營の將來性はその方策如何と環境如何が決定するが、日本民族の運命を賭けた大陸政策の進展如何が最後の決定力を持つものと斷じてよい。

(十一月廿七日校了)

〔附記〕 滿鐵に就ては去る九月廿八日號の東洋經濟新報誌上で詳細な解剖を試みましたが、本報と出來得る限り重複することを避け、前者の平面的な調査に對し、こゝでは主として經營問題を深く考察することにポイントを置きました。併せて讀んで頂ければ幸甚です。尙本文中に例示的に掲げなかつた參考書をも併せ次に一括して置きます。



◇主要參考書(順序不同)

- 一、滿鐵各年度營業報告書、事業說明書及營業一斑。
- 一、南滿洲鐵道株式會社二十年略史(滿鐵發行)。
- 一、昭和八年度地方經營統計年報(滿鐵地方部發行)。
- 一、昭和九年版大連港勢一斑(滿鐵鐵道部貨物課發行)。
- 一、鐵道總局事業概要(滿鐵鐵道總局發行)。
- 一、昭和十年版滿洲讀本(東亞經濟調查局編)。
- 一、昭和八年「關東廳統計要覽」及關東廳第二十八回統計書(關東廳編纂)。
- 一、國際事情四四五號(外務省情報部)。
- 一、國際評論昭和十年九月十一日號(日本外事協會發行)。
- 一、リットン報告書及同附屬書(國際聯盟協會發行)。
- 一、大連商工月報十年四月號及十月號(大連商工會議所發行)。
- 一、滿洲評論各號(滿洲評論社)。
- 一、滿鐵調查月報十年七月號(滿鐵)。
- 一、滿洲交通統計集成(滿鐵經濟調查會)。

- 一、東支鐵道年報一九三二年版(滿鐵哈爾濱事務所編)。
- 一、滿洲國經濟建設に關する聲明書(滿洲國政府發表)。
- 一、鐵道軌道經營資料十年六月號(鐵道同志會發行)。
- 一、滿洲國の交通に就て(滿鐵理事宇佐美寬爾氏講演)日滿實業協會發行)。
- 一、北鐵接收が北滿に及ぼせる影響(鐵道總局哈爾濱鐵道局編)日滿實業協會發行)。
- 一、敦化圖們鐵道の完成と日滿關係(鐵道總局編)。
- 一、一九三五年版滿洲經濟年報(滿鐵經濟調查會編)。
- 一、外交時報十年八月十五日號(外交時報社發行)。
- 一、支那十年十月號(東亞同文會發行)。
- 一、滿洲事變と滿鐵(滿鐵編)。
- 一、滿洲日々新聞、東京各日刊紙、東洋經濟新報、日本經濟年報既刊號等。

第三部 各經濟部面の分析と見透

第一節 景氣概觀

一、景氣は果して立直つて來た

『確かに第二四半期……の景氣狀勢は、それ迄の株價のみの單獨な下落とは異つた、もう少し基本的な、行間へ又は停滯を意味するやうである。然し我々は尙ほ今迄の經過に徴する限り、之をインフレ景氣の必然的崩壊……など、判断すべきではあるまいと考へる。』若し諸指標が示唆するやうに、六、七月が最悪の場面で、あとは再び回復に向ふとすれば、假ひ其の回復歩調が著しく緩慢で、是迄の稍、急速な景氣上昇期に比較して一の重要な轉換であるにしても、決して景氣の基本的變化と名づくべきものではない。』そして諸般の事情を分析して見ると、『恐らくは第二四半期の衰退も此の邊で一應喰止められるであらうと思ふ。』……これが前輯に我々の下しておいた判断だ。而して其の後三月ヶ間の經過は、我々の結論が全く正しかつたことを立證した。正に此の點に、本年第三四半期の景氣の特徴が



認められる。

即ち主なる景氣指標は第三四半期に入つてから擧つて再上昇に轉じ、前輯執筆の頃殆ど絶頂に達したインフレ景氣解消論議は、遂に全く屏息した。と云ふて、第二四半期の景氣を分析して我々が特徴づけた所の、或る意味の『轉換』の様相——上昇速度の緩漫化——が根本的に覆された譯ではない。故に若し此の景氣再上昇を見て、又も悪性インフレを云々する者ありとすれば、甚だ皮相な見解と言はねばならぬ。要するに、インフレ解消の悪夢に魘されて居た者にとつては、全く夜と晝程の相違を示したが、而かも基本は全く不動であると言つてよいのである。我々は先づ此の景氣立直りの程度を主なる指標に依つて測つて見やう。

(A) 主なる景氣指標

景氣を示す色々な指標で見ると、既に前輯で或る程度まで分析し得たやうに六、七月を最悪期として、爾來かなり著しい上昇に轉じてゐる。そこで丁度其の七月から始まる第三四半期の平均的な位地は、第二四半期に比べてまだ幾らも高まつては居ないが、兎に角第二四半期に見た稍々全面的な下降は完全に阻止された、而して特に第三四半期末乃至第四四半期初の位地が高くなつて居るから、此の分なら來るべき第四四半期の位地は、第一四半期のそれを遙かに上廻り、株價指數を除けば何れも金

輸再禁止後の新記録を示すだらうと思はれる。之を數字で表せば上掲(一)表の如くである。

即ち株價指數は七月末の九三・五から十月末一〇一・〇へ八%を騰貴し、物價指數は六月末の一六六・五を底として十月末には一八五・〇へ一一%一を騰貴した。

而して株價指數は本年第一四半期の九九・〇よりは既に高くなつたが、まだ昨年春の下落開始前に比較すれば餘程低い。然し物價指數の方は本年第一四半期の位地を突破せるは勿論、本年十月末の位地は實に昭和二年以來の最高を録するものであつた。次に事業活動指數はまだ九月分(それも實質的には八月の状況を示す)しか分らないが、其の九月分は一〇六・二で、六月及

び七月の一〇三・九に比すれば二%餘の回復である。本年第一四半期の平均一〇七・九にはまだ及んで居ないが、然し此の指數の内容の一である鐵道貨物發送應數を見ると、九月以後の状況は引續いて良

(一) 主なる景氣指標

	(1) 株價指數	(2) 物價指數	(3) 事業活動	(4) 鐵道貨物	(5) 生産指數
昭和9年 1—3	110.2	159.0	100.0	97.8	159.5
4—6	107.9	162.4	102.4	94.8	163.7
7—9	103.5	168.7	104.4	98.7	166.1
10—12	98.8	170.6	106.3	104.4	176.5
昭和10年 1—3	99.0	175.6	107.9	105.8	181.7
4—6	96.9	171.5	104.4	99.3	189.5
7—9	97.6	172.6	p 105.4	104.9	p 19.92
6	94.4	166.5	103.9	98.1	190.9
7	93.5	167.7	103.9	104.4	199.4
8	98.5	170.8	106.2	102.9	199.0
9	100.7	179.3	p 106.2	107.3	—
10	101.0	185.0	—	111.3	—

(備考) (1)大正2年=100。(2)大正2年1月=100。  
 (3)常態=100。(4)昭和2—3年=100, 季節變動除去。  
 (5)昭和3年=100, 季節變動除去。p 暫定數。



く、事業活動も最近の位地は相當に高まつて居ることを推察せしめる。表に依つて見ると鐵道貨物の指數は六月の九八・一から十月は一一・三に高まり、一三%餘の増加である。そして此の指數は既に九月から本年第一四半期の平均を遙に突破してゐる。また他方生産指數を見ると、之は表示の如く本年第二四半期にも何等の衰退を示さず、従前と同じ速度で増加を續けて居る點に大なる特異性を認め得るが、第三四半期にも一層増加してゐる。尤も右の鐵道貨物指數と生産指數とは、事業活動指數とは少し違つて、年々の長期的増加傾向を除かないものである。然しこれを考慮に入れても増加して居ることは明かで、景氣循環の指標たる事業活動指數も、聽て本年第一四半期の位地を超えて更に昂上するに違ひないものと思はれる。

(B) 後れて居るものもある

尤も右に擧げた諸指標は、景氣指標として比較的變化の早く現れる方のもので、部面に依つてはまだ一頓挫後の再上昇を示して居ないものもある。其の最も顯著な一例は労働賃銀及び雇傭労働人員指數だ。後節に更に詳しく見るであらうが、日銀調の之等指數は本年三月乃至四月頃から起つた頓挫が、八月に於ても尙ほ依然繼續して居た。即ち労働人員總指數は本年五月の一〇・二から八月は一〇・六に下り、また實收賃銀指數は三月の九三・四から八月は八九・四に下つた。而かも實收賃銀は二月以

來づつと前年同期を下廻つて居る。無論之に就ては若干特殊の事情があり、特に人員指數の減退は専ら紡績業の不振に基くものゝ如く、他の諸事業は決して悪くない。が兎に角労働者等の直接消費大衆に屬する部面では、立直りの後れて居ること明かで、米、小麦其他生活必需品の價格が騰貴しただけ、生活状態は却つて苦しくなつたと見られる。何時もさうであるやうに、之等部面へ景氣の波が及ぶのは時間的に後れるのである。

(C) 全體的に位地はまだ低い

而して前掲(一)表でも見られるやうに、六、七月の最悪時と最近とを比較すれば、立直りの程度は相當顯著であるけれども、概して言ふと最近の位地はまだ本年一、二月頃のそれを幾分上廻つた位のものである。従つて基調的に言ふと本年に入つてからの景氣は、今迄の所大體に於て足踏の程度である。そしてこゝ三、四ヶ月間の立直りも、大觀すると、悲觀行過の訂正運動が稍々強く起つたまで、それ以上に附加へられたものは何程もない。之が現在の景氣の眞の位地である。そこで、いまの動向が續けば、景氣は之から始めて新しい高段階に入るわけであるが、さうした推進力が果してどれ程あるか、これが今後に残された最も興味ある問題である。

我々は進んで今迄の景氣立直りの經過と諸理由とを分析して見るであらう。



二、立直りの諸理由

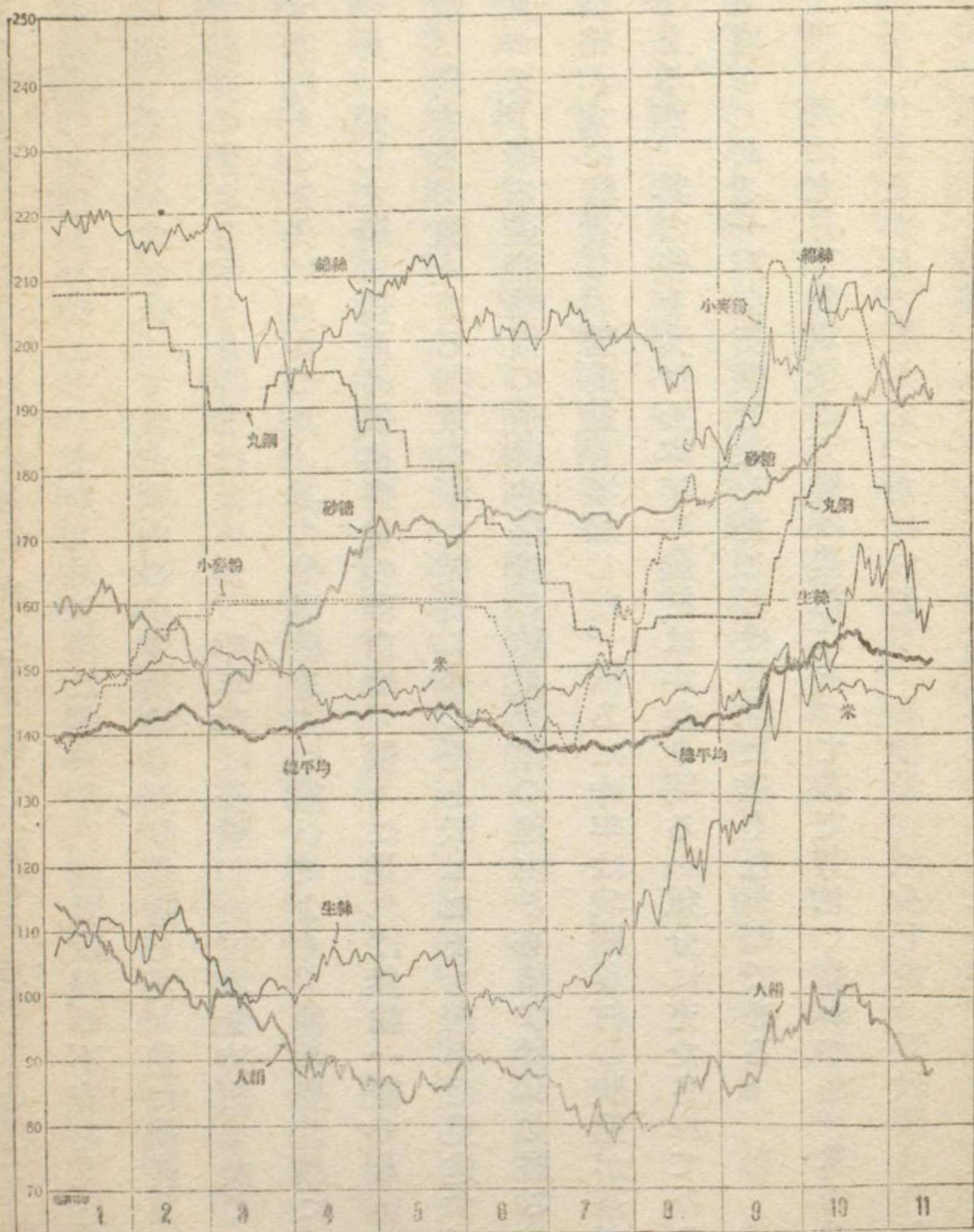
第三四半期に於ける景氣の立直りは、之を現れた結果から見れば、それ以前に於ける悲觀行過の訂正と云ふことが最も大きな部分、或は大部分を占めて居る。然し何故さうした訂正が行はるゝに至つたかの契機は言ふまでもなく別に存在する。依つて我々は先づ斯る契機分析を行ふ必要があるが、それには先以て次の三つが數へられる。A 農産品價格の騰貴、B 軍需品價格の騰貴、C 米國好景氣の影響——之は特に生絲相場の騰貴として大きく作用した。

(A) 農産品價格の騰貴

就中繭價の騰貴は本年の景氣を立直らしめる一の大きな力となつた。之は既に前輯にも我々の指摘した所であつて、殊に全國的な桑園大整理が我國蠶絲業轉換の一大理由をなせること前輯第三部第七節に述べた通りである。所が主として桑園整理に基く繭の減産は、夏秋蠶に至つて愈々深刻となり、生絲の供給不足が決定的になつた一方、後に述べるやうに米國景氣が益々好調を續けたので、次頁の圖表に示した通り八月頃から生絲相場は一段と昂げ足を強めた。従つて之を反映して繭價も、春繭より夏繭、初秋繭、晚秋繭と後に至る程騰貴し、晚秋繭の如きは一貫目七圓若くは八圓と云ふ近年稀に

重要商品價格日々指數

(昭和6年12月10日=100)



(備考) 最近は11月16日。總平均指數は上掲7品の外、豆粕、毛絲、銅、石炭、揮發油、洋紙、セメント、硫酸の8品を加へた15品平均。



見る高値を示した地方もあつた。そこへ小麦粉、従つて小麦が矢張り八月から九月にかけて奔騰した。之は世界的小麦需給の良化を背景とし、また九月以後は幾分歐洲國際政局の不安を見込んだ思惑も加つたやうであるが、兎に角之に依つて我が國內の小麦價格も無論暴騰した。更に農産品の中心たる米は、本年に於て別段の動きを示した譯ではないが、昨年秋に暴騰した位地を持続したので、之亦農家にとつては一大惠福たるを失はなかつた。其の他砂糖も亦引續いてよく、他の農産品にも騰貴せるものがかなりあつた。而して斯る農産品價格騰貴の理由は、個々に見れば無論一樣でないけれども、數年來の農村不況に對する、種々なる對策の漸く結實し來つたと云ふことも確かに見逃すべからざる一點であつた。且つ又、斯る農産物價の全般的騰貴の結果、他の理由とも結び付いて居るが、農村需要品就中肥料の價格が大に騰貴し、需要量も増加した。顧るに昨年は我國農村の状態が甚だ憂ふべき様相を呈したのであるが、其の後を受けた本年の農村はかなり明るい氣分に充たされてゐる。之が我國全體の景氣を立直らしめる一重要契機をなしたことは想像に難くないのである。

但し本年も、秋、殊に九月下旬以後の天候は農村にとつて甚だ芳しくなかつた。其の爲め農産品價格の騰貴には一層の拍車をかけた觀があつたけれども、收穫量は減少した。夏秋穫は昨年の一割五分減、平年に比すれば四割減を豫想されて居る。小麦は續いて増加はしたが、増加の程度は案外少かつ

た。また米は政府の第二回収穫豫想に依れば五千七百餘萬石で、昨年の実收五千百萬餘石に比すれば悪くないけれども、平年作の六千一、二百萬石に比すれば、かなりの不作であることを立證した。而かも之は全國合計であるが、地方別に見ると藪に於ても米に於ても實に慘澹たる所があつた。従つて凸凹不均等は本年もかなり激しく、また價格騰貴の示す程度は若干割引を要する。が、それは全般としての農村の改善を妨げるものではない。

(B) 軍需品價格の騰貴

次に最近の景氣立直りを見た第二の契機は、歐洲國際關係の悪化である。國際關係の悪化は、それ自身の經濟的影響は無論悪い筈である。然し一時的には、各國の軍擴競争、軍需品需要の増大として却つて景氣を刺戟した。此の點は本部後節でも分析するが、伊太利エチオピア間の關係が急迫し、紛争は遂に英佛等をも捲込みさうになるに及んで、世界的に一種の戦争見越景氣が出た。そして其の影響は小麦、人絹、綿絲等にまでも或程度まで及んだが、最も基本的にして強い影響を受けたものは言ふまでもなく重工業品であつた。例へば前掲圖表に丸鋼相場が掲げてあるが、年初以來七月まで、生産過剩からかなり激しい衰退を續け來つた同相場は、九月中旬から十月上旬へかけて極めて急激な騰貴を演じた。無論之には、一般景氣の安定に基く器械類等の需要再擡頭が興つて力ありと思はれるが、



然し最も直接的には伊エ紛争、より基本的には世界的軍擴傾向の影響があつたことは否めない事實である。銅の如きも右と相似た経過を辿つてゐる。

(C) 米國好景氣の影響

第三に米國独自の景氣狀勢が、第三四半期以後、特に八月末に議會の閉會を見るに及んで、愈々樂觀的に展開したことは我國にも少からぬ好影響を與へた。米國自體の狀況解剖は次節に譲るが、其の我國に與へた最も直接の影響としては前にも一言した生絲相場の暴騰があつた。而して生絲相場の昂騰は類似纖維品たる人絹にも少からぬ好影響を與へた。斯くて昨年以來、生産過剰の代表的商品として絶えず引用せられ來つた人絹工業も、操短協定の成立と相俟つて、一先づ安定するに至つた。綿絲價格の九月から回復に轉じたこと、其他米國景氣の恩惠を受けたものは他にも少なくない。

(D) 輸出増進と貿易尻好化

而して以上の如き事情の變化、特に生絲相場の暴騰と其の輸出増大とを中心として、對外貿易が著しく好化した。尤も此間の事情に就ては本部第三節で述べる通り、注意すべき點が頗る多い。對支輸出の一時的増大傾向（最近は稍不良）なども見逃し難い點だ。が兎に角本年第三四半期及び最近に於ける、輸出價額の増大は實に目覺しいものがあつて、此の點從前一部に行はれた貿易悲觀論は全く認

識不足に過ぎぬことが明かにされた。而かも此の輸出増大に對して輸入の方は、棉花輸入の減少其他から意外に少く、輸出入差額は寔に稀有の好調を示した。本年上半期の輸入超過はかなり多い方であつたが、第三四半期以後それを全く取返したばかりでなく、十月上旬からは年初以來の累計に於て遂に出超（但し内地のみ）を示すに至つた。十一月上旬までの累計では四千七百餘萬圓の出超になつて居る。今後年末までに若干の入超を見るところも、本年の貿易尻は蓋し世界大戰以後會てない良好を示すであらう。斯く貿易尻が良ければ、自然金融市場なども潤澤になる。

(E) 悲觀行過の訂正

凡そ右のやうにして、さしも陰鬱に陥つて居た第二四半期の我が景氣も、再び立直りに轉じたのであるが、一旦立直りに轉じたとなると、それまで餘りに前途を悲觀して居たことの訂正運動が當然起らねばならなかつた。如何に本年第二四半期末の狀態が悲觀の行過に陥つて居たか、そして其の後それが如何に訂正されたかは、色々な方面から證明し得るが、いま之を物價の國際的比較と、株式利廻の變化との兩方面から觀察して見やう。

本年第二四半期に於ける我が物價の下落が、英米の物價動向と全く相反せるものであつたこと、從つて其の最低を示した本年六月末に於ては、國際的比較に於て我國の物價が著しき割安に陥つた次第



(二) 日、米物價指數の比較  
(大正2年11月末=1000)

	2月末	6月末	10月末	10月 對6月	末 末 %
日本國內物價	176.8	166.5	185.0	(+) 11.1	
日本對米物價	100.6	96.5	106.2	(+) 10.1	
日本對米物價	103.6	104.0	108.7	(+) 4.3	
日本對米物價	97.1	92.8	97.7	(+) 5.3	

は、前輯にも指摘した所である。ところが第三四半期になつてからは、此の關係が全く逆轉して、我國の物價は再び國際的均衡を回復するに至つた。之を數字で示すと上掲(二)表の如くであるが、六月末と十月末とを比較すると我が國內の物價は一一%一を騰貴して居る。然るに此の間に於ける米國物價指數の騰貴は四%三であつたから、其の差だけは全體我が物價の下げ過が訂正されたものと見てよいのである。但し正確に言ふと此の間爲替相場も幾分下落したので、國內物價に日米爲替を乗じた弗物價指數は一〇%一の騰貴に止り、而して斯く換算した日本物價の米國物價に對する百分比は、六月末の九二・八から十月末には九七・七へ回復した。即ちそれは全體二月末の位地に返つたのだ。そして正確に言ふと此の日本對米物價指數の騰貴五%三が、丁度物價指數に於ける下過ぎの訂正に當る。

斯る物價の國際的位地の變化は、第三四半期に於ける輸出貿易の好調と一應の關聯あるものと見られるが、兎に角平均的な位地から言ふと、我が物價は今や再び丁度國際的均衡を得る迄に至つた。

次に株式に就て言ふと、我々は前々輯の此の節で株價指數の位地を物價指數其の他と比較對照し、

本年第一四半期のそれが先づ略々平衡を得たものと判断したのであつた。ところが其の後、利益率や配當率には大なる變化もなく、寧ろ平均的には漸増を辿つたのに、株價は一層下落したから、株式利廻りの位地から見て本年夏頃のそれは著しき行過に陥れるものと判断する外なき状態にあつた。例へば我社で計算して居る三十種の一流産業株平均利廻を見ると七月六日には七%〇八と云ふ高率を示した。國債利廻が四分二、三厘、社債でも四分五厘を出でない時に、一流株式の利廻七分は何と言つても高過ぎた。無論之は物價指數其の他が示したやうに、財界一般が著しく悲觀的になつて居た爲に外ならないが、其の一般財界に安定感が蘇つた場合、そこに訂正運動の行はれるのは極めて自然な成行であつた。斯くて我社の三十種産業株平均利廻も金融基調不變の明になれると相俟つて、最近に於ては六%半見當まで下つて來た。

然し金融及一般景氣の前途が若し續いて樂觀し得るとすれば、此の利廻り六%半はまだ決して低いものでない。本年第一四半期の状態を振返つて見ても、右利廻は概ね六%以下にあつたのだ。即ち株價のみを見ると最近の位置は既に第一四半期を上廻つて居るが、其の間に於ける配當率の増加を考慮に入れると、實質的にはまだ餘程低いと云へるのだ。斯くて株式の方から見ると、本年夏以來の回復は未だ全く行過訂正の範圍を一步も出づるものでない。たゞ其の訂正が行はれる爲には、矢張り一般



景氣の安定回復を背景的に必要とすると云ふに止まる。

三、金融は基調緩漫に變りなし

我々はこゝで聊か眼を轉じて、最近の金融狀勢を一瞥したい。一言にして言へば、金融は基調緩漫の繼續である。本年第一四半期に擡頭した金融基調變化の議論が、第二四半期末に略々解消の運命に立至つたことは前輯にも述べたが、其の後八月末までは全面的に緩漫の度を深めたのである。そして之は我國の景氣を回復に導く一契機ともなつた。然るに九月以後金融市場には稍々注目すべき二つの傾向が現れた。一は短資市場の意外な引締りであり、他は通貨流通高の増加傾向である。何れも基調の上からは殆ど重視する價値はないのだが、其の次第を述べて見ると次の如くである。

先づ通貨流通高は、之を日本銀行券に依つて見ると(三)表の如く、前年同月に比較した増加高が、一月及二月の平均では三千萬圓臺であつたものが、六月以後六千萬圓見當となり、更に十月には一躍一億圓を超えるやうになつた。之は確かに注目すべき變化と言はねばならぬ。だが凡そかうした比較を行ふ場合には、兩年の景氣狀勢を考へる必要がある。本年に於て通貨が斯く急速に増加したと見えるのは、一方に於ては本年の景氣上昇を反映するが、また一方に於ては昨年中の證券市場衰退をも反

(三) 日本銀行券發行高  
(單位百萬圓)

平均月	昨年	本年	増加
1	1,259	1,295	35
2	1,209	1,240	31
3	1,145	1,202	57
4	1,179	1,220	41
5	1,131	1,178	47
6	1,145	1,205	60
7	1,146	1,206	60
8	1,142	1,194	53
9	1,110	1,179	69
10	1,161	1,265	104

映して居るのである。而して冷靜に考へれば、本年の通貨需要増加は寧ろ順調其のもので、何等異とするに足りない。其上、對前年同期一億圓前後の銀行券増加は大部分日本銀行の金買上(最近の一ケ年は七、八千萬圓だ)に相應するのであつて、金融を壓迫する虞あるやうなものではない。無論悪性インフレの性質などは毫末も持つてゐない。

所が事實は右の如き事情であるに拘らず、通貨需要増加と相前後して、コール等の短資市場は稍々窮窟になつて、日銀の民間貸出も増加した。即ち日銀一般貸出は本年五月以來昨年同期に比べて漸減の傾向であつたが、九月には既に餘程昨年同期に近いものとなり、而して十月の平均は昨年同期より六千五百萬圓の増加を示すに至つた。一見民間銀行の手許が如何にも窮窟なるを想像せしめるのである。而して事實東京コー

ル翌日物日歩の如きも、九月以後昨年同期より高くなつた。(數字は卷末統計参照)  
だが此の短資市場引締りの原因は一體何處にあるかと言ふと、無論景氣好轉から資金需要の若干増したことも考へられるが、それよりは金利の一般的な低下に拘らず、東京大阪等の都市銀行は今以て



預金の利下をなし得ない爲め、經營上の餘裕がなくなつたので、日銀預金やコール・ローン等の第一線準備を減らして之を有利な公債等の投資に向けるやうになつたことが最大原因をなすのである。其の一證據として日銀の公債賣行が甚だ盛なことを擧げ得る。例へば本年六月末と十一月九日とを比較して見ると、日銀の所有公債は一億二千八百萬圓を減少して居るが、而かも此の間には日銀引受で發行された公債が四分利公債五億二千二百餘萬圓、米穀證券二億餘萬圓を算する。即ち右を合計すると、下半期になつてから日銀の賣つた公債は、償還されたものを差引いても、無慮七億圓に上つた譯である。つまり斯様にして巨額の市場資金が日銀へ入つてしまつたのであるから、短資市場の窮窟になつたのも當然である。

然し眞相斯の如しとすれば、最早短資市場も之以上大して逼迫することはないであらう。のみならず、今は政府關係で日銀にかなりの資金が預けられて居るが、之が市場へ撒布されれば、それだけ金融を緩ませる力となる。普通銀行の預金貸出状況などを見ても、本年は貸出が昨年までの減少趨勢に反して、僅かながら増加しつゝあることが注意を惹くが、預金の増加は引續き旺である。従つて公債消化は今後も順調に行はれるであらうし、金融の基調に懸念すべきものは一もない。

尤も一時的にもせよ右の如く資金市場の窮窟になつた結果、起債界は最近甚だ振はない。之に就て

は株式市場の立直りから、株券への資金投下が増したこと、及び根本的には長期新資本の需要が挫折した儘未だ十分回復しないことが、重要な原因をなすと思はれる。が兎に角七月から九月までは、日銀の計畫資本調を見ても、新設増資は激減したが、社債計畫は尙ほかなり旺であつた、それが最近は社債市場も火の消えたやうである。然し今の一般的好景氣が續けば資本市場も甦つて來るであらう。(卷末統計参照)

#### 四、景氣上昇は續くだらう

さて以上の如く解剖し來ると、我國の景氣は今後も漸徐的ではあらうが、上昇を續けるものと思はれる。勿論景氣を上昇に轉ぜしめた、上述諸理由の中には、最早今迄程の力は持つまいと思はれるものもある。が全然逆轉したと云ふものは未だ一もなく、農村購買力にしても、軍需品需要にしても、金融緩漫にしても實質的には今後も尙ほ好影響が續くであらう。米國の景氣も見透しは當分明るい。英國も總選舉の結果前途は一段と樂觀的になつた。依然險惡なのは歐洲大陸の諸國だが、大觀して海外からの影響は確かに良いと思ふ。それに就て注意すべきは、金通貨に依る主要國の物價指數が、昨年秋頃から明かに上昇傾向に轉じて居ること、及び國際聯盟の調査に依ると世界の綜合貿易數量指數が、



亦徐々ながら既に一昨年来増加に轉じて居ることだ。更に主要國の生産指數も既に大分前から上昇の傾向にある。即ち之等の諸指標に依つて見るに、総合的に見た世界の景氣は明かに一步を回復に踏み入れて居ると判断してよい。こゝ數年來の世界經濟は、爲替の混亂とナシヨナリズム盛行とで、全く分裂不整一の状態に置かれ、其の眞動向把握を著しく困難ならしめて居るのだが、今や漸く統一的回復に向ひつゝあるものゝ如くだ。然らば我が貿易の前途も亦決して悲觀するには及ばない。

而して我國の景氣を動かす最も基本的な力である所の財政關係には、尙ほ當分大きな變化はなささうである。勿論増税は何れ遠からずして眞剣な問題になり來るものと思はれるが、それも非デフレ思想の下に、手際よく行はれさへすれば、景氣にとつては却つて樂觀材料でさへあり得る。それだけ今では經濟界の狀勢も、また指導階級の思想も變つて居ることを認むべきだ。また軍事費の増大は、遂に後年大禍の因になる無きやを我々は十分に考究しておく必要があるが、之も差當つては未だ景氣を壓迫する譯でない。政治的乃至社會的不安も、依然残つては居るが、質は良くなりつゝある。

而かも斯る基本情勢の下に於て、今夏以來所謂悲觀行過の訂正ほどの程度に行はれたかと言へば、既述の如く物價は略々國際的均衡を回復したが、株價の如きは利廻關係からまだ多分に騰貴の餘地を残してゐる。また今は尙ほ立直りの後れて居り、従つて將來を期待される部面も少くないのだ。

## 第二節 世界經濟の情勢

### 一、世界景氣の跛行性

世界景氣全體の傾向に何等かの統一を見出すことはまだ無理である。英國や北米合衆國では、景氣は引續いて若干の上昇を示してゐるに對して、歐洲金本位國及び中華民國の狀況は更に一段と悪化してゐるのだ。吾々はこの世界景氣の跛行性を種々な指標から見ることが出来る。例へば工業生産に於いて、就業者に於いて、貿易に於いて、また企業利潤に於いて：。併し乍ら、資金の國際的な移動ほど、これを敏感に反映するものはないであらう。資本は、利潤獲得の見透しさへつく場合には頗る勇敢に突進するが、併し一度その身に危険を感じると小蠟の様に逃出す小心者である。殊に國際短期資金なるものは、パリから倫敦・倫敦から紐育と云ふ様に、少しでも生活條件の好い場所を求めて流浪する。此處に云ふ生活條件とは、云ふまでもなく、その國の政情、景氣の見透し、金利等である。この國際的資本移動を數量的にハッキリ握むことは困難だけれども、併しそれは爲替に現はれ又は金の移動に現はれる。併して最近に於ける資金移動の方向は疑ひもなく歐洲から米國へ、である。



そこで紐育の歐洲爲替を見ると、第三四半期の前半即ち七月から八月にかけては磅も法もシツカリしてゐた。たゞギルダーだけはその不安を深刻に反映して、七月の下旬に現送點を割り、米貨約二千六百萬弗の金流出を見た。が八月に入つて一應これも落付き、歐洲の通貨は概して安定を得てゐた。併し、九月に入つて伊エ紛争——實質的には英伊抗争——が深刻化するに及んで、先づ英米クロスの低落(即ち磅の低落)が起り、倫敦から紐育への金現送が始まつた。九月の中頃からは、法もしばしば現送點を割つて佛蘭西からの金流出が起り、九月の下旬には和蘭も同様の状態に陥つた。その後は最近(十一月中頃)まで、法もギルダールも現送點を割る場合が多く、そうでなくても辛じて現送點の範圍内にあつた。而して九月中に於ける米國の金流入高を見ると、英國から三千七百萬弗、佛蘭西から四千萬弗、和蘭から三千七百萬弗、其他合計して一億五千六百萬弗の巨額に上り、十月三日から十六日までの二週間に於ける流入は佛蘭西から一億四百萬弗、英國から三千六百萬弗、和蘭から千二百萬弗、其他をも合計して一億六千三百萬弗に上つてゐる。而して九月初め以來十月初めまでの金流入契約高は累計五億一千五百萬弗、内既着分四億六千五百萬弗に及ぶと云ふから、頗る巨額の金が歐洲より米國に流入し、或は流入しつゝあることが明かである。この金流入は、決して米國の國際收支の受取超過を反映するものではなく、巨大なる資本の米國への逃避を物語る現象である。この點について聯邦

準備局月報十月號は次ぎの様に云ふてゐる。

『この金の大移動は、米國の對外的な經常的收支の剩餘を反映しない。一九三五年に於ける米國の商品輸出超過は頗る小額に止まる。この出超と對外投資純收入とを合計した金額は、恐らく米國人の海外遊覽消費、在米移民の本國送金、海運關係支拂超過等の支拂勘定の合計と略々見合ふであらう。金の流入は巨額の資本移動に依つて惹起されたものであり、而かもその一部分は財務省の海外銀の買入れに依つて相殺されてゐる』(Federal Reserve Bulletin Oct. 1935)

こう云ふ資本の大移動は、云ふまでもなく歐洲政局の不安、及び金本位國の恐慌深化を物語る。その結果として、歐洲ではデフレーションが、米國では資金の大過剩が促進されたのである。

## 二、戦争と景氣

世界景氣の傾向を一樣に塗り潰すことの無理は既に指摘した通りである。併し、戦争景氣、或は少くとも軍需景氣なるものは最近に於ける國際的な傾向と云ふことが出来るであらう。一般の事業活動が萎縮し、世界貿易が沈滞してゐる時に、軍需品の生産と貿易だけは目に見えて活潑になつて來た。即ち軍需景氣なるものは國際的な景氣要素である。これは、かつて東洋に於いては日本の滿洲行動以來、歐洲に於いてはヒトラー政權の成立以來既に明かなる傾向であるが、本年になつてからは伊太利



のエチオピア行動に依つて一段と白熱化されたのである。

まづ吾々は、一般の商品貿易が深い沈滞状態にあるとき、軍需品の世界貿易だけが如何に飛躍的な増大を示してゐるかを見るであらう。即ち、聯盟調に依る世界貿易指数を見ると第一表の様に、一九二九を基準にして本年第一四半期は、數量に於いて二割三分減、金額(舊金弗換算)に於いては殆ど七割近くの激減に相當する。

(一) 世界貿易指數

年次	金額	物價	數量
1929年	100.0	100.0	100.0
1930年	80.8	87.1	92.8
1931年	57.7	67.8	85.3
1932年	39.1	52.9	73.9
1933年	35.2	47.0	74.9
1934年	34.1	44.0	77.2
1935年			
1月	33.6		
2月	31.6	43.0	77.0
3月	34.1		
4月	32.8		
5月	34.4		
6月	32.4		
7月	33.5		

(備考) Monthly Bulletin of Statistics, League of Nations に依る, 金額は舊金弗換算價額を基礎とす。

は一〇〇を超える豫想である。つまり軍需品の貿易は過去數ヶ年來稀に見る活況を呈しつつある譯である。また前掲第一表と對照して、近年に於ける世界貿易の回復は少なからず軍需品貿易の膨脹に依

(二) 軍需品の世界貿易 (單位百萬マルク)

年次	金額				數量指數
	武器彈藥	軍艦	飛行機資材	以上合計	
1928	211	111	76	398	80
1929	236	78	126	440	100
1930	210	27	118	354	93
1931	137	1	91	229	68
1932	125	25	78	228	57
1933	133	10	71	214	62
1934	146	8	86	239	83
1935	*155	*23	*126	*304	107

(備考) Wochenbericht des Instituts f. Konjunkturforschung, 1935. Oct, 2 に依る。*は上半期又は上七ヶ月の實績を基礎とした全年の推計數字。數量指數は英, 米, 佛, チェッコ, 白, 伊の六ヶ國の平均。

存してゐることを知るのである。最近に於ける軍需景氣なるものが、世界景氣の動きに作用するところ如何に大きいかをも同時に知り得るのである。

尙ほ、伊太利に於ける軍需品の輸入狀況如何と云ふに第三表の如く、本年(一九三五年)は一九三三年當時に比して武器及彈藥は約七倍、飛行機資材に於いて約二倍、兩者合計金額に於いて三倍以上の増大振りである。云ふまでもなく對エ戦争のためのものであり、乃至はそれ以上の大規模な戦争に對する用意である。伊エ戦争及びこれを繞る諸問題に就いては、別に部を設けて詳説するから此處には繰返さない。ただ、それが如何に世界の軍需品移動及生産を刺戟し、従つて、國際的

(三) 伊太利の軍需品輸入 (單位百萬リラ)

年次	武器及彈藥	飛行機資材	總計
1933	2.90	5.48	8.38
1934	6.13	4.97	11.10
*1935	14.79	10.64	25.43

(備考) Wochenbericht des Instituts f. Konjunkturforschung 1935. Oct. *は上半期の實績を基礎とした全年の推定。



な軍需景氣なるものが現はれつゝあるかの指標として此處に掲げるのである。

### 三、米國景氣の回復

世界景氣の心臓的な重要性を持つてゐる米國の景氣、殊に日本への影響が鋭敏に現はれる米國の景氣は、第三四半期に於いて稍々見るべき回復を示した。特にそれが、日本内地に於ける收購減少と相俟つて生絲相場の上騰を誘つたため、日本の景氣にも可成りの刺戟劑となつたのである。

併し米國自體について稍々全面的な解剖を試ると、景氣の回復が最も強くハッキリと現はれたのは株式市場に於いてであつた。まづ株價の動きを示すと大略次ぎの如くである。

#### (A) ウォール街の連續的活氣

例へば、紐育株價の推移を最も包括的に示すものとして、工業株三十種平均相場を見るに第四表の如くである。即ち、その動きを稍大きく見ると、嘗て一九三三年の三月から七月までに急激に上げてから幾度かの波を描いて本年三月までは大勢に於いて變化なかつたのだが、その

(四) 紐育工業株卅種平均相場(弗)

月	1933年	1934年	1935年
1	61.89	102.69	103.08
2	56.12	107.26	103.01
3	57.67	102.07	99.84
4	64.92	104.21	105.97
5	81.63	95.32	113.49
6	94.06	96.73	116.85
7	100.36	94.48	122.73
8	98.41	91.61	127.14
9	100.30	90.54	131.46
10	92.83	93.56	135.41
11	86.38	99.08	—
12	99.32	101.61	—

後最近まで既に數ヶ月に亘る連續的上昇が見らるゝに至つたのである。かつての一九三三年に於ける騰貴が、短期間に急激に現はれたのに對して、今度のは長期間に亘つて徐々に現はれたのである。更に云ひ換へれば、一九三三年の場合は非常に熱狂的であり、投機的であつたに對して今度は冷靜であり、健實である。然らば、そうした連續的活況は如何なる事情を背景とするものであるか。

#### (B) 活況の諸要因

これに就て、先づ指摘せねばならぬのは金融的要因である。即ち、米國自體の財政インフレに依つて金融は當然緩漫であるべき筈のところへ、歐洲からの資金流入が上述の如く頗る大きい。その過剰資金の壓力は當然株價を高からしむるものであつて、回復傾向が、生産、就業、貿易等の傾向が示すよりも遙に強く株式に現はれたのは先づこの金融的事由に依ると云はねばならぬ。

(五) 聯邦政府支出總額 (單位百萬弗)

	1933	1934	1935
1月	358	956	462
2月	360	636	496
3月	439	610	546
4月	461	674	611
5月	455	542	611
6月	493	733	906
7月	273	466	728
8月	310	514	509
9月	329	516	593
10月	500	669	—
11月	494	599	—
12月	690	641	—

併し乍ら、無論唯單に金融の壓力だけではない。第一に財政インフレそのものも發展した。即ち政府の資金放出額は第五表に示す如くに益々多いのであるから、それを直接的な要因とする事業活動も旺盛の筈である。と



時に、一九三三年下半年から始まった財政インフレ、及び農業救済策の効果が漸く民衆の間に浸潤し大衆の購買力増大に根ざす景氣が現はれて來たのである。これが、云ふまでもなく會社の利潤をも高め、従つて株價をも高からしめてゐる大きな要因である。

尤も、事業活動の數量的側面から見ると、第三四半期全體の位地はまだ第一四半期のそれをさへ越えてゐない。アナリスト誌の事業活動指數を見ても、本年一月の八三・六に對し、去る八月の暫定數は

(六) 建築契約高  
(金額單位百萬弗)  
(建坪單位百萬平方呎)

個人住宅 件數	七月		本年 件數	昨年 件數
	本年	昨年		
金額	六、三五五	三、〇二五	三五、四八四	二、二〇六
建坪	四、八〇四	一九・八	二五・五	一五・六
官公營物 件數	一、二四九	一、二五〇	七、五六一	二、八二七
金額	五、三〇九	三、九〇〇	二八、三三四	四、八三〇
其他建物 件數	三、三三五	二、九〇四	二〇、九二四	二〇、九四〇
金額	五七・〇	六〇・六	三三五・八	三三九・一

(備考) F. W. Dodge Corp. 調。

八二・三である。併し九月は過去二ヶ年來の最高を示したのみならず、十月には更に躍進した。同時に此處に注目すべきは事業活動の内容的變化であつて、概して云ふと、從來は政府の財政インフレが事業活動を直接に刺戟した場合が多いのに比し、近來は大衆購買力の回復に根ざす事業活動が所々に見える。その一例は建築契約であつて、いま七月までの契約内譯を昨年と比較するに第六表の如く、官公營物は昨年に比して殆んど半減の状態であるが、個人住宅は著しい増加である。尤も、これも政府の融資があるから

ではあるが、併し、家賃の騰貴と生命保險會社などの抵當貸付が増大するに至つたことも事實であつて、最近の家賃は昨年始め頃より一二%も高く、また重なる生命保險會社四十七社の抵當貸付は最近は一週三百萬弗を示し、昨年中の週平均七十萬弗に比し激増してゐる。

また機械器具類の注文等を見ても第七表の如く、最近數ヶ月間の増加は頗る素晴らしい。これは要するに、民間の工場が自發的に而も急激に設備の改善を計りつゝあることを示すもので、それだけの餘裕が生じたこと、また前途の見込みも良くなつて來たことを物語る現象だ。

(七) 米國景氣回復の第二期

月	高指數 (1926=100)		
	1933年	1934年	1935年
1	17.5	53.7	65.5
2	8.4	50.9	53.0
3	7.4	48.1	62.3
4	9.0	46.5	65.6
5	15.3	45.9	73.3
6	22.1	35.3	90.3
7	29.9	34.7	119.8
8	31.8	41.4	—
9	30.9	36.2	—
10	37.2	43.9	—
11	45.9	52.4	—
12	70.0	66.1	—

のとすれば、これは金本位停止後に於ける景氣回復の第二段階として注目に値する發展である。それは、紐育の株價にハツキリ現はれてゐる現象だが、吾々はまたこれを事業活動そのものに就いても云へるであらう。即ちアナリストの指數で十月の位地は八表の如く八七・一であるから、一九三三年に於けるブームの絶頂であつた七月の最高を除けば、一九三〇年十月以來の最高である。云ふまでもなく



一九三三年七月頃の状態は異常なる投機とNRAに對する資本家の豫備的行動との爲、全く現實の需  
要から飛離れた生産が起つたのである。然し今度は事情が違ふ。而かも、かつての一九三三年七月の

水準に既に著しく接近したのである。かくて、株價及び  
事業活動を指標として云ふ限り、米國の景氣回復はこゝ  
に第二の段階に入りつゝあると云ひ得るであらう。

(D) 財政インフレの飽和點

たゞこゝに一つ指摘せねばならぬのは、第二四半期に  
於いて財政インフレが一つの飽和點に達したことであ  
る。上述の如く、元來金融が超緩漫であり、歐洲からは

(八) アナリスト事業活動指數 (ノーマル=100)		1933年	1934年	1935年
1	月	63.1	83.1	83.6
2	月	61.7	76.8	83.3
3	月	58.5	78.8	81.5
4	月	64.1	79.8	80.6
5	月	72.5	80.2	79.3
6	月	83.4	77.1	79.5
7	月	89.4	73.1	80.8
8	月	83.3	71.1	82.1
9	月	76.5	66.5	84.1
10	月	72.4	70.5	87.1
11	月	68.5	71.5	—
12	月	69.6	77.5	—

益々資金の流入が盛であるにも拘らず、七月下旬頃から遂に公債相場が低落を始め、八月下旬には應  
募不足の公債が現はれた。これは、財政赤字の將來に對して投資家が不安を抱き始めたことを物語る。  
モーゲンソー氏は八月末に『赤字驅逐三ヶ年計畫』なるものを發表して投資家の不安解消に努め、九  
月下旬にはロ大統領自から一九三五—三六年度の豫算見積替を發表し、歳出に於いて七億六千萬弗を  
減じ、歳入に於いて四億七千九百萬弗を増加し、差引十二億弗餘の赤字減少を發表した。續いて十一

月十三日に至り、再びロ大統領は健全財政主義を聲明、一九三八年度には豫算均衡を實現すべき旨を  
明かにした。無論、財政インフレが斯様にしてブレーキをかけられるに至つたとは云へ、決してデフ  
レーションに直に陥ることはないのだが、兎も角、インフレが一應の飽和點に來たことだけは、第二  
四半期の一つの注目すべき問題であつた。

四、中國の水害

中華民國に就いては、吾々の扱ふべき多くの事件が発生した。このうち、政治の分野、就中北支間  
題に就いては別に第九節政治社會狀勢の部分で述べるから、此處では専ら經濟恐慌就中水害の狀況に  
就いて述べるであらう。

(A) 黄河及長江の氾濫

一九三一年に於ける長江の水害は民國の近代史に前例なき大洪水であつたが、それに次ぐ程度の洪  
水が再び發生した。長江は七月中旬から下旬にかけて、黄河は七月下旬から八月中旬にかけて特に甚  
しき氾濫を見たのである。

さて、長江筋の被害に就いて云ふと省としての被害は湖北省が最も酷かつた。湖北省は周知の様に、長江中流



の最も繁華な地帯で、漢口、武昌、漢陽、沙市、宜昌等の諸都市があるが、これ等の都市は何れも大部分水浸しになつた。それに、省の中央を流れる長江の支流漢水も酷く氾濫した爲、結局湖北省の大部分が水害を被つたのである。省當局の發表に依ると、堤防の決潰せるものは全體の八割に及び、全省面積の七割(四十縣)は浸水し、被害を免れたのは僅かに殘餘の二十一縣に過ぎなかつた。而して、洪水に依る死者は二十萬人に及び、家屋流失に依る避難民は七月末頃漢口に居る者のみで、一萬九千二百七十五家族、九萬六千四百六十一人、武昌及び漢陽兩市に居る者二萬七千九百五十五家族、十二萬四千五百三十九人と云ふ多數に上る。

漢口に於ける長江水深の最も高まつた七月十五日は五十一呎四であつたから、一九三一年大洪水當時の五十三呎六と比較して、長江そのもの水深は一九三一年の場合よりも約二呎低かつた譯であり、従つて被害の程度もこれに應ずるものと一應は見られよう。が、湖北省當局の損害見積額二億弗のうち一億弗は漢水沿岸地域のものと思はれてゐる點から考へれば、漢水沿岸地方(湖北省の中心地域)に關する限り、或は一九三一年の場合より被害が甚しかつたかも知れぬ。

次に湖南省の状況を見ると、七月二十一日の通信では溺死者千名、家屋流失に依る避難民二十萬人、耕地浸水面積五十萬畝と傳へられたが、二十二日には全省の米の作付面積中水難を免れたのは僅かに五分の一に過ぎぬと傳へられ、更に二十三日に省主席の何鍵氏から中央政府に報告せるところに依ると、數十萬人が家屋を流失し又は食糧飢饉に曝されてをり、省全體としての被害程度は明かに一九三一年の場合よりも甚しいと云ふ。

それから江西省——こゝまで來ると水勢は稍々衰へたらしく、溺死者はなさそうであるが、矢張り家屋の浸水、流失に依る避難者三十萬人、耕地浸水二十五萬畝と云はれる。一説では、南京から漢口に至る兩岸の浸水耕地三十萬畝、とも稱せられる。大體今回の長江水害は陝西省、湖北省及湖南省等に於ける豪雨に依るものであるから、下流に行くほど被害は少い模様である。南京、漢口間の浸水三十萬畝説と江西省二十五萬畝説

とを綜合して見ても下流に至るほど浸水耕地の狭いことが判る。

なほ、災害救助委員會委員長許世英の發表に依ると、『今回の水害により長江流域の損害は湖北、湖南、江西、安徽の四省のみにて罹災民千三百卅餘萬人、被害面積七千五百萬畝、損害約六億八千萬元にて奥地の購買力は今後一層の減退を餘儀なくされるであらう。』と云ふ。

黄河筋の洪水は河南省北部及び東部、河北省南部、安徽及び江蘇省の北部、山東省の平野地帯大部分に亘り、四十年以來の大洪水と云はれる。その被害の程度は數字的に不詳だけれども、十一月廿一日山東省主席韓復榘氏が東朝の青島特派員に次の如く語つてゐることからも災害の状況は略々察し得るであらう。

『八月以降黄河の氾濫による罹災民五百萬に上り内救済を要するもの二百萬、家を奪はれ飢に泣くもの三十五萬に達し今尙黄河の水の八割まで田地を浸しつゝあるので罹災民は増加する一方である、飢餓線上に彷徨する者は八十三縣にそれ〴〵割當收容し各縣各界及び他地方よりの義捐金、省政府の補助、中央よりの救済費をもつて救済してゐるが決潰せる堤防の修理に四百萬元、救済費千五百萬元を要するに中央よりの下付金は修理費七十四萬元、救済費二十六萬元に過ぎずして遅々として進まず貧窮の果は土匪化するおそれもあり、山東省に致命的打撃を受けることになるから私の腦裏は修理と救済と治安維持に専念する外他を顧みるの暇がない。』

(B) 幣制改革令の實施

尙ほ、こゝに當然報告を怠り得ない問題として幣制改革令發布がある。然しこれは時間的に云つて第四四半期の事件であるのみならず、その關聯する部面が頗る複雑である。單に經濟的な意味だけでなく、國際政治的な意味に於いても……吾々は、銀問題の抑々の發生から、中國に於ける銀恐慌、今



度の幣制改革(實質的には缺陷だらけの應急對策)、その背後にある經濟的、政治的、國內的、國際的諸關係、特に英國資本の態度、等々に至るまでの一切の経過と、今後の見透しとを次輯に於いて取纏めたいと思つてゐる。中國の場合こそは最も明瞭に、政治を離れて經濟がなく、國際關係を離れて國內政治が考へられない。唯單に幣制改革令そのものを解剖しても決して問題の本質は把握し得ないし、到底讀者の満足を得ることも出来ないのだから。

### 第三節 外國貿易は依然好調を持續

—對支輸出増停滯と加奈陀・埃及との通商戰の實績—

日本商品に對する全面的な障害政策に押し込まれながら、尙ほ、第三四半期の外國貿易は引き続き好調を持續した。特に、今春來、輸出増加率の低下が問題にされて來たが、夫れは再び上昇を示して居り、本年度の貿易尻は歐洲大戰以來久し振りに出超さへもが期待されて居ると云ふ状態である。斯うした貿易の好調が、國內財界の好轉を促し、その景氣恢復工作に寄與した處も亦大きかつたわけである。

ところで、この期に於て特に注目すべき諸點は、(一)輸出の好調は米國財界の活況に伴ふ生絲の對米輸出に負ふ所が大きかつたこと、(二)夫れと棉花の輸入減が貿易尻の改善に寄與したこと、(三)從來増加の一途を辿つて來た對滿貿易が第三四半期に入つて減少に轉じたこと、(四)今春來、日支外交好轉の聲とともに激増した對支輸出は、其の増加率を著るしく低めたこと等とともに、(五)對加奈陀通商擁護法發動後の日加貿易の状態、(六)日埃通商條約廢棄通告後の日埃貿易の状態、(七)我國輸出統



制を繞る種々な紛糾、の諸點である。

一、貿易尻著るしく改善

先づ、第三四半期の貿易金額を見るに、輸出は六億四千八百萬圓で前年同期に比し一五%七の増加を示し、第一四半期の増加率には及ばなかつたが、第二四半期の夫れを超えて居る。之に對し輸入は四億九千三百萬圓で前年に比し約三%を減じた。結局、此の期は一億五千五百萬圓の輸出超過となり、これを昨年同期の出超五千百萬圓と比較すると三倍以上に激増して居る。一體我が貿易のバランスは、毎年第三四半期に入ると出超に轉ずるのを常とするのであるが、今年はその傾向が特に顯著であるこ

(一) 本年度四半期別内地外國貿易前年比較對照表(千圓)

	輸 出		輸 入		入 出 超	
	九 年	十 年	九 年	十 年	九 年	十 年
第一四半期	四六三、六八二	五八一、三六三	二〇〇・〇	五八、四四七	七二、〇三七	三三・五
第二四半期	五五二、〇〇六	六三三、〇六七	(+) 一三一・一	六三〇、二二二	六三三、二二二	〇・四
第三四半期	五五九、九七一	六四八、一三五	(+) 一五・七	五〇八、五〇〇	四九三、五五五	二・九
十月中旬	二八、一五〇	一四四、七四三	(+) 一二・九	一一四、四〇五	一〇七、五五八	五・八
累 計	一、六九一、八〇九	一、九六六、二九七	(+) 一七・二	一、七二一、九四五	一、五五三、三三三	九・二
					入六五、六六五	入一四九、六六五
					入八九、二六九	入二、一四五
					出五、四五一	出一五、五〇〇
					出一三、七四五	出三、一八五
					入八九、七三六	出二〇、九四五

とが判る。この爲に一月以降九月末までの累計では、昨年が一億三百萬圓の入超なるに對し、今年のそれは僅かに一千六百萬圓に過ぎない。更に、これに十月中旬までの價額を合計すれば輸出十九億六千六百萬圓、輸入十九億四千五百萬圓となり、二千萬圓の出超に一轉してゐるのである。

尤も、七月以降貿易統計が改變されたので、正確には前年同期と比較し得ない(註)が、何れにしても、此の状態だと、或ひは本年度の貿易尻は出超を示すのではないかと期待されて居る。内地の貿易尻が出超を示したことは歐洲大戰以來絶えてない。金輸出再禁止以降最も改善されたのは昭和七年であるが、それでも二千百萬圓の入超であつた。本年の我が對外貿易が如何に好調を示してゐるか想像されよう。

(註) 貿易統計作成の方法に如何なる改變を行つてゐるかに就いて報告して置こう。先づ、作成方法の變更された點を擧げて見るに(一)北『サカレン』及極東水域に於ける本邦人の利權を有する礦山及漁場等の生産品は從來輸入となつてゐたのを、輸入に計上せざることとなり、(二)他方國內より右の礦山、漁場等に向けらるゝ仕込品は從來輸出となつてゐたのを、輸出に計上せざることとなつた。更に、(三)保税倉庫又は保税工場の入貨は輸入手續を履んで輸入せられたものゝみ輸入統計に計上されてゐたのを凡て輸入と看做し、また(四)右の保税倉庫又は保税工場よりの積戻貨物は仲繼貿易として別途統計を爲してゐたのを輸出統計に計上することとなつたこと、(五)四點に歸せられる。斯様に變更せられた結果、如何なる統計上の異動を生ずるか云ふに、固より正確には分らぬが、輸出の多く見積られて居る高は保税倉庫及同工場の積戻價額(九月迄で内地九百四十餘萬



圓、朝鮮臺灣を合せて九百八十餘萬圓)が略々それに相當すると見て良い。また輸入の少く見積られる高は、我社の調に依ると年額三千萬圓見當(東洋經濟新報九月十四日號參照)で、其の大半は下半期に屬するから、本年も全體として二千萬圓から二千五百萬圓位の差が生ずるかも知れぬが、何れにしても輸出入双方合せて、下半期合計三、四千萬圓の違ひと見て置けばよい。

二、輸出入市場の變化

(A)對米輸出の激増 市場別に見ると、此の期に於ける對米輸出は、一億四千四百萬圓に達し、前年に比し約四二%を激増して居る。本年上半期の増加率は二〇%だつたが、夫れを遙かに突破したわけである。これは、米國財界の好轉に伴ふ生絲の輸出増(價額、數量とも)に基づくものであつて、これが此の期の總輸出貿易に及ぼした力は頗る大きかつた。

(B)問題の對加奈陀埃及貿易 通商擁護法發動後の對加奈陀貿易は、輸出入とも極めて不振の状態を示した。即ち、第三四半期の輸出は二百十萬圓で、前年に比し一二%五を減少し、輸入は九百萬圓で、對前年三七%五の激減に當つて居る。また、日埃通商條約廢棄通告後の日埃貿易は、輸出は二千一百卅萬圓で、前年に比し二五%二を増加して居り、輸入は八百卅萬圓で二%三を減少して居る。輸出に於ける斯様な激増は、條約失效までの餘裕期間三ヶ月間に於ける見越輸出が盛行したからである。之

(2) 日本内地外國貿易主要國別輸出額(百萬圓)

	10年 1—6月	對前年 増減率 %	10年 7—9月	對前年 増減率 %	10年 1—9月	對前年 増減率 %
滿洲國、香港計	205.7	(+) 16.6	108.4	(-) 2.1	314.0	(+) 9.4
英領印度	109.2	(+) 68.8	42.4	(+) 11.0	151.6	(+) 47.4
英領印	314.9	(+) 30.6	150.7	(+) 1.3	465.6	(+) 19.1
英領印	128.1	(+) 17.8	72.1	(+) 6.6	200.2	(+) 16.8
英領印	68.5	(-) 9.8	38.2	(-) 2.1	106.7	(-) 7.2
英領印	118.6	(+) 8.8	68.8	(+) 33.5	187.4	(+) 16.7
英領印	630.1	(+) 17.6	329.8	(+) 8.8	959.9	(+) 14.5
英領印	229.9	(+) 20.3	144.2	(+) 41.9	374.1	(+) 27.8
英領印	118.6	(+) 6.7	68.7	(+) 20.3	187.2	(+) 11.3
英領印	58.7	(+) 41.6	23.6	(-) 19.7	82.3	(+) 16.2
英領印	25.8	(-) 33.8	21.3	(+) 25.2	47.1	(-) 15.8
英領印	64.2	(+) 29.4	30.9	(+) 23.3	95.0	(+) 27.4
英領印	33.7	(+) 28.5	21.1	(+) 4.9	54.7	(+) 19.3
英領印	3.9	(+) 0.0	2.1	(-) 12.5	6.0	(-) 0.4
同上輸入額(百萬圓)						
滿洲國、香港計	119.4	(+) 9.2	35.7	(+) 15.2	155.2	(+) 10.6
英領印度	51.8	(-) 15.8	29.0	(+) 14.4	80.2	(-) 6.9
英領印	170.5	(+) 0.3	64.8	(+) 15.0	235.3	(+) 3.9
英領印	170.9	(+) 22.3	68.0	(-) 22.5	259.0	(+) 6.3
英領印	35.0	(+) 10.9	19.4	(+) 35.1	54.4	(+) 18.5
英領印	59.6	(+) 12.5	34.5	(-) 38.6	94.0	(-) 13.8
英領印	456.0	(+) 11.2	186.8	(-) 13.0	642.8	(+) 2.8
英領印	453.4	(+) 23.5	153.2	(+) 7.2	606.6	(+) 14.5
英領印	195.1	(+) 34.5	74.7	(+) 5.3	269.8	(+) 24.9
英領印	18.2	(+) 19.8	14.7	(+) 189.8	32.9	(+) 62.4
英領印	32.0	(+) 49.6	8.3	(+) 2.3	40.3	(+) 34.8
英領印	9.9	(-) 40.2	3.2	(-) 73.3	13.1	(-) 54.0
英領印	118.1	(-) 7.6	41.9	(+) 263.4	160.0	(+) 14.8
英領印	33.9	(+) 43.4	9.1	(-) 37.5	43.0	(+) 12.6

等の點に就いては後に項を改めて報告する。

(C)對滿輸出の減少 滿洲國成立以來、同國向輸出はづつと増加し

續けて來た

が、此の期には一億八百萬圓とな



り、前年に比し二%と僅かながらも減少に轉じて居る。茲兩三年間の對滿輸出増は、日本の對滿投資に基く軍事的産業的諸建設工作の進展と相伴つたものであるが、今後に於ても、滿洲に於ける農業恐慌が打開され一般農民の購買力が増大するか、或ひは他の諸外國からの對滿投資が行はれざる限り、日本の對滿輸出は同時に其の對滿投資を必須の條件とせざるを得ない。既に、高橋藏相に依り、對滿投資抑制論が云はれ、一般金融市場に於ても投資力の限界が問題になつて居る。併し當面の見透しとしてはまだ殖えこそすれ減り相もないし、従つて對滿輸出貿易も積極的に著減するなどと云ふとはあるまい。

(D)對支輸出増の停滯 然しながら、對支貿易に就いてはさして樂觀を許さぬ情勢が見える。本年上半期の對支輸出は一億九百萬圓で前年に比し實に約七割の激増を示した。これは、明らかに年初以來の日支外交好轉—南京政府の排日貨禁止命令・大使交換—の影響を受けたことは明白であるが、此の期に入るや輸出増加率は一一%に低下して居る。之も北支問題の突發から日支兩國間に再び暗雲が蔽ひかぶさつた結果に依ること明らかで、現在の狀態から押すと今後一層の沈滯が豫想せられる。尙ほ、次に中國の主要國別貿易を紹介して置こう(第三表)。之で見ると、一九三三年の輸入貿易に於て日本が得た割合は九%に過ぎなかつたが、三四年一一%に、更に本年に入るや一四%三に迄上昇した。米國に次いで第二位を占めて居るわけである。此の間、中國貿易は同國經濟界の惡化を反映し、萎微沈滯の裡

(三) 中國の主要國別外國貿易 (單位百萬元)

輸入金額	對總輸入額割合		輸出金額	對總輸出額割合	
	(一九三三年)	(一九三四年)		(一九三三年)	(一九三四年)
一九三三年	一九三三年	一九三三年	一九三三年	一九三三年	一九三三年
一九三四年	一九三四年	一九三四年	一九三四年	一九三四年	一九三四年
五年	五年	五年	五年	五年	五年
英領印度	三・三	四・七	一・一	一・一	一・一
英領印度支那	一・五	一・八	一・一	一・一	一・一
加蘭	一・五	一・八	一・一	一・一	一・一
佛領印度支那	一・五	一・八	一・一	一・一	一・一
佛領印度支那	一・五	一・八	一・一	一・一	一・一
獨逸	七・二	七・八	三・四	三・五	三・五
英吉	七・二	七・八	三・四	三・五	三・五
香港	一・五	一・八	一・一	一・一	一・一
日本	一・五	一・八	一・一	一・一	一・一
朝鮮	一・五	一・八	一・一	一・一	一・一
和蘭	一・五	一・八	一・一	一・一	一・一
蘭領東印度	一・五	一・八	一・一	一・一	一・一
暹羅	一・五	一・八	一・一	一・一	一・一
海峽植民地	一・五	一・八	一・一	一・一	一・一
米合衆國	一・五	一・八	一・一	一・一	一・一
其他共計	一・五	一・八	一・一	一・一	一・一

(備考) 上海總稅務司署統計科編印「中華民國海關進出口貿易統計月報」

第三節 外國貿易は依然好調を持續



に推移した。従つて日本の對支輸出の増進は、結局英、米其の他諸國の後退を必須の條件とする。ここに、支那市場に於ける列強の競争激化の素因がある。

三、商品内容の變化

(A)輸出に於ける生絲の激増 〓 いま重要輸出商品別に七月以降九月までの合計を昨年同期に比較するに第四表に示す通りである。

それに依ると、最も増加してゐるのは生絲であつて三千四百七十六萬一千圓、率にしても四八%五六の激増である。此の生絲輸出の増加は言ふまでもなく、今春來の絲價の騰貴にも依るが併し數量も増加してゐる。生絲の外絹織物も激増してゐることも見逃がせない。又海外の輸入制限で氣遣はれてゐる綿織物も減退はせず、逆に僅か乍ら増加を示してゐるのみならず、綿織絲は激増さへ示してゐる。人絹も絲は減つてゐるが織物の方は逆に増加してゐる。

その他の重要品も増加してゐる商品が多く、鐵、銅、機械及同部分品等の重工業品、それから植物性脂肪を始め紙類、硝子及同製品、ラムプ同部分品、玩具等の雜貨品も顯著な増加を示してゐる。

右に反して稍目立つて減少してゐるものには、前述の人造絹絲の外、精糖、罐頭詰食料品がある。併

(4) 七一九月重要輸出品比較表

	十年 千円	九年 千円	比較 千円	同率 千円
粉糖詰品材	7,358	7,182 (+)	178	2.45
麥糧料	3,023	5,105 (+)	3,082	40.28
小精罐食木植脂生綿人造絹絲	22,009	24,023 (-)	2,014	8.38
物性油	6,617	7,584 (-)	967	12.75
絲	8,438	2,064 (+)	6,374	308.82
絲	106,345	71,584 (+)	34,764	48.56
絲	9,327	4,565 (+)	4,762	104.32
絲	3,712	4,945 (-)	1,233	24.93
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	17,775	13,981 (+)	3,994	27.14
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	3,324	2,183 (+)	1,141	52.27
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	2,039	1,861 (+)	178	9.56
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	30,641	18,905 (+)	11,736	62.80
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	31,126	27,758 (+)	3,368	12.13
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	121,977	121,738 (+)	239	0.20
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	10,033	10,603 (+)	570	5.38
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	13,392	12,147 (+)	1,245	10.25
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	3,896	4,252 (-)	356	8.37
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	5,279	4,921 (+)	358	7.27
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	11,893	12,110 (-)	217	1.79
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	5,611	4,397 (+)	1,214	27.61
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	9,392	9,172 (+)	220	2.40
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	21,474	20,258 (+)	1,216	6.00
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	5,022	3,798 (+)	1,224	32.23
鐵銅眞絹織物人絹織物綿織物メリヤス品	10,541	8,204 (+)	2,337	28.49

(B)輸入に於ける  
 棉花の減少 〓 かや  
 うな全面的の輸出  
 増加に對し輸入が  
 し精糖の減つてゐ  
 るのはそれまで著  
 増して來た後を受  
 けての一服狀勢で  
 あらう。

反對に減つてゐるのは一見不可思議な現象であるが、これを重要商品別に見ると第五表に示す如く、棉花の減少によるところが大きい。我紡績業の現状から見て、棉花の消費が昨年より殖えても減少する筈はないのだから、此の減少は買付の見送りに基くものと見られ、その限り今後は増加する趨勢にあるものと云はねばならぬ。併し九月までの合計で見ると五億四千六百萬圓の輸入で昨年同期に比し約四百萬圓ばかりの減少に過ぎない。數量でも大體同様であるが、これによると今後棉花の輸入は増



加しても、それによつて無論貿易尻を逆轉せしむる程の高ではないことだけは明かだ。棉花に次いで目立つて減つてゐるのは生ゴム、自動車及同部分品、内燃機關、硫安、石炭、パルプ等である。併し他方には増加を示してゐる重要品もある。即ち豆類、原油及重油、鑛油、燐鑛石、油糟、羊毛、毛織物、木材等の外、鑛、銑鐵類、アルミニウム、鉛、銅、錫、亞鉛等の軍需工業の原料品が依然増加してゐる。

(5) 七一九月重要輸入品比較表

	十年 千円	九年 千円	比較 千円	同率
小麥類	7,649	7,842 (+)	193	2.46
豆類	10,890	4,827 (+)	6,063	125.51
採油用原料	5,951	3,544 (+)	2,407	67.92
原油及重油	30,698	24,150 (+)	6,549	27.11
生ゴム	11,002	16,537 (+)	5,535	33.47
硫酸アム モニウム (粗製)	1,896	2,921 (+)	1,025	35.09
燐鑛石	5,373	3,658 (+)	1,715	46.88
油實綿	4,897	1,907 (+)	2,990	156.79
麻類及其 他ノ植 物纖維	121,390	165,288 (+)	43,897	26.56
羊毛	7,971	6,524 (+)	1,447	22.18
羊 毛	31,863	9,654 (+)	22,209	230.04
石 炭	11,029	12,709 (+)	1,672	13.16
鐵 材	12,477	8,197 (+)	4,280	52.21
木 材	9,438	7,969 (+)	1,469	18.43
皮 類	5,174	4,109 (+)	1,069	25.92
製紙用 パルプ	10,403	11,401 (+)	998	8.75
銑 鐵	10,613	7,193 (+)	3,420	47.55
其他ノ鐵	34,960	33,443 (+)	1,517	4.54
アルミ ニウム	2,706	2,532 (+)	174	6.87
鉛(塊及錠)	4,734	5,320 (+)	586	11.02
銅(同)	9,327	7,637 (+)	1,690	22.13
錫(同)	4,152	4,049 (+)	103	2.54
亞鉛(塊錠 及粒)	2,430	1,739	691	39.74
鑛油(原油及重 油を除く)	8,402	7,979 (+)	423	5.30
毛織物	3,337	2,068 (+)	2,269	61.36
自動車及 同部分品	7,954	11,788 (+)	3,834	32.52
内燃機關	3,316	5,766 (+)	2,450	42.49
金屬工及 木工機械 同部分品	6,264	5,852 (+)	412	7.04

以上に述べたる如く、最近の輸出激増は無論心強いし、輸入減少も我産業界の萎縮に基くものではない。周知の如く、一昨年以來の我財界に對する一部の悲觀論も貿易悲觀が大きな理由であつたが、この悲觀論は全く杞憂に過ぎないことが判る。

#### 四、通商擁護法發動後の日加貿易

加奈陀に對して通商擁護法を發動するに至つた事情に關しては、既に前輯で報告して置いた。また發動後の日加貿易が極めて不振の状態を示した點に就いては、前に一言した通りである。が、こゝでは最少し詳しい事情と、もに、若干の見透しを述べて置こう。

通商擁護法は、加奈陀の對日主要輸出品に對し、關稅定率法所定の輸入税の外、從價五割の附加税を課するに至つたのだが、其の適用を受ける物品は加奈陀産の小麥、木材、パルプ、等主として農林産品である。今、第三四半期の加奈陀よりの重要輸入品の價額を見ると、第五表に見らるゝ様に、可成り全面的な減少を示して居る。

即ち、法の適用を受けた小麥、木材、パルプ類は前年に比し四十乃至六十%の激減に陥り、鉛、亞鉛等も亦二十乃至三十%内外を減じて居る。増加して居るのは僅かに印刷用紙位なものである。一月



(6) 對加重要輸入品(千圓・數量百萬斤)

	10年 7-9月	對前年 增減率 %	10年 1-9月	對前年 增減率 %
×小麥	數量 16.3	↖51.1	88.1	↖15.5
	金額 1,159	↖45.1	6,257	↖15.5
×製紙用 ×パルプ	數量 10.6	↖51.7	56.7	↖13.6
	金額 937	↖59.2	5,874	↖12.0
×木材	數量 1,248	↖61.7	8,064	↖16.8
	金額 1,248	↖61.7	8,064	↖16.8
印刷用 ×紙	數量 24.3	↗8.9	70.1	↗39.0
	金額 1,792	↖22.3	5,179	↖66.6
鉛	數量 11.4	↖32.6	37.6	↖28.0
	金額 1,560	↖19.4	4,445	↖24.4
亞鉛	數量 3.8	↖22.5	14.2	↖3.6
	金額 632	↖25.6	2,160	↖7.1

(備考) ×印は通商擁護法の發動を受けたるもの

が擁護法發動の對象となつた商品は、主として小麥、小麥粉、穀粉及澱粉類、パルプ、木材等の農林產品であるが、加奈陀の農林業の疲弊してゐる折柄、之に壓迫を加へるならば、十月に行はれる加奈陀の總選舉に於て、國內工業保護一點張りのベネット保守黨内閣は崩壊して、自由通商主義者をバツクとする自由黨内閣が誕生するであらう。その曉に現在の如き高率關稅を撤廢させようと云ふこと及び(二)爾餘の諸外國に於ける關稅障壁増築を牽制すること、これである。

さて加奈陀では去る十月十四日に總選舉が行はれ、その結果は果せる哉自由黨の勝利に歸し、マツケンジー・キング氏が組閣したのである。

これより先、自由黨の勝利が明かとなるや、キング氏は大要次の如く聲明、來るべき自由黨政權の政策を闡明した。

『加奈陀領民が相率ゐて自由黨を支持し、自由主義の諸原則並に諸政策に對し全的の信頼を表明されたことは舉黨一致深く感謝する所である。總選舉の結果こそは外國貿易並に國內商業の解放を要求した國民總意の明瞭疑問の餘地なき裁斷である。國民總意の要請する所は米國との間に於ける求償通商協定であり、日本との通商關係回復である。而して日米兩國との通商關係調整には常に互惠主義を基調とせねばならない。過度な關稅引上げと專斷的な稅制とは決して國利を伸長し民福を増進する所以ではない。今回の總選舉に於て全國民はこの專斷的稅制と彼の關稅障壁の撤回とを要求した。』云々。

最近の外電は、キング首相に依り、米加通商條約締結に引き続き對日ダンピング稅が撤廢せられる模様と傳へて居る。目下、兩國の間に、交渉が續けられて居るが此の國が英帝國ブロックの一員であることを考慮に容れるならば、日本としても餘り多きを期待することは出來まい。

五、日埃通商條約廢棄通告後の狀況



前輯にも報告して置いた様に、埃及政府は、日埃間片貿易の調整、埃及に於ける工業保護を理由に最惠國待遇を保障する日埃通商條約を廢棄するに至つたのである。が、此の條約が失效する迄には三箇月の期間がある。また新協定の締結までにはそれ以上の日子を要するであらう。此の間に當然豫想せられるのは日本よりの見越輸出であるが、これに對して埃及政府は「過去三箇年の當該期間の平均輸入額を超過せざることを希望」し、若し此の自制が行はれざる場合には「特別なる關稅措置を執る」ことを暗示して來たのである。

然るに九月二十日に至り、埃及政府は此處に暗示せる如き「特別なる關稅措置を採るに至つた。即ち埃及政府は爲替低落國よりの輸入品、綿布、メリヤス、人絹布、綿ビロード、綿ブラッシュ、綿製及び人絹製衣類、その他の衣類に對し、爲替低落による利益を減殺するために從價四割の爲替補償税を課するに至つたのであるが、これは日本品の見越輸出が旺盛なることを口實に實施されたものである。

此の爲替補償税に依つて最も打撃を蒙るのは綿織物である。日本綿布は數年來英國綿布に比し優位を占めてゐた。昨一九三三年度の埃及綿布

(7) 一月以降九月對埃貿易額(千圓)

	1933年	1934年	1935年
輸出	39,557	55,909	47,063
内綿織絲	239	148	352
綿織物	27,264	37,418	28,395
人絹織物	2,946	5,434	4,680
綿タオル	377	448	276
メリヤス製品	2,716	29,929	1,593
輸入	19,288	2,504	40,344
内實棉繰綿	13,921	25,730	33,744

(8) 一九三三四年埃及綿布輸入額(千埃磅)

總額	對日	對英
415	348 (83)	62 (15)
514	236 (51)	215 (42)
592	144 (33)	240 (34)
763	456 (76)	39 (2)
943	669 (79)	169 (13)
3,227	1,853 (68)	725 (19.9)

括弧内は輸入總額に對する%

類總輸入額中六八%は日本品であり、之に對し英國は二十%に過ぎなかつた。が、今や日本綿布は非常な苦況に置かれたわけだ。此處に想到すれば、埃及の條約廢棄の眞の目標は、片貿易調整、國內工業保護と云ふ點よりも、寧ろ英國ランカンヤ綿業の更生策にあつたものと考へてよからう。

日埃兩國間の通商會商は去る十月二十二日よりカイロに於て始められてゐる。日本代表笠間公使は通商協定改訂に先立つて、先づ此の禁止的爲替補償税問題が先決條件なりとして交渉を進めてゐるが、會商は目下停頓の状態に在る。埃及政府では會商に備へて先に通商條約廢棄を一ヶ月延長したのであるが、更に十一月十七日に至り、これを期限を附せず延長するに決定した。埃及一國との交渉ではなく、英國との關係をも考慮しなければならないのであるから、新協定の成立までには尙ほ相當の日子を要するであらう。

六、行惱む輸出統制問題

我が對外通商關係が多事なるところへ、國內的には輸出統制を繞る種々の紛糾が生じてゐる。なか